

(別紙)

平成 13 年 7 月 5 日付課法 3 - 57 ほか 11 課共同「法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について」(法令解釈通達)のうち、次表の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」に欄に掲げるように改正する。

(注) 下線を付した部分が改正部分である。

改 正 後															改 正 前														
(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 1)															(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 1)														
<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p> <p>新たに内国法人を設立したので届け出ます。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>法人設立届出書</p> <p>整理番号</p> </div> </div>															<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;"> <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p> <p>新たに内国法人を設立したので届け出ます。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>法人設立届出書</p> <p>整理番号</p> </div> </div>														
(フリガナ) 法人名						(フリガナ) 法人名						(フリガナ) 法人名						(フリガナ) 法人名											
本店又は主たる事務所の所在地			〒			本店又は主たる事務所の所在地			〒			本店又は主たる事務所の所在地			〒			本店又は主たる事務所の所在地			〒								
納税地			〒			納税地			〒			納税地			〒			納税地			〒								
(フリガナ) 代表者氏名						(フリガナ) 代表者氏名						(フリガナ) 代表者氏名						(フリガナ) 代表者氏名											
代表者住所			〒			代表者住所			〒			代表者住所			〒			代表者住所			〒								
電話( )						電話( )						電話( )						電話( )											
設立年月日		平成 年 月 日		事業年度		(自) 月 日 (至) 月 日		設立年月日		平成 年 月 日		事業年度		(自) 月 日 (至) 月 日		設立年月日		平成 年 月 日		事業年度		(自) 月 日 (至) 月 日							
資本金又は出資金の額		円		消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日		平成 年 月 日		資本金又は出資金の額		円		消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日		平成 年 月 日		資本金又は出資金の額		円		消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日		平成 年 月 日							
事業の目的 (現に営んでいる又は営む予定のもの)		支店・出張所・工場等		名称		所在地		支店・出張所・工場等		支店・出張所・工場等		名称		所在地		支店・出張所・工場等		支店・出張所・工場等		名称		所在地							
設立の形態		1 個人企業を法人組織とした法人である場合 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合(分割型・分社型・その他) 4 現物出資により設立した法人である場合 5 その他( )		設立の形態		1 個人企業を法人組織とした法人である場合 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合(分割型・分社型・その他) 4 現物出資により設立した法人である場合 5 その他( )		設立の形態		1 個人企業を法人組織とした法人である場合 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合(分割型・分社型・その他) 4 現物出資により設立した法人である場合 5 その他( )		設立の形態		1 個人企業を法人組織とした法人である場合 2 合併により設立した法人である場合 3 新設分割により設立した法人である場合(分割型・分社型・その他) 4 現物出資により設立した法人である場合 5 その他( )															
設立の形態が1~4である場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況		事業主の氏名、合併により消滅した法人の名称、分割法人の名称又は出資者の氏名、名称		設立の形態が1~4である場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況		事業主の氏名、合併により消滅した法人の名称、分割法人の名称又は出資者の氏名、名称		設立の形態が1~4である場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況		事業主の氏名、合併により消滅した法人の名称、分割法人の名称又は出資者の氏名、名称		設立の形態が1~4である場合の設立前の個人企業、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況		事業主の氏名、合併により消滅した法人の名称、分割法人の名称又は出資者の氏名、名称															
合併等期日		平成 年 月 日		適格区分		適格・その他		合併等期日		平成 年 月 日		適格区分		適格・その他		合併等期日		平成 年 月 日		適格区分		適格・その他							
事業開始(見込み)年月日		平成 年 月 日		添付書類		1 定款等の写し 2 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本 3 株主等の名簿 4 現物出資者名簿 5 設立趣意書 6 設立時の貸借対照表 7 合併契約書の写し 8 分割計画書の写し 9 その他( )		事業開始(見込み)年月日		平成 年 月 日		添付書類		1 定款等の写し 2 登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 3 株主等の名簿 4 現物出資者名簿 5 設立趣意書 6 設立時の貸借対照表 7 合併契約書の写し 8 分割計画書の写し 9 その他( )		事業開始(見込み)年月日		平成 年 月 日											
「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無		有 ・ 無						「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無		有 ・ 無						「給与支払事務所等の開設届出書」提出の有無		有 ・ 無											
氏名								氏名								氏名													
税理士事務所所在地		電話( )		税理士事務所所在地		電話( )		税理士事務所所在地		電話( )		税理士事務所所在地		電話( )															
設立した法人が連結子法人である場合		連結親法人名		〒		所轄税務署		連結親法人名		〒		所轄税務署		連結親法人名		〒		所轄税務署											
		連結親法人の納税地						電話( )						連結親法人の納税地						電話( )									
「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の提出年月日				連結親法人		連結子法人		「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」の提出年月日				連結親法人		連結子法人															
年月日				年月日		年月日		年月日				年月日		年月日															
税理士署名押印				税理士署名押印				税理士署名押印				税理士署名押印																	
税務署処理欄		部門		決算期		業種番号		入力		名簿		税務署処理欄		部門		決算期		業種番号		入力		名簿							

(規格A4)

(規格A4)

# 改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 1)

## 法人設立届出書の記載要領等

内国法人である普通法人又は協同組合等(法人税法別表第3に掲げる法人)を設立した場合には、その設立の日以後2月以内に法人設立届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

### 1 提出部数及び添付書類

この届出書は、次に掲げる書類を添付して1通提出してください。

なお、資本金1億円以上の内国普通法人の場合は2通提出してください。

定款、寄付行為、規則又は規約(以下「定款等」といいます。)の写し  
設立の登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本  
株主又は合名会社、合資会社若しくは有限会社の社員、その他法人の出資者(以下「株主等」といいます。)の名簿(次の様式によってください。)

氏 名	住 所	株数又は 口 数	金 額	役職名及び当該法人の役員 又は、他の株主等との関係
			円	

現物出資をした者の氏名、出資の金額及び出資の目的物の明細を記載した書類

設立趣意書

設立の時にける貸借対照表

合併により法人を設立した場合における合併契約書の写し

分割により法人を設立した場合における分割計画書の写し

### 2 各欄の記載方法

- (1) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- (2) 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。
- (3) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。
- (4) 「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なものと及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業の種類を記載してください。

- (5) 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている営業年度等を記載してください。
- (6) 「資本金又は出資金の額」欄には、登記した資本の金額又は出資金額を記載してください。
- (7) 「消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄には、設立時の資本の金額又は出資金額が1千万円以上である場合にその設立年月日を記入してください。この欄に設立年月日を記入した場合には、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出する必要はありません。

(注) 新規に設立された法人のうち、その事業年度の開始の日における資本又は出資の金額が1千万円以上である法人は、基準期間のない課税期間(一般的には、設立第1期目及び第2期目)について、消費税の納税義務の免除の規定の適用はありませんので、消費税の確定申告書を提出する必要があります。

なお、基準期間の課税売上高を計算できる課税期間(一般的には、設立第3期目)からは、原則どおり基準期間の課税売上高により納税義務の有無を判定します。

このため、設立第3期目以降において基準期間の課税売上高による判定では納税義務が免除される場合でも、消費税の課税事業者となることを選択しようとするときには、改めて「消費税課税事業者選択届出書(第1号様式)」を、その選択しようとする課税期間の初日の前日までに提出する必要があります。これを提出していない場合には確定申告をすれば消費税の還付を受けられるとしても、確定申告をすることはできませんので、ご注意ください。

- (8) 「支店、出張所、工場等」欄には、支店の登記の有無にかかわらずすべての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。
- (9) 「設立の形態」欄には、該当する形態の番号を で囲んでください。

新設分割により設立した法人である場合には、当該分割が、法人税法第2条第12号の9(分割型分割)に該当する場合には「分割型」、同第12号の10(分社型分割)に該当する場合には「分社型」、又は分割承継法人の株式等を分割法人及び分割法人の株主等のいずれにも交付するものである場合には「その他」のそれぞれ にし点を付けてください。

なお、個人企業を法人組織とした法人である場合又は合併により設立した法人である場合には、「設立の形態」が1から4である場合の設立前の個人、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況」欄に、個人企業当時の事業主の氏名又は合併により消滅した法人の名称、納税地及び事業内容等を記載してください。

- (10) 「合併等期日」欄には、「設立の形態」が2又は3である場合に、それぞれ形態に応じて次に記載した日を記載してください。

設 立 の 形 態	合 併 等 期 日
合併により設立した法人である場合	合併契約書において合併期日として定めた日
新設分割により設立した法人である場合	分割計画書において分割期日として定めた日

- (11) 「適格区分」欄は、「設立の形態」が2から4である場合に、その合併、分割又は現物出資が、法人税法第2条第12号の8(適格合併)、同第12号の11(適格分割)又は同第12号の14(適格現物出資)に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の文字を で囲んでください。

- (12) 「事業開始(見込み)年月日」欄には、設立後、事業開始した年月日又は事業開始見込みの年月日を記載してください。
- (13) 「『給与支払事務所等の開設届出書』提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれかの該当のものを で囲んでください(既に別途に提出している場合は「有」を で囲んでください。)

(注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。

- (14) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。
- (15) 「添付書類」欄は、この届出書に添付したものの番号を で囲んでください。
- (16) 「設立した法人が連結子法人である場合」欄は、設立と同時に連結子法人となった場合に記載してください。それ以外の場合は記入しないでください。

なお、連結子法人である場合には、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」を別途提出する必要があります。

- (17) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (18) 「 」欄は、記入しないでください。

# 改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 1)

## 法人設立届出書の記載要領等

内国法人である普通法人又は協同組合等(法人税法別表第3に掲げる法人)を設立した場合には、その設立の日以後2月以内に法人設立届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっておりますので、下記の記載方法を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

記

### 1 提出部数及び添付書類

この届出書は、次に掲げる書類を添付して1通提出してください。

なお、資本金1億円以上の内国普通法人の場合は2通提出してください。

定款、寄付行為、規則又は規約(以下「定款等」といいます。)の写し  
設立の登記簿謄本(履歴事項全部証明書)  
株主又は合名会社、合資会社若しくは有限会社の社員、その他法人の出資者(以下「株主等」といいます。)の名簿(次の様式によってください。)

氏 名	住 所	株数又は 口 数	金 額	役職名及び当該法人の役員 又は、他の株主等との関係
			円	

現物出資をした者の氏名、出資の金額及び出資の目的物の明細を記載した書類

設立趣意書

設立の時にける貸借対照表

合併により法人を設立した場合における合併契約書の写し

分割により法人を設立した場合における分割計画書の写し

### 2 各欄の記載方法

- (1) 「本店又は主たる事務所の所在地」欄には、登記してある本店又は主たる事務所の所在地を記載してください。
- (2) 「代表者氏名」欄には、法人を代表する者の氏名を、「代表者住所」欄には、その代表者の住所を記載してください。
- (3) 「設立年月日」欄には、登記簿に記載されている登記年月日を記載してください。
- (4) 「事業の目的」欄には、定款等に記載されている事業の目的のうちその主なものと及び現に営んでいる事業又は営む予定の事業の種類を記載してください。

- (5) 「事業年度」欄には、法令、定款等により定められている営業年度等を記載してください。
- (6) 「資本金又は出資金の額」欄には、登記した資本の金額又は出資金額を記載してください。
- (7) 「消費税の新設法人に該当することとなった事業年度開始の日」欄には、設立時の資本の金額又は出資金額が1千万円以上である場合にその設立年月日を記入してください。この欄に設立年月日を記入した場合には、「消費税の新設法人に該当する旨の届出書」を提出する必要はありません。

(注) 新規に設立された法人のうち、その事業年度の開始の日における資本又は出資の金額が1千万円以上である法人は、基準期間のない課税期間(一般的には、設立第1期目及び第2期目)について、消費税の納税義務の免除の規定の適用はありませんので、消費税の確定申告書を提出する必要があります。

なお、基準期間の課税売上高を計算できる課税期間(一般的には、設立第3期目)からは、原則どおり基準期間の課税売上高により納税義務の有無を判定します。

このため、設立第3期目以降において基準期間の課税売上高による判定では納税義務が免除される場合でも、消費税の課税事業者となることを選択しようとするときには、改めて「消費税課税事業者選択届出書(第1号様式)」を、その選択しようとする課税期間の初日の前日までに提出する必要があります。これを提出していない場合には確定申告をすれば消費税の還付を受けられるとしても、確定申告をすることはできませんので、ご注意ください。

- (8) 「支店、出張所、工場等」欄には、支店の登記の有無にかかわらずすべての支店、出張所、営業所、事務所、工場等を記載してください。
- (9) 「設立の形態」欄には、該当する形態の番号を で囲んでください。

新設分割により設立した法人である場合には、当該分割が、法人税法第2条第12号の9(分割型分割)に該当する場合には「分割型」、同第12号の10(分社型分割)に該当する場合には「分社型」、又は分割承継法人の株式等を分割法人及び分割法人の株主等のいずれにも交付するものである場合には「その他」のそれぞれ にし点を付けてください。

なお、個人企業を法人組織とした法人である場合又は合併により設立した法人である場合には、「設立の形態」が1から4である場合の設立前の個人、合併により消滅した法人、分割法人又は出資者の状況」欄に、個人企業当時の事業主の氏名又は合併により消滅した法人の名称、納税地及び事業内容等を記載してください。

- (10) 「合併等期日」欄には、「設立の形態」が2又は3である場合に、それぞれ形態に応じて次に記載した日を記載してください。

設 立 の 形 態	合 併 等 期 日
合併により設立した法人である場合	合併契約書において合併期日として定めた日
新設分割により設立した法人である場合	分割計画書において分割期日として定めた日

- (11) 「適格区分」欄は、「設立の形態」が2から4である場合に、その合併、分割又は現物出資が、法人税法第2条第12号の8(適格合併)、同第12号の11(適格分割)又は同第12号の14(適格現物出資)に該当する場合には「適格」、該当しない場合には「その他」の文字を で囲んでください。

- (12) 「事業開始(見込み)年月日」欄には、設立後、事業開始した年月日又は事業開始見込みの年月日を記載してください。
- (13) 「『給与支払事務所等の開設届出書』提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれかの該当のものを で囲んでください(既に別途に提出している場合は「有」を で囲んでください。)

(注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に当該事務所等の所在地等の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。

- (14) 「関与税理士」欄には、関与税理士の氏名及び事務所所在地を記載してください。
- (15) 「添付書類」欄は、この届出書に添付したものの番号を で囲んでください。
- (16) 「設立した法人が連結子法人である場合」欄は、設立と同時に連結子法人となった場合に記載してください。それ以外の場合は記入しないでください。

なお、連結子法人である場合には、「完全支配関係を有することとなった旨等を記載した書類」を別途提出する必要があります。

- (17) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (18) 「 」欄は、記入しないでください。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 2)

外国普通法人となった旨の届出書		※整理番号
平成 年 月 日     税務署長殿	(フリガナ) 法 人 名	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒
	納 税 地	〒 電話( ) -
	(フリガナ) 責 任 者 氏 名	㊟
	責 任 者 住 所	〒 電話( ) -

新たに外国普通法人となったので届け出ます。

国内において行う事業を開始した日又はその開始予定日	平成 年 月 日	国内において資産の運用等を行うこととなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日	平成 年 月 日
事業年度	自 月 日 至 月 日	事業年度	自 月 日 至 月 日

国内において行う事業の目的及び種類	種 類		所 在 地
	国内にある資産の種類及び所在地		

(備 考)	添付書類	1 定款等の和訳文 2 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本 3 貸借対照表、財産目録 4 事業の概要を記載した書類
「給与支払事務所等の開設届出書」の提出の有無		有 ・ 無

税 理 士 署 名 押 印	㊟
---------------	---

※ 税 務 署 処 理 欄	部門	決算期	業種番号	入力	名簿
---------------	----	-----	------	----	----

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 2)

外国普通法人となった旨の届出書		※整理番号
平成 年 月 日     税務署長殿	(フリガナ) 法 人 名	
	本店又は主たる事務所の所在地	〒
	納 税 地	〒 電話( ) -
	(フリガナ) 責 任 者 氏 名	㊟
	責 任 者 住 所	〒 電話( ) -

新たに外国普通法人となったので届け出ます。

国内において行う事業を開始した日又はその開始予定日	平成 年 月 日	国内において資産の運用等を行うこととなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日	平成 年 月 日
事業年度	自 月 日 至 月 日	事業年度	自 月 日 至 月 日

国内において行う事業の目的及び種類	種 類		所 在 地
	国内にある資産の種類及び所在地		

(備 考)	添付書類	1 定款等の和訳文 2 登記簿謄本(履歴事項全部証明書) 3 貸借対照表、財産目録 4 事業の概要を記載した書類
「給与支払事務所等の開設届出書」の提出の有無		有 ・ 無

税 理 士 署 名 押 印	㊟
---------------	---

※ 税 務 署 処 理 欄	部門	決算期	業種番号	入力	名簿
---------------	----	-----	------	----	----

(規格 A 4)

## 改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 2)

### 外国普通法人となった旨の届出書の記載要領等

国内に恒久的施設を有する外国普通法人となった場合、人的役務の提供事業を国内において開始した場合又は国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡等により生ずる対価あるいは不動産等の貸付けにより生ずる対価を有することとなった場合には、その外国普通法人は該当することとなった日又は開始した日若しくはその有することとなった日以後2月以内に外国普通法人となった旨の届出書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法等を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

#### 記

##### 1 外国普通法人となった旨の届出書の提出部数及び添付書類

この届出書は、次に掲げる書類を添付して2通を納税地(2の「各欄の記載方法」により記載した納税地)の所轄税務署長に提出してください。

- (1) 定款、寄付行為、規則又は規約の和訳文
- (2) 国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものについて登記をしている場合には、その登記事項証明書(履歴事項全部証明書)又は登記簿謄本
- (3) 国内に恒久的施設を有することとなったとき、国内において人的役務の提供事業を開始したとき又は国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡等により生ずる対価あるいは不動産等の貸付けにより生ずる対価を有することとなったときにおける、国内において行う事業又は国内にある資産についての貸借対照表及び財産目録ならびに当該外国普通法人のそれらの時の属する事業年度の直前事業年度の貸借対照表
- (4) 国内において行う事業の概要を記載した書類

##### 2 各欄の記載方法

- (1) 「納税地」欄は、次により記載してください。  
イ 国内に恒久的施設を有する外国法人(法人税法第141条第1号から第3号までに規定するもの)にあつては国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地  
ロ イ以外の法人で不動産の貸付け等の対価(船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。)を受ける法人にあつては、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地  
ハ イ及びロ以外の法人にあつては、法人税に関する申告、請求、その他の行為をする場所として選択した場所
- (2) 「責任者氏名」欄には、国内において行う事業又は国内にある資産の管理の責任者の氏名を、「責任者住所」欄には、その者の住所を記載してください。
- (3) 「事業年度」欄には、当該外国普通法人の事業年度を記載してください。
- (4) 「国内において行う事業の目的及び種類」欄には、国内において行う事業の目的及び種類を具体的に記載してください。
- (5) 「国内にある事務所等」欄には、国内における主たる事務所、事業所等以外の国内にある事務所、事業所等についてその名称と所在地を記載してください。
- (6) 「国内において資産の運用等を行うこととなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日」欄には、国内に恒久的施設を有し事業を行う外国法人以外で、国内にある資産を有することとなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日を記載してください。
- (7) 「国内にある資産の種類及び所在地」欄には、国内にある資産を有することとなった外国普通法人について、その国内にある資産の種類及び所在地を記載してください。
- (8) 「『給与支払事務所等の開設届出書』の提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください。(既に別途に提出している場合も含みます。)  
(注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。
- (9) 「添付書類」欄には、この届出書に添付したものを○で囲んで表示してください。
- (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (11) 「※」欄は、記載しないでください。

## 改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 2)

### 外国普通法人となった旨の届出書の記載要領等

国内に恒久的施設を有する外国普通法人となった場合、人的役務の提供事業を国内において開始した場合又は国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡等により生ずる対価あるいは不動産等の貸付けにより生ずる対価を有することとなった場合には、その外国普通法人は該当することとなった日又は開始した日若しくはその有することとなった日以後2月以内に外国普通法人となった旨の届出書を、納税地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっていますので、下記の記載方法等を参考としてこの届出書を作成し、添付書類を添えて提出してください。

#### 記

##### 1 外国普通法人となった旨の届出書の提出部数及び添付書類

この届出書は、次に掲げる書類を添付して2通を納税地(2の「各欄の記載方法」により記載した納税地)の所轄税務署長に提出してください。

- (1) 定款、寄付行為、規則又は規約の和訳文
- (2) 国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものについて登記をしている場合には、その登記簿謄本(履歴事項全部証明書)
- (3) 国内に恒久的施設を有することとなったとき、国内において人的役務の提供事業を開始したとき又は国内にある資産の運用、保有若しくは譲渡等により生ずる対価あるいは不動産等の貸付けにより生ずる対価を有することとなったときにおける、国内において行う事業又は国内にある資産についての貸借対照表及び財産目録ならびに当該外国普通法人のそれらの時の属する事業年度の直前事業年度の貸借対照表
- (4) 国内において行う事業の概要を記載した書類

##### 2 各欄の記載方法

- (1) 「納税地」欄は、次により記載してください。  
イ 国内に恒久的施設を有する外国法人(法人税法第141条第1号から第3号までに規定するもの)にあつては国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるもののうちその主たるものの所在地  
ロ イ以外の法人で不動産の貸付け等の対価(船舶又は航空機の貸付けによるものを除く。)を受ける法人にあつては、その貸付け等をしている資産のうち主たる資産の所在地  
ハ イ及びロ以外の法人にあつては、法人税に関する申告、請求、その他の行為をする場所として選択した場所
- (2) 「責任者氏名」欄には、国内において行う事業又は国内にある資産の管理の責任者の氏名を、「責任者住所」欄には、その者の住所を記載してください。
- (3) 「事業年度」欄には、当該外国普通法人の事業年度を記載してください。
- (4) 「国内において行う事業の目的及び種類」欄には、国内において行う事業の目的及び種類を具体的に記載してください。
- (5) 「国内にある事務所等」欄には、国内における主たる事務所、事業所等以外の国内にある事務所、事業所等についてその名称と所在地を記載してください。
- (6) 「国内において資産の運用等を行うこととなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日」欄には、国内に恒久的施設を有し事業を行う外国法人以外で、国内にある資産を有することとなった日又は人的役務の提供を行うこととなった日を記載してください。
- (7) 「国内にある資産の種類及び所在地」欄には、国内にある資産を有することとなった外国普通法人について、その国内にある資産の種類及び所在地を記載してください。
- (8) 「『給与支払事務所等の開設届出書』の提出の有無」欄には、その提出の有無のいずれか該当のものを○で囲んでください。(既に別途に提出している場合も含みます。)  
(注) 給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所等を設けた場合には、その事務所等を設けた日から1月以内に「給与支払事務所等の開設届出書」を当該事務所等の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないことになっております。
- (9) 「添付書類」欄には、この届出書に添付したものを○で囲んで表示してください。
- (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- (11) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後 改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 4)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 4)

<b>異 動 届 出 書</b>		※整理番号	
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 8px;">税務署受付印</span> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">税務署長殿</p> <p style="text-align: center; font-size: 8px;">次の事項について異動したので届け出ます。</p>		※連絡グループ整理番号	
<input type="checkbox"/> 単体法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人	提出法人 (フリガナ) 法人等の名称 〒 本店又は主たる事務所の所在地 電話( ) - 〒 納 税 地 (フリガナ) 代表者氏名 ㊦ 〒 代表者住所		
異動のあった <input type="checkbox"/> 連結子法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人 (提出法人の場合は記載不要) <input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人となる法人	(フリガナ) 法 人 名 〒 ( 局 署 ) 納 税 地 (本店又は主たる事務所の所在地) 電話( ) - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所	※税務署処理欄 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
異動事項等	異 動 前	異 動 後	異動年月日
所轄税務署	税 務 署	税 務 署	
(備 考)		添付書類	1 定款等の写し 2 登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は履歴事項一部証明書)又は登記簿謄本若しくは抄本 3 合併契約書の写し 4 分割計画書又は分割契約書の写し 5 その他( )
税 理 士 署 名 押 印		㊦	
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
		入 力	名 簿

<b>異 動 届 出 書</b>		※整理番号	
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;"> <span style="font-size: 8px;">税務署受付印</span> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">税務署長殿</p> <p style="text-align: center; font-size: 8px;">次の事項について異動したので届け出ます。</p>		※連絡グループ整理番号	
<input type="checkbox"/> 単体法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結親法人となる法人 <input type="checkbox"/> 連結子法人となる法人	提出法人 (フリガナ) 法人等の名称 〒 本店又は主たる事務所の所在地 電話( ) - 〒 納 税 地 (フリガナ) 代表者氏名 ㊦ 〒 代表者住所		
異動のあった連結子法人又は、 (提出法人の場合は記載不要) 連結子法人となる法人	(フリガナ) 法 人 名 〒 ( 局 署 ) 納 税 地 (本店又は主たる事務所の所在地) 電話( ) - (フリガナ) 代表者氏名 〒 代表者住所	※税務署処理欄 整理番号 部 門 決 算 期 業 種 番 号 整 理 簿 回 付 先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課	
異動事項等	異 動 前	異 動 後	異動年月日
所轄税務署	税 務 署	税 務 署	
(備 考)		添付書類	1 定款等の写し 2 登記簿謄本(履歴事項全部証明書)又は抄本(履歴事項一部証明書) 3 合併契約書の写し 4 分割計画書又は分割契約書の写し 5 その他( )
税 理 士 署 名 押 印		㊦	
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
		入 力	名 簿

(規格 A 4)

(規格 A 4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 4)

異動届出書の記載要領等

- この届出書は、法人（国及び地方公共団体の特別会計、連結納税を申請中の法人を含む。）が事業年度等の変更、納税地の異動、資本金額等の異動、商号の変更、代表者の変更、事業目的の変更、会社の合併、会社の分割による営業の譲渡若しくは譲受け、会社の解散・清算終了、支店、工場等の異動等をした場合に、これを所轄の税務署長に届け出るときに使用してください。  
 (注) 会社の合併又は分割により新たに設立した法人が、「法人設立届出書」を届け出る場合には、当該届出書の届出は必要ありません。
- この届出書は次の提出先にそれぞれ1通（調査課所管法人は2通）提出してください。  
 (1) 納税地の異動があった場合（提出法人：納税地を異動した法人）  
 異動前の納税地の所轄税務署長及び異動後の納税地の所轄税務署長  
 (2) 連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地に異動があった場合（提出法人：連結親法人）  
 ① 連結親法人の納税地の所轄税務署長  
 ② 異動のあった連結子法人の異動前の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長  
 ③ 異動のあった連結子法人の異動後の本店又は主たる事務所の所在地の所轄税務署長  
 (注) 上記①～③のすべてに提出していただくことになります。  
 (3) 上記(1)及び(2)以外の異動があった場合（提出法人：異動のあった法人）  
 異動のあった法人の納税地（連結子法人の場合は、本店又は主たる事務所の所在地）の所轄税務署長
- この届出書は、次の書類を添付してください。  
 (1) 届出の事項が登記を要するものである場合には、登記事項証明書(履歴事項全部証明書又は履歴事項一部証明書)又は登記簿謄本若しくは抄本  
 (2) 事業年度の変更等で定款、寄付行為、規則又は規約の変更等を要するものである場合は、その写し  
 (3) 会社の合併を行った場合には、合併契約書の写し  
 (4) 会社の分割を行った場合には、分割計画書又は分割契約書の写し  
 (5) その他参考となる書類
- 各欄は、次により記載してください。  
 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地（本店又は主たる事務所の所在地）」、「代表者氏名」、及び「代表者住所」を記載してください。  
 (2) 「異動のあった□連結子法人等」欄には、次の場合に応じて該当する□にレ印を付すとともに、当該法人の「法人名」、「納税地（本店又は主たる事務所の所在地）」、「代表者氏名」及び「代表者住所」を記載してください。  
 ① 提出法人が連結親法人（又は連結親法人となる法人）の場合は、異動のあった連結子法人（又は連結子法人となる法人）の□にレ印を付してください。  
 ② 提出法人が連結子法人（又は連結子法人となる法人）の場合は、異動のあった法人に係る連結親法人（又は連結親法人となる法人）の□にレ印を付してください。  
 (3) 会社の合併等に係る異動の場合は、「異動事項等」の各欄は、次の記載事項により記載してください。

イ 本店又は主たる事務所の所在地の異動の場合の記載事項

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
本店又は主たる事務所の所在地 (連結子法人)		△△△ □□□ ○○	14・○・○

ロ 合併等の場合の記載事項

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
吸 収 合 併 (連結子法人)		吸収合併により連結子法人△△が□□を合併	(合併期日) 14・○・○

- なお、連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合は、別途「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の提出が必要です。
- 「所轄税務署」欄には、納税地を異動した場合のみ記入してください。
  - 「添付書類」欄には、この届出書に添付した書類の該当番号を○で囲んでください。  
 また、ここに記載していない書類を添付した場合は、その書類の名称を記載してください。
  - 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 4)

異動届出書の記載要領等

- この届出書は、法人（国及び地方公共団体の特別会計、連結納税を申請中の法人を含む。）が事業年度等の変更、納税地の異動、資本金額等の異動、商号の変更、代表者の変更、事業目的の変更、会社の合併、会社の分割による営業の譲渡若しくは譲受け、会社の解散・清算終了、支店、工場等の異動等をした場合に、これを所轄の税務署長に届け出るときに使用してください。  
 (注) 会社の合併又は分割により新たに設立した法人が、「法人設立届出書」を届け出る場合には、当該届出書の届出は必要ありません。
- この届出書は次の提出先にそれぞれ1通（調査課所管法人は2通）提出してください。  
 (1) 納税地を異動した場合には、異動前の納税地の所轄税務署長及び異動後の納税地の所轄税務署長  
 (2) 連結親法人の納税地の所轄税務署長  
 (3) 異動のあった連結子法人の本店所在地の所轄税務署長  
 なお、法人税法第20条第2項の規定により連結子法人の本店又は主たる事務所の所在地に異動があった場合には、次の提出先にそれぞれ1通提出してください。  
 (1) 連結親法人の納税地の所轄税務署長  
 (2) 異動のあった連結子法人の異動前の本店等所在地の所轄税務署長  
 (3) 異動のあった連結子法人の異動後の本店等所在地の所轄税務署長
- この届出書は、次の書類を添付してください。  
 (1) 届出の事項が登記を要するものである場合には、登記簿謄本(履歴事項全部証明書)又は抄本(履歴事項一部証明書)  
 (2) 事業年度の変更等で定款、寄付行為、規則又は規約の変更等を要するものである場合は、その写し  
 (3) 会社の合併を行った場合には、合併契約書の写し  
 (4) 会社の分割を行った場合には、分割計画書又は分割契約書の写し  
 (5) その他参考となる書類
- 各欄は、次により記載してください。  
 (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地（本店又は主たる事務所の所在地）」、「代表者氏名」、及び「代表者住所」を記載してください。  
 (2) 「異動のあった連結子法人又は連結子法人となる法人」欄には、当該法人の「法人名」、「納税地（本店又は主たる事務所の所在地）」、「代表者氏名」、及び「代表者住所」を記載してください。  
 なお、提出法人が連結子法人の場合には、これらの欄への記載は必要ありません。
- 会社の合併等に係る異動の場合は、「異動事項等」の各欄は、次の記載事項により記載してください。

イ 本店又は主たる事務所の所在地の異動の場合の記載事項

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
本店又は主たる事務所の所在地 (連結子法人)	異動内容を記	△△△ □□□ ○○	14・○・○
		異動事項等の該当する法人の親・子の関係を記載	議事録等を決定した日

ロ 合併等の場合の記載事項

異 動 事 項 等	異 動 前	異 動 後	異 動 年 月 日
吸 収 合 併 (連結子法人)	合併の内容を簡記する	吸収合併により連結子法人△△が□□を合併	(合併期日) 14・○・○
		合併契約書において合併期日と定めた日を記載する。	

- なお、連結子法人が連結親法人との間に連結完全支配関係を有しなくなった場合は、別途「連結完全支配関係等を有しなくなった旨を記載した書類」の提出が必要です。
- 「所轄税務署」欄には、納税地を異動した場合のみ記入してください。
  - 「添付書類」欄には、この届出書に添付した書類の該当番号を○で囲んでください。  
 また、ここに記載していない書類を添付した場合は、その書類の名称を記載してください。
  - 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - 「※」欄は、記載しないでください。



分 離 振 替 国 債 の 課 税 の 特 例 に 関 す る 非 課 税 適 用 申 告 書  
Application Form for Corporation Tax Exemption based on the Special Taxation Measures Law Article 67-17, paragraph 1

税 務 署 長 宛  
〒 番 組 番 号

税務署長殿 To: The District Director of Tax Office

電話番号 Telephone number

平成 年 月 日  
Date

〒 番 組 番 号 所在地等 (注1) Address of the applicant (* 1)	
代表者名 President's name	
〒 番 組 番 号 Name of the applicant	

下記の特定振替機関等又は適格外国仲介業者から振替記載等を受けている分離振替国債の発行又は譲渡により生ずる所得につき租税特別措置法第 67 条の 17 第 1 項の規定の適用を受けたので、この旨申告します。(注 2)  
We hereby file for corporation tax-exemption based on the Special Taxation Measures Law Article 67-17, paragraph 1 and the relevant regulations thereunder, with regard to Japanese Government Bonds recorded in an account established in the Bank of Japan Book-entry System through a Sub-custodian or Qualified Foreign Intermediary(QFI) stated as below. (\* 2)

特定振替機関等の営業所等又は適格外国仲介業者の 特定国外営業所等の名称及び所在地 Sub-custodian or specified foreign branch of the QFI	電話番号 Telephone number	適格外国仲介業者の特定国外営業所等 (の長) による署名及び受理日付 Signature of the qualified person at the QFI's specified foreign branch and Date of receipt by it
---	-----------------------	---

納税管理人の氏名及び住所 Name and Address of the applicant's tax agent (if any)	電話番号 Telephone number
--	-----------------------

概要 (注1) Remarks (* 1)	特定国外営業所等が確認した確認書類の名称 Name of the ID Document by which the QFI's specified foreign branch identified the applicant	特定振替機関等の受理日付 Date of receipt by the Sub-custodian
--------------------------	--	--

15.07

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 22)

前 正 改

後 正 改

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 22)

(廃 止)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 22)

(廃 止)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 22)

(注1) 提出をする者が国内にP E (恒久的施設) を有しない外国法人である場合には、当該外国法人の(日本国外の)本店又は主たる事務所の所在地を記載します。  
また、提出をする者が日本国内にP E (恒久的施設) を有する外国法人である場合には「所在地等」欄にはP Eの所在地を、「摘要」欄に(日本国外の)外国法人の本店又は主たる事務所の所在地を記載します。

(注2) この申告書は当該外国法人の納税地の所轄税務署長に2部提出します。

(\* 1) In the case where an applicant is a foreign corporation which has no her permanent establishment in Japan, the place (outside Japan) of the head office or the main office of the foreign corporation is to be filled in.  
In the case where an applicant is a foreign corporation which has its permanent establishment in Japan, the address of its permanent establishment is to be filled in "Address of the applicant", and the place (outside Japan) of the head office or the main office of the foreign corporation is to be filled in "Remarks".

(\* 2) Two copies of this statement are to be submitted to the District Director of the foreign corporation's tax offices.





分庫振替国債に係る所有期間明細書  
Statement of the Holding Period of Japanese Government Bonds under the Special Taxation Measures Law, Article 67-17

※ 提出書類  
提出番号

税務署長殿 To: The District Director of Tax Office

平成 年 月 日  
Date

特定振替機関等の営業所等又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の名称  
Name of Sub-custodian or specified foreign branch of the Qualified Foreign Intermediary

特定振替機関等の営業所等又は適格外国仲介業者の特定国外営業所等の所在地  
Address of Sub-custodian or specified foreign branch of the Qualified Foreign Intermediary

租税特別措置法施行令第39条の2第3項又は第4項の規定により、下記のとおり提出します。(注1・6)

We hereby submit the statement as follows in accordance with the provisions of the Enforcement Order of the Special Taxation Measures Law, Article 39-33-2, paragraph 3 or 4. (\*1・6)

所在地等 (注2) Address (*2)	納税代理人 The applicant's tax agent (if any)	銘柄 Issue of IGIBs	取得年月日 (注3) Date of Purchase (*3)	譲渡等の年月日 (注4) Date of Alienation etc (*4)	金額 (注5) Amount of IGIBs (*5)	その他参考となる べき事項 (注2) Remarks (*2)
所在地等 Name 電話番号 Telephone number	代表者名 President's name		・	・		
所在地等 Address Name 電話番号 Telephone number	代表者名 President's name		・	・		
所在地等 Address Name 電話番号 Telephone number	代表者名 President's name		・	・		
所在地等 Address Name 電話番号 Telephone number	代表者名 President's name		・	・		

15.07

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 23)

前 正 改

後

正

改

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 23)

(廃 止)

前

正

改

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 23)

- (注1) この所有期間明細書は、租税特別措置法第67条の17第1項の規定を受ける外国法人ごとに、当該外国法人の納税地の所轄税務署長に2部提出します。
- (注2) 提出をする者が日本国内にP F (恒久的施設) を有する外国法人である場合には「所在地等」欄にはP Fの所在地を、「その他参考となるべき事項」欄には(日本国外の) 外国人の本店又は主たる事務所の所在地を記載します。
- (注3) 「取得年月日」欄は、分離振替国債の所有期間の初日(当該事業年開始の前日) である場合にその事業年開始の日を記載します。
- (注4) 「譲渡等の年月日」欄は、分離振替国債の譲渡又は償還若しくは利息の支払いの区分ごとにその年月日を記載します。また、当該事業年終了の日において分離振替国債を有する場合には、その事業年度終了の日も記載します。
- (注5) 「金額」欄は、分離振替国債の償還又は利息の支払いの区分ごとに、償還金又は利息の金額を記載します。
- (注6) 2枚目以降に記載が及ぶ場合には、記載欄のみを別途作成して本明細書に添付します。
- (\* 1) Upon submission of this statement , two copies are to be submitted to the District Director of the respective tax offices, per each foreign corporation applying for corporation tax exemption based on the Special Taxation Measures Law Article 67-17, paragraph 1.
- (\* 2) In the case where an applicant is a foreign corporation which has a permanent establishment in Japan, the address of the permanent establishment is to be filled in "Address", and the place (outside Japan) of the head office or the main office of the foreign corporation in "Remarks".
- (\* 3) In the case where the first day of the holding period falls before the start of the fiscal year concerned, the first day of the fiscal year is to be filled in "Date of Purchase".
- (\* 4) The date of alienation, redemption , payment of interest is to be filled in "Date of Alienation etc.", as well as its description in parentheses. In the case where the applicant retains the JGBs on the last day of the fiscal year concerned ,the last day of the fiscal year is also to be filled in "Date of Alienation etc.".
- (\* 5) The amount of redemption or interest is to be filled in "Amount of JGBs".
- (\* 6) If additional page(s) are necessary, only the list part of this Statement is to be prepared and attached to this Statement.

改

正

後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 23)

(廃 止)



分 離 振 替 国 債 の 課 税 の 特 例 に 関 する 異 動 申 告 書  
Application Form for Amendment of Corporation Tax Exemption based on the Special Taxation Measures Law Article 67-17, Paragraph 9

※ 役 務 署 長 へ  
送 付 する 際  
の 必 ず 記 入  
の 事 項

税務署長 殿 To: The District Director of \_\_\_\_\_ Tax Office

電話番号 Telephone number

平成 年 月 日  
Date

フリガナ 所在地等 Address of the applicant	
フリガナ 名称 Name of the applicant	代表者名 President's name

下記の事項につき異動がありましたので、租税特別措置法第67条の17第9項の規定により申告します。  
We hereby file the amendment to the Application Form for Corporation Tax Exemption based on the Special Taxation Measures Law Article 67-17, paragraph 9 and the relevant regulations thereunder, with regard to Japanese Government Bonds recorded in an account established in the Bank of Japan Book-entry System through a Sub-custodian or Qualified Foreign Intermediary(QFI) stated as below.

異動事項 Descriptions of Amendments	異動前 Before Amendment	異動後 After Amendment
所在地等 Address of the applicant		
名称 Name of the applicant		

特定振替機関等又は 適格外国仲介業者の名称 Name of the Sub-custodian or the QFI		適格外国仲介業者の特定国外営業所等 (の長) による署名 及び受理日付 Signature of the qualified person at the QFI's specified foreign branch and Date of receipt by it
---	--	--

非課税適用申告書の提出年月日 Submission Date of Initial Application Form for Withholding Tax Exemption	平成 年 月 日 Date	特定国外営業所等が確認した確認書類の名称 Name of the ID Document by which the QFI's specified foreign branch identified the applicant	特定振替機関等の受理日付 Date of receipt by the Sub-custodian
--	------------------	---	---

摘要 Remarks	
------------	--

15.07

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 24)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 24)

(廃 止)

改 正 前

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 24)

(廃止)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 24)

(注) この申告書は当該外国法人の納税地の所轄税務署長に2部提出します。  
(\*) Two copies of this statement are to be submitted to the District Director of the foreign corporation's tax offices.

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 111)

収用等に伴い代替資産を取得した場合における  
特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第39条第19項第1号イ又はロ、第2号の規定又は措置法施行令第39条の99第5項第1号イ又はロ、第2号の規定により収用等に伴い代替資産を取得した場合における特別勘定を設けた場合において、その収用等に係る事業の全部又は一部が完了しないことにより4年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。
- 2 この申請書は、収用等があった日後4年を経過する日から2月以内に提出する必要があります。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する口にレ印を付してください。
  - (4) 「措置法第64条第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第64条の2第1項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄及び「措置法第68条の70第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第68条の71第1項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する口にレ印を付すとともに、「する」又は「しない」に○を付してください。
  - (5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、4年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することができないこととなった事情を詳細に記載してください。
  - (6) 「取得する予定の代替資産の内容」欄の各欄
    - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。
    - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
    - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
  - (7) 「収用等に係る事業の施行の状況」欄及び「事業の完了見込年月日」の各欄には、措置法第64条の2第1項又は措置法第68条の71第1項に規定する収用等に係る事業の施行の状況及び当該事業の完了見込年月日をそれぞれ記載してください。
  - (8) 「生態影響調査実施の状況」欄及び「調査の完了予定年月日」の各欄には、措置法施行令第39条第19項第2号又は措置法施行令第39条の99第5項第2号に規定する生態影響調査の実施の状況及び当該調査の完了予定年月日をそれぞれ記載してください。
  - (9) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (10) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 111)

収用等に伴い代替資産を取得した場合における  
特別勘定の設定期間延長承認申請書の記載要領等

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第39条第18項第1号イ又はロ、第2号の規定又は措置法施行令第39条の99第5項第1号イ又はロ、第2号の規定により収用等に伴い代替資産を取得した場合における特別勘定を設けた場合において、その収用等に係る事業の全部又は一部が完了しないことにより4年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することが困難なため、その期間の延長を申請する場合に使用してください。
- 2 この申請書は、収用等があった日後4年を経過する日から2月以内に提出する必要があります。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通（調査課所管法人にあっては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する口にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 中段の本文欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する口にレ印を付してください。
  - (4) 「措置法第64条第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第64条の2第1項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄及び「措置法第68条の70第1項に規定する譲渡した資産について引き続き措置法第68条の71第1項の特別勘定の金額を有しようとする・しない」欄には、該当する法令の区分に応じ、該当する口にレ印を付すとともに、「する」又は「しない」に○を付してください。
  - (5) 「設定期間の延長を必要とする理由」欄には、4年を経過する日までに取得をすること又は敷地の用に供することができないこととなった事情を詳細に記載してください。
  - (6) 「取得する予定の代替資産の内容」欄の各欄
    - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置の別）を記載してください。
    - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
    - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
  - (7) 「収用等に係る事業の施行の状況」欄及び「事業の完了見込年月日」の各欄には、措置法第64条の2第1項又は措置法第68条の71第1項に規定する収用等に係る事業の施行の状況及び当該事業の完了見込年月日をそれぞれ記載してください。
  - (8) 「生態影響調査実施の状況」欄及び「調査の完了予定年月日」の各欄には、措置法施行令第39条第18項第2号又は措置法施行令第39条の99第5項第2号に規定する生態影響調査の実施の状況及び当該調査の完了予定年月日をそれぞれ記載してください。
  - (9) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (10) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 124)

適格分社型分割等による期中損金経理額等の  
損金算入に関する届出書の記載要領等

- 1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。ただし、租税特別措置法第 57 条の 5 第 13 項及び同法第 57 条の 6 第 9 項の規定を適用する場合にあっては、それぞれ適格であることを要しません。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に使用してください。（法人税法施行令第 155 条の 6 の規定を含む）

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法 3 1 ③	2 1 の 2	5 5 の 5 ⑧	2 1 の 4
3 2 ③	2 1 の 3	6 8 の 4 4 ⑦	2 2 の 4 6
4 2 ⑦	2 4 の 3	5 5 の 6 ⑩	2 1 の 5 ⑬
4 4 ⑤	2 4 の 6	6 8 の 4 5 ⑨	2 2 の 4 7 ⑬
4 5 ⑦	2 4 の 7	5 5 の 7 ⑧	2 1 の 5 ⑭
4 7 ⑦	2 4 の 8	6 8 の 4 6 ⑦	2 2 の 4 7 ⑭
4 8 ⑦	2 4 の 1 0	(削 除)	(削 除)
4 9 ⑤	2 4 の 1 2	(削 除)	(削 除)
5 0 ⑥	2 5	5 7 の 5 ⑬	2 1 の 1 3 ②
5 2 ⑥	2 5 の 6	6 8 の 5 5 ⑭	2 2 の 5 6 ②
5 3 ⑤	2 5 の 8	5 7 の 6 ⑨	2 1 の 1 3 の 2
令 1 3 3 の 2 ③	2 7 の 1 7	6 8 の 5 6 ⑩	2 2 の 5 7
1 3 9 の 4 ⑧	2 8 の 2	5 7 の 8 ⑪	2 1 の 1 4 ⑤
		6 8 の 5 8 ⑩	2 2 の 5 8 ⑤
		5 8 ⑩	2 1 の 1 6 ⑥
		6 8 の 6 1 ⑨	2 2 の 6 0 ⑥
		5 6 の 2 ⑪	2 1 の 7
※ 読み替え規定有り (令 155 の 6 ②)			

- 2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- 3 この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。ただし、法人税法施行規則第 21 条の 2 第 4 号に掲げる事項及び同規則第 21 条の 3 第 4 号に掲げる事項については、別表 16(1)から別表 16(5)までに定める書式に代え、これらの別表の書式と異なる書式（これらの別表の書式に定める項目を記載しているものに限りません。）によることができます。
- 4 届出書の各欄は、次により記載してください。
- 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - 本文の条項欄には、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。
  - 「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。
  - 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 124)

適格分社型分割等による期中損金経理額等の  
損金算入に関する届出書の記載要領等

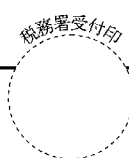
- 1 この届出書は、内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。ただし、租税特別措置法第 57 条の 5 第 13 項及び同法第 57 条の 6 第 9 項の規定を適用する場合にあっては、それぞれ適格であることを要しません。以下同じ。）を行った場合において、次の法人税法等又は租税特別措置法の規定により期中損金経理額等を損金の額に算入することについて届け出る場合に使用してください。（法人税法施行令第 155 条の 6 の規定を含む）

法人税法等	法人税法施行規則	租税特別措置法	租税特別措置法施行規則
法 3 1 ③	2 1 の 2	5 5 の 5 ⑧	2 1 の 4
3 2 ③	2 1 の 3	6 8 の 4 4 ⑦	2 2 の 4 6
4 2 ⑦	2 4 の 3	5 5 の 6 ⑩	2 1 の 5 ⑬
4 4 ⑤	2 4 の 6	6 8 の 4 5 ⑨	2 2 の 4 7 ⑬
4 5 ⑦	2 4 の 7	5 5 の 7 ⑧	2 1 の 5 ⑭
4 7 ⑦	2 4 の 8	6 8 の 4 6 ⑦	2 2 の 4 7 ⑭
4 8 ⑦	2 4 の 1 0	5 6 ⑫	2 1 の 6 ④
4 9 ⑤	2 4 の 1 2	6 8 の 4 7 ⑪	2 2 の 4 8 ④
5 0 ⑥	2 5	5 7 の 5 ⑬	2 1 の 1 3 ②
5 2 ⑥	2 5 の 6	6 8 の 5 5 ⑭	2 2 の 5 6 ②
5 3 ⑤	2 5 の 8	5 7 の 6 ⑨	2 1 の 1 3 の 2
令 1 3 3 の 2 ③	2 7 の 1 7	6 8 の 5 6 ⑩	2 2 の 5 7
1 3 9 の 4 ⑧	2 8 の 2	5 7 の 8 ⑪	2 1 の 1 4 ⑤
		6 8 の 5 8 ⑩	2 2 の 5 8 ⑤
		5 8 ⑩	2 1 の 1 6 ⑥
		6 8 の 6 1 ⑨	2 2 の 6 0 ⑥
		5 6 の 2 ⑪	2 1 の 7
※ 読み替え規定有り (令 155 の 6 ②)			

- 2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあっては 2 通）提出してください。
- 3 この届出書には、申告書別表に定める書式に期中損金経理額等の計算に関する明細を記載して添付してください。ただし、法人税法施行規則第 21 条の 2 第 4 号に掲げる事項及び同規則第 21 条の 3 第 4 号に掲げる事項については、別表 16(1)から別表 16(5)までに定める書式に代え、これらの別表の書式と異なる書式（これらの別表の書式に定める項目を記載しているものに限りません。）によることができます。
- 4 届出書の各欄は、次により記載してください。
- 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - 本文の条項欄には、上表の区分に応じ、該当する法人税法等又は租税特別措置法の根拠条項を記載してください。
  - 「その他要記載事項」欄は、上表の区分に応じ、届け出る手続の記載事項等を記載してください。
  - 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - 「※」欄は、記載しないでください。

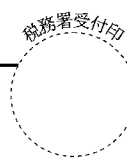
改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 130)

 <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p>		適格分社型分割等を行う場合の取用等又は 取用換地等に伴い取得した資産の帳簿価額の 減額又は設定した期中特別勘定に関する 届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
		※課税関係			
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名	(フリガナ) 納税地	(フリガナ) 代表者氏名	(フリガナ) 代表者住所	業
	本店又は主たる 事務所の所在地	電話( ) -	①	〒	業
	(フリガナ) 代表者氏名	〒	〒	〒	業
	代表者住所	〒	〒	〒	業
	事業種目	業	業	業	業
(フリガナ) 法人名		(フリガナ) 本店又は主たる 事務所の所在地		※ 整理番号	
(フリガナ) 代表者氏名		(フリガナ) 代表者住所		部 門	
事業種目		事業種目		決 算 期	
事業種目		事業種目		業 種 番 号	
事業種目		事業種目		整 理 簿	
事業種目		事業種目		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分社型分割等を行う場合において、取用等により代替資産の取得等をしたとき又は換地処分により交換取得資産の取得をしたときに、当該資産の帳簿価額を減額した金額又は設定した期中特別勘定について					
租税特別措置法 (以下「措置法」といいます。)					
第64条第10項(措置法第64条の2第14項において準用する場合を含みます。) 第68条の70第9項(措置法第68条の71第15項において準用する場合を含みます。) 第65条第6項・第68条の72第6項 第64条の2第3項・第68条の71第4項					
により下記のとおり届け出を行い、また、 措置法施行令					
第39条第30項・第39条の99第16項 第39条の2第9項・第39条の100第8項 記					
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等		法 人 名	納 税 地	代 表 者 氏 名	
適 格 分 社 型 分 割 等 の 日		年 月 日			
取用等があった日又は、換地処分等があった日		年 月 日			
取用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類 補償金等、対価、清算金の金額又は 保 留 地 の 対 価 の 額		円			
交 換 取 得 資 産 の 価 額		円			
代 替 資 産 又 は 交 換 取 得 資 産		種 類	構 造	規 模	取 得 ( 予 定 ) 日
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円			
添 付 明 細 ( 別 表 等 )		(その他参考となるべき事項)		提 出 書 類 ( 証 明 書 等 )	
税 理 士 署 名 押 印		①			
※ 税 務 署 処 理 欄		部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿
17. 06 改 正		(規格 A 4)			

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 130)

 <p>平成 年 月 日</p> <p>税務署長殿</p>		適格分社型分割等を行う場合の取用等又は 取用換地等に伴い取得した資産の帳簿価額の 減額又は設定した期中特別勘定に関する 届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
		※課税関係			
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法人名	(フリガナ) 納税地	(フリガナ) 代表者氏名	(フリガナ) 代表者住所	業
	本店又は主たる 事務所の所在地	電話( ) -	①	〒	業
	(フリガナ) 代表者氏名	〒	〒	〒	業
	代表者住所	〒	〒	〒	業
	事業種目	業	業	業	業
(フリガナ) 法人名		(フリガナ) 本店又は主たる 事務所の所在地		※ 整理番号	
(フリガナ) 代表者氏名		(フリガナ) 代表者住所		部 門	
事業種目		事業種目		決 算 期	
事業種目		事業種目		業 種 番 号	
事業種目		事業種目		整 理 簿	
事業種目		事業種目		回 付 先	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分社型分割等を行う場合において、取用等により代替資産の取得等をしたとき又は換地処分により交換取得資産の取得をしたときに、当該資産の帳簿価額を減額した金額又は設定した期中特別勘定について					
租税特別措置法 (以下「措置法」といいます。)					
第64条第10項(措置法第64条の2第14項において準用する場合を含みます。) 第68条の70第9項(措置法第68条の71第15項において準用する場合を含みます。) 第65条第6項・第68条の72第6項 第64条の2第3項・第68条の71第4項					
により下記のとおり届け出を行い、また、 措置法施行令					
第39条第29項・第39条の99第16項 第39条の2第9項・第39条の100第8項 記					
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等		法 人 名	納 税 地	代 表 者 氏 名	
適 格 分 社 型 分 割 等 の 日		年 月 日			
取用等があった日又は、換地処分等があった日		年 月 日			
取用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類 補償金等、対価、清算金の金額又は 保 留 地 の 対 価 の 額		円			
交 換 取 得 資 産 の 価 額		円			
代 替 資 産 又 は 交 換 取 得 資 産		種 類	構 造	規 模	取 得 ( 予 定 ) 日
減額した金額又は期中特別勘定の金額		円			
添 付 明 細 ( 別 表 等 )		(その他参考となるべき事項)		提 出 書 類 ( 証 明 書 等 )	
税 理 士 署 名 押 印		①			
※ 税 務 署 処 理 欄		部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿
16. 06 改 正		(規格 A 4)			

**改 正 後**

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 130)

**適格分社型分割等を行う場合の収用等又は収用換地等に伴い  
取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定  
に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等**

- 1 単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)等の下記の規定にもとづき、収用等又は収用換地等に伴い、取得した資産の帳簿価額を減額した金額又は、設定した期中特別勘定の金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。

	根 拠 条 文	届 出 根 拠 条 文
(1) 収用等により取得した代替資産の帳簿価額を減額	措置法第 64 条第 8 項 (措置法第 64 の 2 第 8 項) 措置法第 68 条の 70 第 7 項 (措置法第 68 の 71 第 9 項)	措置法第 64 条第 10 項 (措置法第 64 条の 2 第 14 項) 措置法第 68 条の 70 第 9 項 (措置法第 68 条の 71 第 15 項)
(2) 収用換地等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額	措置法第 65 条第 5 項 措置法第 68 条の 72 第 5 項	措置法第 65 条第 6 項 措置法第 68 条の 72 第 6 項
(3) 収用等に伴い期中特別勘定を設定	措置法第 64 条の 2 第 2 項 措置法第 68 条の 71 第 3 項	措置法第 64 条の 2 第 3 項 措置法第 68 条の 71 第 4 項

- 2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
- 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - 「連結子法人」欄には、当該法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、上記 1 の根拠条文に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
  - 「適格分社型分割等の日」欄は、上記 1 の根拠条文に規定する適格分社型分割の日を記載してください。
  - 「収用等のあった日又は換地処分等のあった日」欄は、措置法第 64 条第 1 項・同法第 68 条の 70 第 1 項若しくは第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項に規定する収用等のあった日又は措置法第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する換地処分等のあった日を記載してください。
  - 「収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類」欄は、措置法第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項に規定する収用等による譲渡した資産の種類又は第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する収用換地等による譲渡した資産の種類を記載してください。
  - 「補償金等、対価、清算金の金額又は保留地の対価の額」欄は措置法第 64 条第 8 項・第 68 条の 70 第 7 項、第 64 条の 2 第 8 項・第 68 条の 71 第 9 項若しくは第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項に規定する補償金、対価若しくは清算金の金額又は措置法第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する補償金等又は保留地の対価の額を記載してください。
  - 「交換取得資産の価額」欄は、措置法第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する交換取得資産の価額を記載する。
  - 「代替資産又は交換取得資産」欄は措置法第 64 条第 1 項・第 68 条の 70 第 1 項に規定する代替資産若しくは第 65 条第 5 項・第 68 条の 72 第 5 項に規定する交換取得資産の種類、構造及び規模並びに取得年月日又は措置法施行規則第 22 条の 2 第 9 項第 6 号に規定する取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。
  - 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 64 条第 8 項(第 64 条の 2 第 8 項において準用する場合を含みます。)、第 68 条の 70 第 7 項(第 68 条の 71 第 9 項において準用する場合を含みます。 )又は第 65 条第 5 項・第 68 条の 72 第 5 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額又は第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
  - 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(四) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
  - 「提出書類」欄は措置法施行令第 39 条第 30 項・第 39 条の 99 第 16 項又は第 39 条の 2 第 9 項・第 39 条の 100 第 8 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
  - 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - 「※」欄は、記載しないでください。

**改 正 前**

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 130)

**適格分社型分割等を行う場合の収用等又は収用換地等に伴い  
取得した資産の帳簿価額の減額又は設定した期中特別勘定  
に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等**

- 1 単体法人(連結申告法人を除く法人をいいます。)又は連結親法人が、適格分社型分割等(適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。)を行う場合において、租税特別措置法(以下「措置法」といいます。)等の下記の規定にもとづき、収用等又は収用換地等に伴い、取得した資産の帳簿価額を減額した金額又は、設定した期中特別勘定の金額等の届出及び提出すべき書類の提出を行う場合に使用してください。

	根 拠 条 文	届 出 根 拠 条 文
(1) 収用等により取得した代替資産の帳簿価額を減額	措置法第 64 条第 8 項 (措置法第 64 の 2 第 8 項) 措置法第 68 条の 70 第 7 項 (措置法第 68 の 71 第 9 項)	措置法第 64 条第 10 項 (措置法第 64 条の 2 第 14 項) 措置法第 68 条の 70 第 9 項 (措置法第 68 条の 71 第 15 項)
(2) 収用換地等により取得した交換取得資産の帳簿価額を減額	措置法第 65 条第 5 項 措置法第 68 条の 72 第 5 項	措置法第 65 条第 6 項 措置法第 68 条の 72 第 6 項
(3) 収用等に伴い期中特別勘定を設定	措置法第 64 条の 2 第 2 項 措置法第 68 条の 71 第 3 項	措置法第 64 条の 2 第 3 項 措置法第 68 条の 71 第 4 項

- 2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通(調査課所管法人にあっては 2 通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
- 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - 「連結子法人」欄には、当該法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、上記 1 の根拠条文に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
  - 「適格分社型分割等の日」欄は、上記 1 の根拠条文に規定する適格分社型分割の日を記載してください。
  - 「収用等のあった日又は換地処分等のあった日」欄は、措置法第 64 条第 1 項・同法第 68 条の 70 第 1 項若しくは第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項に規定する収用等のあった日又は措置法第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する換地処分等のあった日を記載してください。
  - 「収用等又は換地処分等により譲渡した資産の種類」欄は、措置法第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項に規定する収用等による譲渡した資産の種類又は第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する収用換地等による譲渡した資産の種類を記載してください。
  - 「補償金等、対価、清算金の金額又は保留地の対価の額」欄は措置法第 64 条第 8 項・第 68 条の 70 第 7 項、第 64 条の 2 第 8 項・第 68 条の 71 第 9 項若しくは第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項に規定する補償金、対価若しくは清算金の金額又は措置法第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する補償金等又は保留地の対価の額を記載してください。
  - 「交換取得資産の価額」欄は、措置法第 65 条第 1 項・第 68 条の 72 第 1 項に規定する交換取得資産の価額を記載する。
  - 「代替資産又は交換取得資産」欄は措置法第 64 条第 1 項・第 68 条の 70 第 1 項に規定する代替資産若しくは第 65 条第 5 項・第 68 条の 72 第 5 項に規定する交換取得資産の種類、構造及び規模並びに取得年月日又は措置法施行規則第 22 条の 2 第 9 項第 6 号に規定する取得をする見込みである代替資産の種類、構造及び規模並びにその取得予定年月日を記載してください。
  - 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第 64 条第 8 項(第 64 条の 2 第 8 項において準用する場合を含みます。)、第 68 条の 70 第 7 項(第 68 条の 71 第 9 項において準用する場合を含みます。 )又は第 65 条第 5 項・第 68 条の 72 第 5 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する帳簿価額を減額した金額又は第 64 条の 2 第 2 項・第 68 条の 71 第 3 項の規定により損金の額に算入される同項に規定する期中特別勘定の金額を記載してください。
  - 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(四) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
  - 「提出書類」欄は措置法施行令第 39 条第 29 項・第 39 条の 99 第 16 項又は第 39 条の 2 第 9 項・第 39 条の 100 第 8 項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
  - 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - 「※」欄は、記載しないでください。



改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 136)

適格分社型分割等による特定資産の買換えの場合における 買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定 をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
※親署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		※親署受付印	
連 結 子 法 人	(フリガナ) <input type="checkbox"/> 法人名 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子 代表者氏名	(フリガナ) 納税地 〒 電話( ) -	整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 同付先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
	(フリガナ) 代表者住所 〒	〒	業
	(フリガナ) 事業種目	業	業
	(フリガナ) 本店又は主たる 事務所の所在地 〒 電話( ) -	(フリガナ) 代表者氏名	(フリガナ) 代表者住所 〒
	(フリガナ) 代表者住所 〒	〒	業
適格分社型分割等を行う場合において、特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について 租税特別措置法（第65条の7第11項（措置法第65条の8第15項において準用する場合を含みます。）若しくは 以下「租税特別措置法」といいます。）第68条の78第11項（措置法第68条の79第16項において準用する場合を含みます。） 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。） 第20条第9項（震災特例法第21条第15項において準用する場合を含みます。） により又は特定資産の譲渡をした場合において設定した期中特別勘定について、 措置法（第65条の8第3項 又は、震災特例法第21条第3項）により下記のとおり届け出を行い、 措置法施行令（第39条の7第55項 又は、震災特例法施行令第18条第39項）により書類の提出を行います。 記			
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等		法人名 納税地 代表者氏名	
適格分社型 分割等の日		年 月 日	
譲 渡 資 産	種 類		
	所 在 地		
	規 模 （土地等の場合は面積）		
買 取 得 資 産 又 は 譲 渡 の 日	種 類	年 月 日	
	所 在 地		
	規 模 （土地等の場合は面積）		
買 取 得 資 産 又 は 譲 渡 の 日	取 得 （予 定）日	年 月 日	
	表 の 各 号 の 該 当 区 分		
	減 額 した 金 額 又 は 期 中 特 別 勘 定 の 金 額	円	
添付明細（別表等）			
その他参考となるべき事項			
提出書類（証明書等）			
税理士署名押印		④	
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号 整理簿 備考

17. 06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 136)

適格分社型分割等による特定資産の買換えの場合における 買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定 をした期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
※親署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		※親署受付印	
連 結 子 法 人	(フリガナ) <input type="checkbox"/> 法人名 <input type="checkbox"/> 単連 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子 代表者氏名	(フリガナ) 納税地 〒 電話( ) -	整理番号 部門 決算期 業種番号 整理簿 同付先 <input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
	(フリガナ) 代表者住所 〒	〒	業
	(フリガナ) 事業種目	業	業
	(フリガナ) 本店又は主たる 事務所の所在地 〒 電話( ) -	(フリガナ) 代表者氏名	(フリガナ) 代表者住所 〒
	(フリガナ) 代表者住所 〒	〒	業
適格分社型分割等を行う場合において、特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額について 租税特別措置法（第65条の7第11項（措置法第65条の8第15項において準用する場合を含みます。）若しくは 以下「租税特別措置法」といいます。）第68条の78第11項（措置法第68条の79第16項において準用する場合を含みます。） 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。） 第20条第9項（震災特例法第21条第15項において準用する場合を含みます。） により又は特定資産の譲渡をした場合において設定した期中特別勘定について、 措置法（第65条の8第3項 又は、震災特例法第21条第3項）により下記のとおり届け出を行い、 措置法施行令（第39条の7第54項 又は、震災特例法施行令第18条第39項）により書類の提出を行います。 記			
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等		法人名 納税地 代表者氏名	
適格分社型 分割等の日		年 月 日	
譲 渡 資 産	種 類		
	所 在 地		
	規 模 （土地等の場合は面積）		
買 取 得 資 産 又 は 譲 渡 の 日	種 類	年 月 日	
	所 在 地		
	規 模 （土地等の場合は面積）		
買 取 得 資 産 又 は 譲 渡 の 日	取 得 （予 定）日	年 月 日	
	表 の 各 号 の 該 当 区 分		
	減 額 した 金 額 又 は 期 中 特 別 勘 定 の 金 額	円	
添付明細（別表等）			
その他参考となるべき事項			
提出書類（証明書等）			
税理士署名押印		④	
※税務署処理欄	部門	決算期	業種番号 整理簿 備考

16. 06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 136)

適格分社型分割等による特定資産の買換えの場合における  
買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした  
期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分社型分割等を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）若しくは阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）の下記の条文に基づき帳簿価額を減額したとき又は、期中特別勘定を設定したときの、減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行う場合及び措置法施行令第39条の7第55項・第39条の106第45項の規定又は震災特例法施行令第18条第39項により提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	措置法第65条の7第9項 (措置法第65条の8第8項) 措置法第68条の78第9項 (措置法第68条の79第9項) 震災特例法第20条第7項 (震災特例法第21条第8項)	措置法第65条の7第11項 (措置法第65条の8第15項) 措置法第68条の78第11項 (措置法第68条の79第16項) 震災特例法第20条第9項 (震災特例法第21条第15項)
(2) 特定資産の譲渡をした場合において設定した特別勘定の届出	措置法第65条の8第2項 措置法第68条の79第3項 震災特例法第21条第2項	措置法第65条の8第3項 措置法第68条の79第4項 震災特例法第21条第3項

- 2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の7第9項・同法第68条の78第9項、同法第65条の8第8項・同法第68条の79第9項、震災特例法第20条第7項若しくは第21条第8項又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項、若しくは震災特例法第21条第2項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。
  - (4) 「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第65条の7第9項・同法第68条の78第9項、同法第65条の8第8項・同法第68条の79第9項、震災特例法第20条第7項若しくは同法第21条第8項又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項、若しくは震災特例法第21条第2項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。
  - (5) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模(土地等)にあっては、その面積並びにその譲渡年月日を記載してください。
  - (6) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模(土地等)にあっては、その面積並びにその取得(予定)年月日を記載してください。(なお、取得見込資産が表の第1号から第23号までの下欄に掲げる資産以外の場合には取得見込資産の種類及び取得予定年月日を記載します。)
  - (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第65条の7第9項(措置法第65条の8第8項において準用する場合を含みます。)、同法第68条の78第9項(同法第68条の79第9項において準用する場合を含みます。))又は震災特例法第20条第7項(震災特例法第21条第8項において準用する場合を含みます。))の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項、若しくは震災特例法第21条第2項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。
  - (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(五) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
  - (9) 「提出書類」欄は措置法施行令第39条の7第55項・同令第39条の106第45項又は震災特例法施行令第18条第39項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
  - (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (11) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 136)

適格分社型分割等による特定資産の買換えの場合における  
買換資産の帳簿価額の減額又は特定資産の譲渡に伴い設定をした  
期中特別勘定に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等

- 1 単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分社型分割等を行う場合において、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）若しくは阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）の下記の条文に基づき帳簿価額を減額したとき又は、期中特別勘定を設定したときの、減額をした金額又は期中特別勘定の金額等の届出を行う場合及び措置法施行令第39条の7第54項・第39条の106第44項の規定又は震災特例法施行令第18条第39項により提出すべき書類の届出を行う場合に使用してください。

	根拠条文	届出根拠条文
(1) 特定資産の買換えの場合における買換資産の帳簿価額の減額の届出	措置法第65条の7第9項 (措置法第65条の8第8項) 措置法第68条の78第9項 (措置法第68条の79第9項) 震災特例法第20条第7項 (震災特例法第21条第8項)	措置法第65条の7第11項 (措置法第65条の8第15項) 措置法第68条の78第11項 (措置法第68条の79第16項) 震災特例法第20条第9項 (震災特例法第21条第15項)
(2) 特定資産の譲渡をした場合において設定した特別勘定の届出	措置法第65条の8第2項 措置法第68条の79第3項 震災特例法第21条第2項	措置法第65条の8第3項 措置法第68条の79第4項 震災特例法第21条第3項

- 2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後2月以内に納税地の所轄税務署長に1通(調査課所管法人にあっては2通)提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄は、措置法第65条の7第9項・同法第68条の78第9項、同法第65条の8第8項・同法第68条の79第9項、震災特例法第20条第7項若しくは第21条第8項又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項、若しくは震災特例法第21条第2項に規定する分割承継法人等の名称及び納税地並びに代表者の氏名について記載してください。
  - (4) 「適格分社型分割等の日」欄は、措置法第65条の7第9項・同法第68条の78第9項、同法第65条の8第8項・同法第68条の79第9項、震災特例法第20条第7項若しくは同法第21条第8項又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項、若しくは震災特例法第21条第2項に規定する適格分社型分割等の日を記載してください。
  - (5) 「譲渡資産」の各欄については、それぞれ譲渡資産の種類、所在地及び規模(土地等)にあっては、その面積並びにその譲渡年月日を記載してください。
  - (6) 「買換資産又は取得見込資産」の各欄については、買換資産又は取得見込資産の種類、構造、所在地及び規模(土地等)にあっては、その面積並びにその取得(予定)年月日を記載してください。(なお、取得見込資産が表の第1号から第23号までの下欄に掲げる資産以外の場合には取得見込資産の種類及び取得予定年月日を記載します。)
  - (7) 「減額した金額又は期中特別勘定の金額」欄は、措置法第65条の7第9項(措置法第65条の8第8項において準用する場合を含みます。)、同法第68条の78第9項(同法第68条の79第9項において準用する場合を含みます。))又は震災特例法第20条第7項(震災特例法第21条第8項において準用する場合を含みます。))の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する帳簿価額を減額した金額又は措置法第65条の8第2項・同法第68条の79第3項、若しくは震災特例法第21条第2項の規定により損金の額に算入されるこれらの規定に規定する期中特別勘定の金額を記載します。
  - (8) 「添付明細(別表等)」欄は、別表十三(五) その他添付明細を記載するとともに、当該明細を当該届出書に添付してください。
  - (9) 「提出書類」欄は措置法施行令第39条の7第54項・同令第39条の106第44項又は震災特例法施行令第18条第39項に規定する書類を記載するとともに、当該書類を当該届出書に添付してください。
  - (10) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (11) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後 改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 158)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 158)

適格分社型分割等による海外投資等 損失準備金の損金算入に関する 届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
		※親署・子署	
平成 年 月 日  税務署長殿	親法人 <input type="checkbox"/> 法人名 <input type="checkbox"/> 単連 体結 法親 人法	(フリガナ)	
	法人名		
	納税地	〒	
	代表者氏名	〒	電話( ) -
	代表者住所	〒	
事業種目			業
連 結 子 法 人	(フリガナ)		
	法人名		
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(局 署) 電話( ) -
	代表者氏名	〒	
	代表者住所	〒	
事業種目			業
		※	整理番号
		税	部 門
		務	決 算 期
		署	業 種 番 号
		処	整 理 簿
		理	回 付 先
		欄	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分社型分割等による海外投資等損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第55条第10項・第68条の43第9 項及び、租税特別措置法施行令第32条の2第18項・第39条の72第10項の規定により下記のとおり届出及び書類の提出 を行います。			
記			
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等	法 人 名		
	納 税 地		
	代 表 者 氏 名		
適 格 分 社 型 分 割 等 の 日		年	月 日
特 定 法 人 の 名 称			
特 定 株 式 の 種 類			
積 立 金 額			円
添 付 明 細 ( 別 表 等 )			
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項			
提 出 書 類 ( 証 明 書 等 )			
税 理 士 署 名 押 印			㊟
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
		整 理 簿	備 考

(規格 A 4)

17. 06 改正

適格分社型分割等による海外投資等 損失準備金の損金算入に関する 届出書及び提出書類の届出書		※整理番号	
		※親署・子署	
平成 年 月 日  税務署長殿	親法人 <input type="checkbox"/> 法人名 <input type="checkbox"/> 単連 体結 法親 人法	(フリガナ)	
	法人名		
	納税地	〒	
	代表者氏名	〒	電話( ) -
	代表者住所	〒	
事業種目			業
連 結 子 法 人	(フリガナ)		
	法人名		
	本店又は主たる 事務所の所在地	〒	(局 署) 電話( ) -
	代表者氏名	〒	
	代表者住所	〒	
事業種目			業
		※	整理番号
		税	部 門
		務	決 算 期
		署	業 種 番 号
		処	整 理 簿
		理	回 付 先
		欄	<input type="checkbox"/> 親署 ⇒ 子署 <input type="checkbox"/> 子署 ⇒ 調査課
適格分社型分割等による海外投資等損失準備金の損金算入について、租税特別措置法第55条第10項・第68条の43第9 項及び、租税特別措置法施行令第32条の2第17項・第39条の72第9項の規定により下記のとおり届出及び書類の提出 を行います。			
記			
適格分社型分割等に 係る分割承継法人等	法 人 名		
	納 税 地		
	代 表 者 氏 名		
適 格 分 社 型 分 割 等 の 日		年	月 日
特 定 法 人 の 名 称			
特 定 株 式 の 種 類			
積 立 金 額			円
添 付 明 細 ( 別 表 等 )			
そ の 他 参 考 と な る べ き 事 項			
提 出 書 類 ( 証 明 書 等 )			
税 理 士 署 名 押 印			㊟
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号
		整 理 簿	備 考

(規格 A 4)

15. 07 改正

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 158)

**適格分社型分割等による海外投資等損失準備金の  
損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等**

- 1 この届出書は、青色申告書を提出する内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。以下同じ。）に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 55 条第 1 項各号・第 68 条の 43 第 1 項各号の中欄に掲げる株式等（以下「特定株式等」といいます。）を移転する場合において、措置法第 55 条第 10 項・第 68 条の 43 第 9 項又は措置法施行令第 32 条の 2 第 18 項・第 39 条の 72 第 10 項の規定により、海外投資等損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届け出及び書類の提出をする場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄には、適格分社型分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
  - (4) 「適格分社型分割等の日」欄には、適格分社型分割の日を記載してください。
  - (5) 「特定法人の名称」の欄には、事業承継法人に移転する株式等に係る措置法第 55 条第 1 項各号・第 68 条の 43 第 1 項各号の上欄に掲げる法人を記載してください。
  - (6) 「特定株式の種類」の欄には、事業承継法人に移転する取得した措置法第 55 条第 1 項各号・第 68 条の 43 第 1 項各号の中欄に掲げる株式等を記載してください。
  - (7) 「積立金額」欄には、措置法第 55 条第 9 項に規定する海外投資等損失準備金として積み立てた金額を記載してください。
  - (8) 「添付書類」欄については、措置法施行規則第 21 条第 8 項第 5 号・第 22 条の 45 第 6 項第 6 号に規定する積み立てた金額の明細（別表）及び措置法施行規則第 21 条第 9 項・第 22 条の 45 第 7 項に規定する書類（認定書等）の名称を記載してください。
  - (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (10) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 158)

**適格分社型分割等による海外投資等損失準備金の  
損金算入に関する届出書及び提出書類の届出書の記載要領等**

- 1 この届出書は、青色申告書を提出する内国法人である単体法人（連結申告法人以外の法人をいいます。）又は連結親法人が、適格分社型分割等（適格分社型分割、適格現物出資又は適格事後設立をいいます。以下同じ。）により分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。以下同じ。）に租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）第 55 条第 1 項各号・第 68 条の 43 第 1 項各号の中欄に掲げる株式等（以下「特定株式等」といいます。）を移転する場合において、措置法第 55 条第 10 項・第 68 条の 43 第 9 項又は措置法施行令第 32 条の 2 第 17 項・第 39 条の 72 第 9 項の規定により、海外投資等損失準備金として積み立てて損金の額に算入することについて届け出及び書類の提出をする場合に使用してください。
- 2 この届出書は、適格分社型分割等の日以後 2 月以内に納税地の所轄税務署長に 1 通（調査課所管法人にあつては 2 通で、添付書類も同様の提出枚数となります。）提出してください。
- 3 届出書の各欄は、次により記載してください。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「適格分社型分割等に係る分割承継法人等」の各欄には、適格分社型分割等に係る分割承継法人等（分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人をいいます。）の名称及び納税地並びに代表者の氏名を記載してください。
  - (4) 「適格分社型分割等の日」欄には、適格分社型分割の日を記載してください。
  - (5) 「特定法人の名称」の欄には、事業承継法人に移転する株式等に係る措置法第 55 条第 1 項各号・第 68 条の 43 第 1 項各号の上欄に掲げる法人を記載してください。
  - (6) 「特定株式の種類」の欄には、事業承継法人に移転する取得した措置法第 55 条第 1 項各号・第 68 条の 43 第 1 項各号の中欄に掲げる株式等を記載してください。
  - (7) 「積立金額」欄には、措置法第 55 条第 9 項に規定する海外投資等損失準備金として積み立てた金額を記載してください。
  - (8) 「添付書類」欄については、措置法施行規則第 21 条第 8 項第 5 号・第 22 条の 45 第 6 項第 6 号に規定する積み立てた金額の明細（別表）及び措置法施行規則第 21 条第 9 項・第 22 条の 45 第 7 項に規定する書類（認定書等）の名称を記載してください。
  - (9) 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (10) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 162)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号				
		※課税種別				
連 結 子 法 人	<input type="checkbox"/> 単 体 結 核 法 親 人 法 人	(フリガナ) 法 人 名				
		納 税 地	〒 _____ 電話( ) - _____			
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名	〒 _____			
		代 表 者 住 所	〒 _____			
		事 業 種 目	_____ 業			
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名	※ 整 理 番 号				
	本店又はたる 事務所の所在地	部 門				
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	決 算 期				
	代 表 者 住 所	業 種 番 号				
	事 業 種 目	整 理 簿				
租税特別措置法施行令 (第39条の7第46項 又は阪神・淡路人震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例 第39条の106第36項) に関する法律(以下「震災特別法」といいます。)施行令第18条第29項の規定により適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について下記のとおり申請します。						
記						
申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額			円			
取得する予定の買換資産の内容	種 類					
	構 造					
	規 模 (土地等にあつてはその前項)					
	取 得 価 額	円	円	円	円	
	取得予定年月日	. .	. .	. .	. .	
(やむを得ない事情の詳細)						
認 定 を 受 け よ う と す る 日			年 月 日			
(その他参考となるべき事項)						
税 理 上 署 名 押 印		⑩				
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考	

17. 06 改正

(規格 A 4)

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 162)

税務署受付印 平成 年 月 日 税務署長殿		※整理番号				
		※課税種別				
連 結 子 法 人	<input type="checkbox"/> 単 体 結 核 法 親 人 法 人	(フリガナ) 法 人 名				
		納 税 地	〒 _____ 電話( ) - _____			
		(フリガナ) 代 表 者 氏 名	〒 _____			
		代 表 者 住 所	〒 _____			
		事 業 種 目	_____ 業			
連 結 子 法 人	(フリガナ) 法 人 名	※ 整 理 番 号				
	本店又はたる 事務所の所在地	部 門				
	(フリガナ) 代 表 者 氏 名	決 算 期				
	代 表 者 住 所	業 種 番 号				
	事 業 種 目	整 理 簿				
租税特別措置法施行令 (第39条の7第45項 又は阪神・淡路人震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例 第39条の106第35項) に関する法律(以下「震災特別法」といいます。)施行令第18条第29項の規定により適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間の延長について下記のとおり申請します。						
記						
申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額			円			
取得する予定の買換資産の内容	種 類					
	構 造					
	規 模 (土地等にあつてはその前項)					
	取 得 価 額	円	円	円	円	
	取得予定年月日	. .	. .	. .	. .	
(やむを得ない事情の詳細)						
認 定 を 受 け よ う と す る 日			年 月 日			
(その他参考となるべき事項)						
税 理 上 署 名 押 印		⑩				
※ 税 務 署 処 理 欄	部 門	決 算 期	業 種 番 号	整 理 簿	備 考	

16. 06 改正

(規格 A 4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 162)

**適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等**

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第39条の7第46項各号・第39条の106第36項各号又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）施行令第18条第29項各号に規定する引継ぎを受けた日以後に措置法第65条の7第3項・第68条の78第3項、震災特例法第20条第3項に規定するやむを得ない事情が生じたため、措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項又は震災特例法第21条第4項に規定する合併法人等がこれらの各号に定める期間内に措置法第65条の7第1項・第68条の78第1項の表の各号又は震災特例法第20条第1項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請する場合に使用してください。
- 2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後2月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項又は震災特例法第21条第4項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。
  - (4) 「取得する予定の買換資産の内容」の各欄
    - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。
    - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
    - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
    - ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。
    - ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。
  - (5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に措置法第65条の7第1項の表の各号・第68条の78第1項の表の各号の下欄に掲げる資産又は震災特例法第20条第1項の表の各号下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。
  - (6) 「認定を受けようとする日」欄には、措置法施行令第39条の7第46項・第39条の106第36項又は震災特例法施行令第18条第29項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。
  - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (8) 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 162)

**適格合併等による特定の資産の譲渡に伴い特別勘定を設けた場合において指定期間内に資産の取得が困難な場合の設定期間延長承認申請書の記載要領等**

- 1 この申請書は、単体法人（連結申告法人を除く法人をいいます。）又は連結親法人が、租税特別措置法（以下「措置法」といいます。）施行令第39条の7第45項各号・第39条の106第35項各号又は阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「震災特例法」といいます。）施行令第18条第29項各号に規定する引継ぎを受けた日以後に措置法第65条の7第3項・第68条の78第3項、震災特例法第20条第3項に規定するやむを得ない事情が生じたため、措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項又は震災特例法第21条第4項に規定する合併法人等がこれらの各号に定める期間内に措置法第65条の7第1項・第68条の78第1項の表の各号又は震災特例法第20条第1項の表の各号の下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である場合において、その期間の延長を申請する場合に使用してください。
- 2 この申請書は、やむを得ない事情が生じた日以後2月以内に提出してください。
- 3 この申請書は、納税地を所轄する税務署長に1通（調査課所管法人にあつては2通）提出してください。
- 4 申請書の各欄は、次により記載しますが、記載に当たって欄が不足する場合は、適宜別紙に記載して添付してください。
  - (1) 「提出法人」欄には、該当する□にレ印を付すとともに、当該提出法人の「法人名」、「納税地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (2) 「連結子法人」欄には、当該子法人の「法人名」、「本店又は主たる事務所の所在地」、「代表者氏名」、「代表者住所」及び「事業種目」を記載してください。
  - (3) 「申請の日における引継ぎを受けた特別勘定の金額」欄には、申請の日における措置法第65条の8第4項・第68条の79第5項又は震災特例法第21条第4項の規定により引継ぎを受けた特別勘定の金額を記載してください。
  - (4) 「取得する予定の買換資産の内容」の各欄
    - イ 「種類」欄には、取得予定資産の種類（土地、建物、構築物、機械及び装置等の別）を記載してください。
    - ロ 「構造」欄には、建物、構築物等の構造を記載してください。
    - ハ 「規模」欄には、取得予定資産の面積、重量、能力等の大きさを記載してください。
    - ニ 「取得価額」欄には、取得する予定の買換資産の取得価額を記載してください。
    - ホ 「取得予定年月日」欄には、取得する予定の買換資産の取得予定年月日を記載してください。
  - (5) 「やむを得ない事情の詳細」欄には、指定期間内に措置法第65条の7第1項の表の各号・第68条の78第1項の表の各号の下欄に掲げる資産又は震災特例法第20条第1項の表の各号下欄に掲げる資産の取得をすることが困難である理由を詳細に記載してください。
  - (6) 「認定を受けようとする日」欄には、措置法施行令第39条の7第45項・第39条の106第35項又は震災特例法施行令第18条第29項に規定する認定を受けようとする日を記載してください。
  - (7) 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
  - (8) 「※」欄は、記載しないでください。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 202)

(表面)

外国法人に対する源泉徴収の免除証明書

第 号

① 外国法人の	本店又は主たる事務所の所在地	
	名 称	
② 日本における法人税の納税地にある事務所等の	所 在 地	
	名 称	
③ 上記のものは、所得税法施行令第 304 条に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から平成 年 月 日までの間に上記の者に支払う所得税法第 161 条第 1 号の 2、第 1 号の 3、第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号、第 9 号又は第 10 号に掲げる国内源泉所得については、その支払者は所得税法第 212 条第 1 項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。 平成 年 月 日 財務事務官 税務署長 ㊟		

(裏面)

注 意 事 項

- この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。
  - この証明書は、所得税法第 180 条第 1 項に規定する特例の対象となる国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。
  - 証明書の有効期間中に国内に支店を有しなくなり、又は事業を廃止するなど、所得税法第 180 条第 1 項各号に掲げる外国法人に該当しなくなった場合、又は所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。  
この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。
  - 有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。
  - この証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他の国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。
  - 証明書を提示して源泉徴収の免除を受けた国内源泉所得が、国外にある本店又は事務所等にあてて支払われる場合は、その国内源泉所得の種類、金額、計算の基礎、支払を受けた年月日その他必要な事項を法人税の納税地にある事務所等に通知し、かつ、その通知を受けた事務所等においてこれらの事項をその帳簿に記載しなければなりません。
  - 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。
- この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。
  - 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。
  - 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う国内源泉所得については、源泉徴収の免除はできません。
  - この証明書は、次の場合に効力を失います。
    - 有効期限を経過したとき
    - この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき
  - この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。
  - 所得税法第 161 条第 1 号の 3 に掲げる国内源泉所得については、所得税法第 13 条第 1 項ただし書に規定する信託で国内にある営業所に信託されたものの信託財産に帰せられるものに限ります。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 202)

(表面)

外国法人に対する源泉徴収の免除証明書

第 号

① 外国法人の	本店又は主たる事務所の所在地	
	名 称	
② 日本における法人税の納税地にある事務所等の	所 在 地	
	名 称	
③ 上記のものは、所得税法施行令第 304 条に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から平成 年 月 日までの間に上記の者に支払う所得税法第 161 条第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号、第 9 号又は第 10 号に掲げる国内源泉所得については、その支払者は所得税法第 212 条第 1 項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。 平成 年 月 日 財務事務官 税務署長 ㊟		

(裏面)

注 意 事 項

- この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。
  - この証明書は、所得税法第 180 条第 1 項に規定する特例の対象となる国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。
  - 証明書の有効期間中に国内に支店を有しなくなり、又は事業を廃止するなど、所得税法第 180 条第 1 項各号に掲げる外国法人に該当しなくなった場合、又は所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。  
この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。
  - 有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第 304 条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。
  - この証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他の国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。
  - 証明書を提示して源泉徴収の免除を受けた国内源泉所得が、国外にある本店又は事務所等にあてて支払われる場合は、その国内源泉所得の種類、金額、計算の基礎、支払を受けた年月日その他必要な事項を法人税の納税地にある事務所等に通知し、かつ、その通知を受けた事務所等においてこれらの事項をその帳簿に記載しなければなりません。
  - 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。
- この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。
  - 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。
  - 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う国内源泉所得については、源泉徴収の免除はできません。
  - この証明書は、次の場合に効力を失います。
    - 有効期限を経過したとき
    - この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき
  - この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 204)

(表面)

<b>非居住者に対する源泉徴収の免除証明書</b>		第 _____ 号
① 非居住者の	住 所	
	氏 名	
② 日本における所得税の納税地にある事務所等の	所 在 地	
	名 称	
<p>③</p> <p>上記のものは、所得税法施行令第 330 条に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までの間に上記の者に支払う所得税法第 161 条第 1 号の 2、第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号イ(給与に係る部分を除きます。)又は第 10 号に掲げる国内源泉所得(一定のものを除きます。裏面 2 (5)を参照してください。)については、その支払者は所得税法第 212 条第 1 項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。</p> <p style="text-align: center;">平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p style="text-align: right;">財務事務官</p> <p style="text-align: center;">税務署長 <span style="float: right;">㊟</span></p>		

(裏面)

<b>注 意 事 項</b>	
<p>1 この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) この証明書は、所得税法第 214 条第 1 項に規定する特例の対象となる国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。</p> <p>(2) 証明書の有効期間中に国内に事務所を有しなくなり、又は事業を廃止するなど、所得税法第 214 条第 1 項各号に掲げる非居住者に該当しなくなった場合、又は所得税法施行令第 330 条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。</p> <p>(3) この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。</p> <p>(4) 有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第 330 条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。</p> <p>(5) この証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。</p> <p>(6) 証明書を提示して源泉徴収の免除を受けた国内源泉所得が、国外にある住所又は事務所等にあてて支払われる場合は、その国内源泉所得の種類、金額、計算の基礎、支払を受けた年月日その他必要な事項を国内にある事務所等に通知し、かつ、その通知を受けた事務所等においてこれらの事項をその帳簿に記載しなければなりません。</p> <p>(7) 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。</p> <p>2 この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。</p> <p>(2) 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う国内源泉所得については、源泉徴収の免除はできません。</p> <p>(3) この証明書は、次の場合に効力を失います。</p> <p>① 有効期限を経過したとき</p> <p>② この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき</p> <p>(4) この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。</p> <p>(5) 国内源泉所得のうち源泉徴収の免除の対象とならない「一定のもの」とは、次のものをいいます。</p> <p>① 所得税法第 161 条第 7 号に掲げる使用料又は対価で同法第 204 条第 1 項第 1 号に掲げる報酬又は料金に該当するもの</p> <p>② 所得税法第 8 号イに掲げる報酬で同法第 204 条第 1 項第 5 号に掲げる人的役務の提供に関する報酬又は料金に該当するもの以外のもの</p> <p>③ 所得税法第 161 条第 10 号に掲げる年金でその支払額が 25 万円以上のもの</p>	

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 204)

(表面)

<b>非居住者に対する源泉徴収の免除証明書</b>		第 _____ 号
① 非居住者の	住 所	
	氏 名	
② 日本における所得税の納税地にある事務所等の	所 在 地	
	名 称	
<p>③</p> <p>上記のものは、所得税法施行令第 330 条に規定する要件を備えていると認められますから、この証明書の発行の日から平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日までの間に上記の者に支払う所得税法第 161 条第 2 号、第 3 号、第 6 号、第 7 号、第 8 号イ(給与に係る部分を除きます。)又は第 10 号に掲げる国内源泉所得(一定のものを除きます。裏面 2 (5)を参照してください。)については、その支払者は所得税法第 212 条第 1 項の規定による源泉徴収を行う必要はありません。</p> <p style="text-align: center;">平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日</p> <p style="text-align: right;">財務事務官</p> <p style="text-align: center;">税務署長 <span style="float: right;">㊟</span></p>		

(裏面)

<b>注 意 事 項</b>	
<p>1 この証明書の交付を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) この証明書は、所得税法第 214 条第 1 項に規定する特例の対象となる国内源泉所得の支払を受けるときに、その支払者に提示してください。</p> <p>(2) 証明書の有効期間中に国内に事務所を有しなくなり、又は事業を廃止するなど、所得税法第 214 条第 1 項各号に掲げる非居住者に該当しなくなった場合、又は所得税法施行令第 330 条に規定する要件に該当しなくなった場合には、証明書の交付を受けた税務署長にその旨を記載した届出書を提出するとともに、証明書の提示先にその旨を通知しなければなりません。</p> <p>(3) この場合、交付を受けている証明書を、税務署長に提出する上記の届出書に添付しなければなりません。</p> <p>(4) 有効期限を経過したとき又は所轄税務署長から所得税法施行令第 330 条に規定する要件に該当しなくなった旨等の通知を受けたときは、この証明書は必ず返還してください。</p> <p>(5) この証明書を国内源泉所得の支払者に提示した場合には、その支払者の氏名又は名称及びその住所、事務所、事業所その他その国内源泉所得の支払の場所並びに証明書の提示年月日を帳簿に記載しなければなりません。</p> <p>(6) 証明書を提示して源泉徴収の免除を受けた国内源泉所得が、国外にある住所又は事務所等にあてて支払われる場合は、その国内源泉所得の種類、金額、計算の基礎、支払を受けた年月日その他必要な事項を国内にある事務所等に通知し、かつ、その通知を受けた事務所等においてこれらの事項をその帳簿に記載しなければなりません。</p> <p>(7) 証明書の記載事項を訂正したときは、証明書は無効となります。</p> <p>2 この証明書の提示を受けた者は、次のことに注意してください。</p> <p>(1) 提示を受けた証明書が有効であるかどうかを確認してください。</p> <p>(2) 記載事項を訂正したものは、証明書として無効ですから、それを提示した者に支払う国内源泉所得については、源泉徴収の免除はできません。</p> <p>(3) この証明書は、次の場合に効力を失います。</p> <p>① 有効期限を経過したとき</p> <p>② この証明書が効力を失ったことについて、官報により公示されたとき</p> <p>(4) この証明書が有効であることを確認した場合には、支払に関する書類その他の帳簿に提示を受けた相手方の氏名又は名称及び証明書の有効期限を記載しておく必要があります。</p> <p>(5) 国内源泉所得のうち源泉徴収の免除の対象とならない「一定のもの」とは、次のものをいいます。</p> <p>① 所得税法第 161 条第 7 号に掲げる使用料又は対価で同法第 204 条第 1 項第 1 号に掲げる報酬又は料金に該当するもの</p> <p>② 所得税法第 8 号イに掲げる報酬で同法第 204 条第 1 項第 5 号に掲げる人的役務の提供に関する報酬又は料金に該当するもの以外のもの</p> <p>③ 所得税法第 161 条第 10 号に掲げる年金でその支払額が 25 万円以上のもの</p>	



(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 226-1)

様式 19  
FORM

**租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書**  
APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

( 税 務 署 整 理 欄 )  
(For official use only)

( 組 合 契 約 事 業 利 益 の 配 分 に 対 す る 所 得 税 の 免 除 )  
Relief from Japanese Income Tax on Distribution  
of Business Profits from Partnership Agreements

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。  
See separate instructions.

適用：有、無

支 払 者 受 付 印      税 務 署 受 付 印

税務署長殿  
To the District Director of \_\_\_\_\_ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項；  
Applicable Income Tax Convention  
日本国と \_\_\_\_\_ との間の租税条約第 \_\_\_\_\_ 条第 \_\_\_\_\_ 項  
The Income Tax Convention between Japan and \_\_\_\_\_, Article \_\_\_\_\_, para. \_\_\_\_\_

2 利益の配分（支払）を受ける者に関する事項；  
Details of Recipient of Distribution of Business Profits

氏 名 又 は 名 称 Full name		(電話番号 Telephone Number)
個 人 の 場 合 Individual	住 所 又 は 居 所 Domicile or residence	
	国 籍 Nationality	
法 人 そ の 他 の 団 体 の 場 合 Corporation or other entity	本 店 又 は 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設 立 又 は 組 織 さ れ た 場 所 Place where the Corporation was established or organized	
	事 業 が 管 理 ・ 支 配 さ れ て い る 場 所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)
届 出 書 の 「 5 」 の 利 益 に つ き 居 住 者 と し て 課 税 さ れ る 国 、 納 税 地 ( 注 6 ) Country where the recipient is taxable as resident on Profits mentioned in 5 below and the place where he is to pay tax (Note 6)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)

3 組合（これに類するものを含みます。）に関する事項；  
Details of Partnership (including similar entity)

名 称 Full name		(電話番号 Telephone Number)
国 外 に あ る 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 Place of head office (main office) abroad		(電話番号 Telephone Number)
国 内 に あ る 事 務 所 等 の 所 在 地 ( 注 7 ) Place of office, etc. in Japan (Note 7)		(電話番号 Telephone Number)
組 合 契 約 事 業 の 概 要 Outline of business under partnership agreement		
国 内 に お い て 組 合 契 約 事 業 を 開 始 し た 日 Date of commencement of business under partnership agreement		

4 利益の支払者（組合員）に関する事項（注8）；  
Details of Payer of Distribution of Business Profits (partner) (Note 8)

源 泉 徴 収 に 係 る 所 得 税 の 納 税 地 Place where the payer is to pay withholding tax		(電話番号 Telephone Number)
1 氏 名 又 は 名 称 Full name		(電話番号 Telephone Number)
住 所 ( 居 所 ) 又 は 本 店 ( 主 たる 事 務 所 ) の 所 在 地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		(電話番号 Telephone Number)
2 氏 名 又 は 名 称 Full name		(電話番号 Telephone Number)
住 所 ( 居 所 ) 又 は 本 店 ( 主 たる 事 務 所 ) の 所 在 地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		(電話番号 Telephone Number)
3 氏 名 又 は 名 称 Full name		(電話番号 Telephone Number)
住 所 ( 居 所 ) 又 は 本 店 ( 主 たる 事 務 所 ) の 所 在 地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)		(電話番号 Telephone Number)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 226-1)

(新 設)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 226-1)

5 届出書の「4」の支払者から配分(支払)を受ける利益で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項(注9) ;  
 Details of Distribution of Business Profits received from Payer to which Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

計 算 期 間 Period of computation	金 銭 等 の 交 付 日 Date of issuance of distribution of business profits (money, etc.)	当該計算期間における利益の総額 (A) Total amount of business profits in computation period	配分を受ける割合 (B) Proportion of distribution received	配分を受ける利益の額 (A×B) Amount of distribution of business profits received
~			%	

6 その他参考となるべき事項(注10) ;  
 Others (Note 10)

私は、この届出書の「5」に記載した利益が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, I hereby submit this application form under the belief that provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Distribution of Business Profits mentioned in 5 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date \_\_\_\_\_ 年 月 日

利益の配分(支払)を受ける者又はその代理人の署名  
 Signature of the Recipient of Distribution of Business Profits or his Agent

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。  
 Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following Columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏 名 ( 名 称 ) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent <input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	住所(居所・所在地) Domicile (Residence or location)  (電話番号 Telephone Number)	税務署 Tax Office

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;  
 If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付  有 Yes  
 Attachment Form for  
 Limitation on Benefits  
 Article attached

添付省略 Attachment not required  
 (特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日  
 Date of previous submission of the application for income tax  
 convention with the Attachment Form for Limitation on Benefits  
 Article

\_\_\_\_\_ 年 月 日)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 226-1)

(新 設)

様式 19  
FORM

「租税条約に関する届出書(組合契約事業利益の配分に対する所得税の免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX ON DISTRIBUTION OF BUSINESS PROFITS FROM PARTNERSHIP AGREEMENTS"

注意事項

届出書の提出について

1 この届出書は、組合契約に基づく事業(組合契約事業)から生ずる利益(組合契約事業利益)の配分に係る日本国の所得税の源泉徴収税額について、租税条約の規定に基づく免除(組合契約事業利益につき、届出者が①国内に恒久的施設又は固定的施設を有しないこと、②国内に有する恒久的施設又は固定的施設に帰せられないこと、のいずれかを要件とする免除に限ります。)を受けようとする場合に使用します。

この場合の組合契約とは、①民法第667条第1項に規定する組合契約、②投資事業有限責任組合契約、③有限責任事業組合契約及び④外国における①～③に類する契約をいいます。

2 この届出書は、複数の組合契約を締結している場合には組合契約ごとに作成してください。

3 この届出書は、正副2通を作成して組合契約事業利益の配分をする者(「利益の支払者(組合員)」といいます。)に提出し、その提出を受けた利益の支払者(組合員)は、正本を、最初にその組合契約事業利益につき金銭等の交付をする日(この利益に係る計算期間の末日の翌日から2か月を経過する日までに金銭等の交付がされない場合には、同日)の前日までに組合契約事業利益の配分に係る所得税法第17条(源泉徴収に係る所得税の納税地)に規定する納税地の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

この場合、届出書の提出を受けた利益の支払者(組合員)は、届出書の提出を受けた旨をその組合契約における他の組合員に周知するようにしてください。

4 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

5 届出書の口欄には、該当する項目について✓印を付してください。

6 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。利益の配分(支払)を受ける者が納税者番号を有しない場合や利益の配分(支払)を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

7 届出書の「3」の「国内にある事務所等の所在地」の欄には、国内にある事務所、事業所その他これに類するものの所在地を記載してください。

なお、これらが二以上ある場合には、組合契約事業利益に係る支払事務を取り扱う事務所等の所在地を記載してください。

8 届出書の「4」の各欄には、それぞれ次のとおり記載してください。

① 「源泉徴収に係る所得税の納税地」の欄には、組合契約事業利益の配分に係る所得税法第17条(源泉徴収に係る所得税の納税地)の規定による納税地を記載してください。

② 「氏名又は名称」及び「住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地」の欄には、組合員の氏名又は名称及び住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地を、その組合契約におけるすべての組合員について記載してください。

なお、この欄に記載しきれない場合には、適宜の様式により作成し、この届出書に添付してください。

9 届出書の「5」の欄の「当該計算期間における利益の総額」の欄には、国内において行う組合契約事業から生ずる収入から、その収入に係る費用(国内源泉所得として源泉徴収された所得税を含みます。)を控除したものを、「配分を受ける割合」の欄には、この届出書を提出する利益の配分(支払)を受ける者の組合契約事業利益の配分を受ける割合をそれぞれ記載してください。

10 届出書の「6」の欄には、「2」から「5」までの各欄に記載した事項のほか、租税の免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

Submission of the FORM

1 This form is to be used by Recipient of Distribution of Business Profits from Partnership Agreements (profits derived from business under partnership agreements) in claiming relief from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Convention (provided that the recipient satisfies one of the following conditions regarding the business profits received from partnership agreement: ① the recipient has no permanent establishment in Japan; ② the profits are not attributable to the recipient's permanent establishment in Japan).

Partnership agreement in this case means any of the following: ① a partnership agreement as prescribed in Article 667 paragraph 1 of the Civil Law; ② a limited partnership agreement for investment; ③ a limited liability partnership agreement; ④ agreements in other countries similar to ①-③.

2 This form must be prepared separately for each partnership agreement, in the case that the applicant concluded two or more partnership agreements.

3 This form must be submitted in duplicate to the person who distributes business profits from the partnership agreement (hereinafter referred as "Payer (partner)", who must then file the original with the District Director of the Tax Office for the place where the payer is to pay withholding tax under Article 17 of the Income Tax Law (place for income tax payment regarding withholding tax), by the day before issuance of distribution of business profits from partnership agreements (money, etc.) is made (in the case that the profits are not paid within 2 months from the day after the final day of the computing period, by the day 2 months after the last day of the computing period). The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

In such a case, Payer (partner) who receives the submitted application form must inform all the other partners of the partnership agreement of the fact of the submission of this form.

4 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

5 Applicable blocks must be checked.

6 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

7 Enter into item "Place of office, etc. in Japan" of column 3 the location of an office, business place or other similar facility in Japan.

In the case that there are two or more such offices, please enter the address of the office that deals with the business of payment of distribution of business profits relating to the partnership agreement.

8 Enter into column 4 as follows:

① "Place where the payer is to pay withholding tax": enter the place where the distribution of business profits from partnership agreement is taxable under Article 17 (the place where withholding tax is imposed) of the Income Tax Law,

② "Full name" and "Domicile (residence) or place of head office (main office)": enter the name and the address of head office (main office) of every partner of the partnership agreement.

If there are more than 3 such partners, create an appropriate forms for them and attach them to this Application Form.

9 Enter into item "Total amount of profits in the computation period," enter the amount of revenue derived from business under the partnership agreement in Japan minus the amount of expenses regarding the revenue (including the amount of withholding tax imposed on the revenue as Japanese source income). Enter into item "Proportion of distribution received" the proportion of the business profits received under the partnership agreement by whichever partner is submitting this form.

10 Enter into line 6 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 through 5.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

(新設)

税務署受付印

**適格外国仲介業者の承認申請書**  
APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY

提出日: \_\_\_\_\_  
(税務署整理欄)  
For official use only

承認: 有、無

この申請書は、租税特別措置法第5条の2(振替国債の利子の課税の特例)第5項第4号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合に提出します。  
この申請書の記載に当たっては、3頁の注意事項を参照してください。  
This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of paragraph 5 of Article 5-2 of the Special Taxation Measures Law. See instructions on the page 3.

日本橋税務署長 殿  
To the District Director of Nihombashi Tax Office

1 申請をする者に関する事項;  
Details of applicant

(フリガナ) Japanese syllabary 名 称 Name		代表者名President's Name	
	担当者Name of contact person	部署Section	電話番号Telephone number
住 所 地 Address	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head or main office	(所在国) Country	
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	(所在国) Country	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(所在国) Country	
適用を受ける租税条約(情報交換規定を有するものに限る。)に関する事項 Applicable Income Tax Convention: i) to which Japan is a partner; and ii) which has an Article of Exchange of Information; and iii) under which the Applicant is regarded as resident corporation of a contracting state other than Japan.		日本国と The Income Tax Convention between Japan and _____ との間の租税条約	
日本国内の 恒久的施設 の状況 Permanent establish- ment in Japan	<input type="checkbox"/> 有 If "Yes"	名 称 Name	担当者Name of contact person
	<input type="checkbox"/> 無 If "No"	所在地 Address	電話番号Telephone number
特定国外営業所等 Specified Foreign Branches (SFBs)		名 称 Name	担当者Name of contact person
		所在地 Address	電話番号Telephone number
		名 称 Name	電話番号Telephone number
		所在地 Address	電話番号Telephone number
		名 称 Name	電話番号Telephone number
		所在地 Address	電話番号Telephone number

右の欄に書き切れない場合には、別紙に記載して添付してください。  
If you have more than five SFBs, you may write in separate sheet and attach it with this application.  
 : 別紙添付有り  
separate sheet attached

税務署受付印

**適格外国仲介業者の承認申請書**  
APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY

提出日: \_\_\_\_\_  
(税務署整理欄)  
For official use only

承認: 有、無

この申請書は、租税特別措置法第5条の2(振替国債の利子の課税の特例)第5項第4号及び同法第67条の17(分離振替国債の課税の特例)第4項第6号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合に提出します。  
この申請書の記載に当たっては、3頁の注意事項を参照してください。  
This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of paragraph 5 of Article 5-2 and subparagraph 6 of paragraph 4 of Article 67-17 of the Special Taxation Measures Law. See instructions on the page 3.

日本橋税務署長 殿  
To the District Director of Nihombashi Tax Office

1 申請をする者に関する事項;  
Details of applicant

(フリガナ) Japanese syllabary 名 称 Name		代表者名President's Name	
	担当者Name of contact person	部署Section	電話番号Telephone number
住 所 地 Address	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head or main office	(所在国) Country	
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	(所在国) Country	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(所在国) Country	
適用を受ける租税条約(情報交換規定を有するものに限る。)に関する事項 Applicable Income Tax Convention: i) to which Japan is a partner; and ii) which has an Article of Exchange of Information; and iii) under which the Applicant is regarded as resident corporation of a contracting state other than Japan.		日本国と The Income Tax Convention between Japan and _____ との間の租税条約	
日本国内の 恒久的施設 の状況 Permanent establish- ment in Japan	<input type="checkbox"/> 有 If "Yes"	名 称 Name	担当者Name of contact person
	<input type="checkbox"/> 無 If "No"	所在地 Address	電話番号Telephone number
特定国外営業所等 Specified Foreign Branches (SFBs)		名 称 Name	担当者Name of contact person
		所在地 Address	電話番号Telephone number
		名 称 Name	電話番号Telephone number
		所在地 Address	電話番号Telephone number
		名 称 Name	電話番号Telephone number
		所在地 Address	電話番号Telephone number

右の欄に書き切れない場合には、別紙に記載して添付してください。  
If you have more than five SFBs, you may write in separate sheet and attach it with this application.  
 : 別紙添付有り  
separate sheet attached

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 237)

2 申請者又は申請者が口座の開設を受けている外国間接口座管理機関等が口座の開設を受けている特定振替機関等の国内にある営業所等に関する事項 ; Branch or office located in Japan of Direct Participant or Indirect Participant that established an account of the Book-entry JGBs in Japan for the applicant, or the Foreign Indirect Participant or Foreign Re-Indirect Participant which established an account of the Book-entry JGBs for the applicant.

Table with 4 rows and 2 columns: Name, Address. Labels: 特定振替機関等の国内にある営業所等, Branch or office located in Japan of Direct Participant or Indirect Participant.

3 代理人に関する事項 ; Details of the Agent

Table with 4 columns: Capacity of Agent in Japan, Full name, Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered, Telephone Number. Includes checkboxes for Tax Agent and Other Agent.

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications or claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

4 その他参考となるべき事項 ; Other relevant matters

Empty box for other relevant matters.

5 誓約 ; 私は、次のことにつき、偽りがなく真実であることを誓約します。

- ① 申請者は、「1 適用を受ける租税条約に関する事項」に記載した租税条約の締約国の法人であること
② 申請書の記載事項に変更(異動)があった場合は、日本銀行を経由して速やかに届け出ること
③ 本申請に基づく非課税の適用に関して税務署長の資料提出要求が行われた場合に遅滞なくこれを提出すること
④ 非課税適用申告書の提出があった場合に、租税特別措置法第5条の2第9項(削除)に規定するところにより確認を行うこと

5 Certification I hereby declare that the below statements are true and correct. i I am a resident corporation of a contracting state of a tax treaty to which Japan is a partner, as mentioned in 1 above. ii In case of any alternation to the description in this application form, I will report them to, or file a new application form with, the District Director of Nihombashi Tax Office via Bank of Japan without delay. iii In case where the District Director requires to submit documents as to applying tax exemption under article 5-2 and article 67-17 of the Special Taxation Measures Law(STML), I will cooperate to do so without delay. iv In case of submitting Tax Exemption Application, I will confirm the contents of Applications in accordance with the paragraph 9 of Article 5-2 and paragraph 8 of Article 67-17 of the STML.

日付 Date

申請者の署名, Signature of the applicant (authorized official thereof)
又はその代理人の署名 or its authorized Agent

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 237)

2 申請者又は申請者が口座の開設を受けている外国間接口座管理機関等が口座の開設を受けている特定振替機関等の国内にある営業所等に関する事項 ; Branch or office located in Japan of Direct Participant or Indirect Participant that established an account of the Book-entry JGBs in Japan for the applicant, or the Foreign Indirect Participant or Foreign Re-Indirect Participant which established an account of the Book-entry JGBs for the applicant.

Table with 4 rows and 2 columns: Name, Address. Labels: 特定振替機関等の国内にある営業所等, Branch or office located in Japan of Direct Participant or Indirect Participant.

3 代理人に関する事項 ; Details of the Agent

Table with 4 columns: Capacity of Agent in Japan, Full name, Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered, Telephone Number. Includes checkboxes for Tax Agent and Other Agent.

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications or claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

4 その他参考となるべき事項 ; Other relevant matters

Empty box for other relevant matters.

5 誓約 ; 私は、次のことにつき、偽りがなく真実であることを誓約します。

- ① 申請者は、「1 適用を受ける租税条約に関する事項」に記載した租税条約の締約国の法人であること
② 申請書の記載事項に変更(異動)があった場合は、日本銀行を経由して速やかに届け出ること
③ 本申請に基づく非課税の適用に関して税務署長の資料提出要求が行われた場合に遅滞なくこれを提出すること
④ 非課税適用申告書の提出があった場合に、租税特別措置法第5条の2第9項及び同法第67条の17第8項に規定するところにより確認を行うこと

5 Certification I hereby declare that the below statements are true and correct. i I am a resident corporation of a contracting state of a tax treaty to which Japan is a partner, as mentioned in 1 above. ii In case of any alternation to the description in this application form, I will report them to, or file a new application form with, the District Director of Nihombashi Tax Office via Bank of Japan without delay. iii In case where the District Director requires to submit documents as to applying tax exemption under article 5-2 and article 67-17 of the Special Taxation Measures Law(STML), I will cooperate to do so without delay. iv In case of submitting Tax Exemption Application, I will confirm the contents of Applications in accordance with the paragraph 9 of Article 5-2 and paragraph 8 of Article 67-17 of the STML.

日付 Date

申請者の署名, Signature of the applicant (authorized official thereof)
又はその代理人の署名 or its authorized Agent

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 237)

「適格外国仲介業者の承認申請書」に関する注意事項  
INSTRUCTIONS FOR APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY

注 意 事 項

申請書の提出について

- 1 この申請書は、租税特別措置法第5条の2（振替国債の利子の課税の特例）第5項第4号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合に提出します。
- 2 この申請書は、日本銀行を経由して日本橋税務署長に提出してください。
- 3 この申請書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその邦訳文とともに添付してください。
- 4 この申請書の提出後、申請書の提出があった日の属する月の翌月末日までに日本橋税務署長から承認又は却下の処分がなかったときは、同日において承認があったものとみなされます。
- 5 日本橋税務署長から適格外国仲介業者の承認を受けた場合に、その旨の日本橋税務署長による公表を希望しない場合には、その旨を申し出てください。  
：署長による公表を希望しない

申請書の記載について

- 6 申請書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- 1 This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of paragraph 5 of Article 5-2 of the Special Taxation Measures Law.
- 2 This form must be submitted to the District Director of Nihombashi Tax Office via Bank of Japan.
- 3 An Agent, other than the Tax Agent, must attach a power of attorney, together with its Japanese translation.
- 4 If applicant does not receive the granting or rejection of the application from the District Director of Nihombashi Tax Office until the last day of the next month of the month when the applicant submitted this form, the applicant shall be regarded as having gotten an approval as of that last day.
- 5 If applicant does not desire an announcement of the approval by District Director of Nihombashi Tax Office after the approval of Qualified Foreign Intermediary, check the next box.  
 : no announcement desired

Completion of the FORM

- 6 Applicable boxes must be checked.

○ 日本銀行の証明；  
Certification of the Bank of Japan

証 明 書  
Certificate

当行は、申請者が国債振替決済制度の外国間接参加者であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Foreign Indirect Participant in the JGB Book-entry System.

Date \_\_\_\_\_ Signature of authorized official, the Bank of Japan \_\_\_\_\_

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 237)

「適格外国仲介業者の承認申請書」に関する注意事項  
INSTRUCTIONS FOR APPLICATION FORM FOR QUALIFIED FOREIGN INTERMEDIARY

注 意 事 項

申請書の提出について

- 1 この申請書は、租税特別措置法第5条の2（振替国債の利子の課税の特例）第5項第4号及び同法第67条の17（分離振替国債の課税の特例）第4項第6号に規定する適格外国仲介業者の承認を受けようとする場合に提出します。
- 2 この申請書は、日本銀行を経由して日本橋税務署長に提出してください。
- 3 この申請書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその邦訳文とともに添付してください。
- 4 この申請書の提出後、申請書の提出があった日の属する月の翌月末日までに日本橋税務署長から承認又は却下の処分がなかったときは、同日において承認があったものとみなされます。
- 5 日本橋税務署長から適格外国仲介業者の承認を受けた場合に、その旨の日本橋税務署長による公表を希望しない場合には、その旨を申し出てください。  
：署長による公表を希望しない

申請書の記載について

- 6 申請書の口欄には、該当する項目についてレ印を付してください。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- 1 This form is submitted in claiming approval of Qualified Foreign Intermediary under subparagraph 4 of paragraph 5 of Article 5-2 and subparagraph 6 of paragraph 4 of Article 67-17 of the Special Taxation Measures Law.
- 2 This form must be submitted to the District Director of Nihombashi Tax Office via Bank of Japan.
- 3 An Agent, other than the Tax Agent, must attach a power of attorney, together with its Japanese translation.
- 4 If applicant does not receive the granting or rejection of the application from the District Director of Nihombashi Tax Office until the last day of the next month of the month when the applicant submitted this form, the applicant shall be regarded as having gotten an approval as of that last day.
- 5 If applicant does not desire an announcement of the approval by District Director of Nihombashi Tax Office after the approval of Qualified Foreign Intermediary, check the next box.  
 : no announcement desired

Completion of the FORM

- 6 Applicable boxes must be checked.

○ 日本銀行の証明；  
Certification of the Bank of Japan

証 明 書  
Certificate

当行は、申請者が国債振替決済制度の外国間接参加者であることを証明します。

I hereby certify that the applicant is Foreign Indirect Participant in the JGB Book-entry System.

Date \_\_\_\_\_ Signature of authorized official, the Bank of Japan \_\_\_\_\_

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 238)

所在地 名称 代氏 表 者名		第	号
		平成	年 月 日

日本橋 税務署長  
財務事務官



適格外国仲介業者の承認通知書（承認）

貴社から平成 年 月 日付でされた租税特別措置法第5条の2に規定する適格  
外国仲介業者の承認申請については、これを承認しましたから通知します。

(規格 A 4)

17. 06 改正

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 238)

所在地 名称 代氏 表 者名		第	号
		平成	年 月 日

日本橋 税務署長  
財務事務官



適格外国仲介業者の承認通知書（承認）

貴社から平成 年 月 日付でされた租税特別措置法第5条の2及び同法第67条  
の17に規定する適格外国仲介業者の承認申請については、これを承認しましたから通知し  
ます。

(規格 A 4)

15. 07 改正

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 239)

所在地 名 称 代氏 表 者名	第 号 平成 年 月 日
	殿

日本橋 税務署長  
財務事務官

㊟

適格外国仲介業者の承認申請の却下通知書（却下）

貴社から平成 年 月 日付でされた租税特別措置法第5条の2に規定する適格外国仲介業者の承認申請については、次の理由により却下しましたから通知します。

(理由)

- 申請書類に不備又は不実の記載があること
- 国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であること
- 振替国債及び分離振替国債に関する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は特定振替機関等に対して振替記載等がされた日等の通知を行うことが困難と認められること
- その他（ ）

(規格 A 4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 239)

所在地 名 称 代氏 表 者名	第 号 平成 年 月 日
	殿

日本橋 税務署長  
財務事務官

㊟

適格外国仲介業者の承認申請の却下通知書（却下）

貴社から平成 年 月 日付でされた租税特別措置法第5条の2及び同法第67条の17に規定する適格外国仲介業者の承認申請については、次の理由により却下しましたから通知します。

(理由)

- 申請書類に不備又は不実の記載があること
- 国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であること
- 振替国債及び分離振替国債に関する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うことが困難と認められること
- その他（ ）

(規格 A 4)



改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 240)

所在地 名称 代氏 表者名		第	号
		平成	年 月 日

日本橋 税 務 署 長  
財務事務官

④

**適格外国仲介業者の承認取消通知書（取消）**

貴社は、租税特別措置法第5条の2第6項に規定する次の事実が生じたものと認められますから、同法第5条の2第7項の規定に基づき適格外国仲介業者の承認を取り消しましたから通知します。

(該当事実)

申請書類に不備又は不実の記載があること

国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であること

振替国債及び分離振替国債に関する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うこと又は特定振替機関等に対して振替記載等がされた日等の通知を行うことが困難と認められること

その他（ ）

(規格 A 4)

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 240)

所在地 名称 代氏 表者名		第	号
		平成	年 月 日

日本橋 税 務 署 長  
財務事務官

④

**適格外国仲介業者の承認取消通知書（取消）**

貴社は、租税特別措置法第5条の2第6項及び同法第67条の17第5項に規定する次の事実が生じたものと認められますから、同法第5条の2第7項及び同法第67条の17第6項の規定に基づき適格外国仲介業者の承認を取り消しましたから通知します。

(該当事実)

申請書類に不備又は不実の記載があること

国税の滞納があり、かつ、その滞納税額の徴収が著しく困難であること

振替国債及び分離振替国債に関する帳簿の備付け、記録若しくは保存を行うことが困難と認められること

その他（ ）

(規格 A 4)

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 121)

国税関係帳簿  
国税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認通知書

1 使用目的

「国税関係帳簿  
国税関係書類」の電磁的記録等による保存等の承認通知書は、電子帳簿保存法の規定に基づく承認申請について、その全部又は一部の承認をする場合に使用する。

なお、通知書は、複写により2部作成し、1部を決議書に添付し、他の1部を申請者に送付する。

(注)1 帳簿、書類及びスキヤナ保存に係る通知はそれぞれ別葉とする。

2 帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項に係る承認申請を承認する場合（例えば、一部の帳簿について電帳法第4条第1項の承認を、また、他の帳簿について電帳法第5条第1項の承認をする場合）には、別葉とする。

3 一部承認の通知書を作成する場合には、併せて、一部却下の通知書を作成することに留意する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題	「 <u>国税関係帳簿</u> <u>国税関係書類</u> 」並びに通知文の「その全部 下 記」及び「 <u>国税関係帳簿</u> <u>国税関係書類</u> 」の各箇所については、承認 の態様に応じて不要な文字を二重線で抹消する。
か ら	申請者に応じて「貴法人」、「あなた」又は「貴団体」等と記載する。
平成 年 月 日付	この承認に係る申請書が提出された年月日を記載する。
第 条第 項	申請書の本文に記載された承認の適用条項（ <u>法第4条1項、同条第2項、同条第3項、第5条第1項、同条第2項又は同条第3項</u> ）を記載する。
(承認対象の国税 関係帳簿又は国 税関係書類)	申請の一部を承認する場合に、その対象とする <u>国税関係帳簿書類</u> の名称等を申請書に記載された 名称等に基づいて記載する。 (注) 申請の全部を承認する場合には、「記」及び「(承認対象の <u>国税関係帳簿</u> 又は <u>国税関係書類</u> )」を 二重線で抹消する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 121)

国税関係帳簿  
国税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認通知書

1 使用目的

「国税関係帳簿  
国税関係書類」の電磁的記録等による保存等の承認通知書は、電帳法の規定に基づく承認申請について、その全部又は一部の承認をする場合に使用する。

なお、通知書は、複写により2部作成し、1部を決議書に添付し、他の1部を申請者に送付する。

(注)1 帳簿に係る通知と書類に係る通知は別葉とする。

2 帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項に係る承認申請を承認する場合（例えば、一部の帳簿について電帳法第4条第1項の承認を、また、他の帳簿について電帳法第5条第1項の承認をする場合）には、別葉とする。

3 一部承認の通知書を作成する場合には、併せて、一部却下の通知書を作成することに留意する。

2 記載要領

項 目	内 容
標 題	「 <u>国税関係帳簿</u> <u>国税関係書類</u> 」並びに通知文の「その全部 下 記」及び「 <u>国税関係帳簿</u> <u>国税関係書類</u> 」の各箇所については、承認 の態様に応じて不要な文字を二重線で抹消する。
か ら	申請者に応じて「貴法人」、「あなた」又は「貴団体」等と記載する。
平成 年 月 日付	この承認に係る申請書が提出された年月日を記載する。
第 条第 項	申請書の本文に記載された承認の適用条項を記載する。
(承認対象の国税 関係帳簿又は国 税関係書類)	申請の一部を承認する場合に、その対象とする <u>国税関係帳簿書類</u> の名称等を申請書に記載された 名称等に基づいて記載する。 (注) 申請の全部を承認する場合には、「記」及び「(承認対象の <u>国税関係帳簿</u> 又は <u>国税関係書類</u> )」を 二重線で抹消する。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 122)

国税関係帳簿  
国税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書

1 使用目的

「国税関係帳簿  
国税関係書類」の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書は、電子帳簿保存法の規定に基づく承認申請について、その全部又は一部の却下をする場合に使用する。

なお、通知書は教示文とともに、複写により2部作成し、1部を決議書に添付し、他の1部を申請者に送付する。

(注)1 帳簿、書類及びスキャナ保存に係る通知はそれぞれ別業とする。

2 帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項に係る承認申請を却下する場合（例えば、一部の帳簿について電帳法第4条第1項の承認申請の却下を、また、他の帳簿について電帳法第5条第1項の承認申請の却下をする場合）には、別業とする。

3 一部却下の通知書を作成する場合には、併せて、一部承認の通知書を作成することに留意する。

2 記載要領

項目	内容
標 題	「国税関係帳簿 国税関係書類」並びに通知文の「その全部 下記1」及び「国税関係帳簿 国税関係書類」の各箇所については、 却下の態様に応じて不要な文字を二重線で抹消する。
か ら	申請者に応じて「貴法人」、「あなた」又は「貴団体」等と記載する。
平成 年 月 日付	この <u>却下</u> に係る申請書が提出された年月日を記載する。
第 条 第 項	申請書の本文に記載された承認の適用条項（法第4条1項、同条第2項、同条第3項、第5条第1項、同条第2項又は同条第3項）を記載する。
（同法第9条において準用する）	申請書の本文に記載された承認の適用条項が電帳法第4条第1項、同条第2項又は同条第3項である場合には二重線で抹消し、同法第5条第1項、同条第2項又は同条第3項である場合には、「（」及び「）」を二重線で抹消する。
第6条第3項 第 号	却下の理由に応じて、電帳法第6条第3項の該当号を記載する。
却 下 の 対 象	申請の一部を却下する場合に、その対象とする国税関係帳簿書類の名称等を、申請書に記載された名称等に基づいて記載する。 （注）申請の全部を却下する場合には、「1 却下の対象」を二重線で抹消する。
却 下 の 理 由	却下の理由を記載する。 この場合、却下対象の国税関係帳簿書類について、 ① 法第6条第3項第1号該当の場合には、同号に規定された各事実 ② “ ” 第2号該当の場合には、電磁的記録の備付け又は保存が同法第4条第1項、第2項又は第3項に規定する財務省令第3条第1項から第6項に定めるところに従って行われないと認められる相当な理由 があることを、却下対象の国税関係帳簿書類に応じて（複数の国税関係帳簿書類を却下対象とする場合で、却下の事由が同じであるときは、取りまとめて）、具体的に記載することに留意する。 （注）この箇所に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に上記の内容を記載する。
調 査 担 当 者 の 表 示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所は、国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、その国税局名を記入し、その他の場合には、この欄の全部を二重線で抹消する。
（ 以 下 省 略 ）	

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 122)

国税関係帳簿  
国税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書

1 使用目的

「国税関係帳簿  
国税関係書類」の電磁的記録等による保存等の承認申請の却下通知書は、電帳法の規定に基づく承認申請について、その全部又は一部の却下をする場合に使用する。

なお、通知書は、複写により2部作成し、1部を決議書に添付し、他の1部を申請者に送付する。

(注)1 帳簿に係る通知と書類に係る通知は別業とする。

2 帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項に係る承認申請を却下する場合（例えば、一部の帳簿について電帳法第4条第1項の承認申請の却下を、また、他の帳簿について電帳法第5条第1項の承認申請の却下をする場合）には、別業とする。

3 一部却下の通知書を作成する場合には、併せて、一部承認の通知書を作成することに留意する。

2 記載要領

項目	内容
標 題	「国税関係帳簿 国税関係書類」並びに通知文の「その全部 下記1」及び「国税関係帳簿 国税関係書類」の各箇所については、 却下の態様に応じて不要な文字を二重線で抹消する。
か ら	申請者に応じて「貴法人」、「あなた」又は「貴団体」等と記載する。
平成 年 月 日付	この <u>承認</u> に係る申請書が提出された年月日を記載する。
第 条 第 項	申請書の本文に記載された承認の適用条項を記載する。
（同法第9条において準用する）	申請書の本文に記載された承認の適用条項が電帳法第4条第1項又は同条第2項である場合には二重線で抹消し、同法第5条第1項、同条第2項又は同条第3項である場合には、「（」及び「）」を二重線で抹消する。
第6条第3項 第 号	却下の理由に応じて、電帳法第6条第3項の該当項を記載する。
却 下 の 対 象	申請の一部を却下する場合に、その対象とする国税関係帳簿書類の名称等を、申請書に記載された名称等に基づいて記載する。 （注）申請の全部を却下する場合には、「1 却下の対象」を二重線で抹消する。
却 下 の 理 由	却下の理由を記載する。 この場合、却下対象の国税関係帳簿書類について、 ① <u>電帳法</u> 第6条第3項第1号該当の場合には、同号に規定された各事実 ② “ ” 第2号該当の場合には、電磁的記録の備付け又は保存が同法第4条第1項又は第2項に規定する財務省令第3条第1項又は第2項等に定めるところに従って行われないと認められる相当な理由 があることを、却下対象の国税関係帳簿書類に応じて（複数の国税関係帳簿書類を却下対象とする場合で、却下の事由が同じであるときは、取りまとめて）、具体的に記載することに留意する。 （注）この箇所に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に上記の内容を記載する。
調 査 担 当 者 の 表 示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所は、国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、その国税局名を記入し、その他の場合には、この欄の全部を二重線で抹消する。
（ 同 左 ）	

改 正 後 改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 122)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 122)

教 示 文	<p>処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>
-------	---

教 示 欄	<p>処分内容に応じて、次のとおり記入する（それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。）。</p> <p>(1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p> <p>(2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・（提出先は 国税不服審判所首席国税審判官）・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。</p>
-------	---

3 送付に当たっての留意事項

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 123)

国税関係帳簿  
国税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書

1 使用目的

「国税関係帳簿  
国税関係書類」の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書は、電子帳簿保存法第8条第1項又は第9条において準用する第8条第1項の規定により、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認の全部又は一部の取消しをする場合に使用する。

なお、通知書は教示文とともに、複写により2部作成し、1部を決議書に添付し、他の1部を申請者に送付する。

(注)1 帳簿、書類及びスキヤナ保存に係る通知はそれぞれ別葉とする。

2 帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項に係る取消しを行う場合には、別葉とする。

2 記載要領

項目	内 容
標 題	「 <u>国税関係帳簿</u> <u>国税関係書類</u> 」の各箇所については、取消しの態様に応じて不要な文字を二重線で抹消する。
第8条第1項 第 号	取消しの理由に応じて電帳法第8条第1項の該当号を記載する。
(同法第9条において準用する)	承認の適用条項が電帳法第4条第1項、同条第2項又は同条第3項である場合には二重線で抹消し、同法第5条第1項、同条第2項又は同条第3項である場合には、「( )」及び「」」を二重線で抹消する。
取 消 し の 対 象	取消しの対象とする国税関係帳簿書類の承認時の申請書又は承認通知書に基づいて、その名称等、承認の適用条項及び承認年月日(みなし承認の場合にはみなし承認年月日)を記載する。
取 消 し の 理 由	取消の理由を記載する。 この場合、取消対象の国税関係帳簿書類について、 ① 法第8条第1項第1号該当の場合は、電磁的記録の備付け又は保存が行われていない事実 ② 「」 第2号該当の場合は、電磁的記録の備付け又は保存が同法第4条第1項、第2項又は第3項に規定する財務省令第3条第1項から第6項に定めるところに従って行われていない事実 があることを、取消対象の国税関係帳簿書類に応じて(複数の国税関係帳簿書類を取消しの対象となる場合で、取消しの事由が同じであるときは、取りまとめて)、具体的に記載することに留意する。 (注) この箇所に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に上記の内容を記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所は、国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、その国税局名を記入し、その他の場合には、この欄の全部を二重線で抹消する。
教 示 文	処分内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 123)

国税関係帳簿  
国税関係書類の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書

1 使用目的

「国税関係帳簿  
国税関係書類」の電磁的記録等による保存等の承認の取消通知書は、国税関係帳簿書類の電磁的記録等による保存等の承認の全部又は一部の取消しをする場合に使用する。

なお、通知書は、複写により2部作成し、1部を決議書に添付し、他の1部を申請者に送付する。

(注)1 帳簿に係る通知と書類に係る通知は別葉とする。

2 帳簿又は書類のそれぞれの範ちゅうで二つの条項に係る取消しを行う場合には、別葉とする。

2 記載要領

項目	内 容
標 題	「 <u>国税関係帳簿</u> <u>国税関係書類</u> 」の各箇所については、取消しの態様に応じて不要な文字を二重線で抹消する。
第8条第1項 第 号	取消しの理由に応じて電帳法第8条第1項の該当号を記載する。
(同法第9条において準用する)	承認の適用条項が電帳法第4条第1項、同条第2項である場合には二重線で抹消し、同法第5条第1項、同条第2項又は同条第3項である場合には、「( )」及び「」」を二重線で抹消する。
取 消 し の 対 象	取消しの対象とする国税関係帳簿書類の承認時の申請書又は承認通知書に基づいて、その名称等、承認の適用条項及び承認年月日(みなし承認の場合にはみなし承認年月日)を記載する。
取 消 し の 理 由	取消の理由を記載する。 この場合、取消対象の国税関係帳簿書類について、 ① <u>電帳法</u> 第8条第1項第1号該当の場合は、電磁的記録の備付け又は保存が行われていない事実 ② 「」 第2号該当の場合は、電磁的記録の備付け又は保存が同法第4条第1項又は第2項に規定する財務省令第3条第1項又は第2項等に定めるところに従って行われていない事実があることを、取消対象の国税関係帳簿書類に応じて(複数の国税関係帳簿書類を取消しの対象となる場合で、取消しの事由が同じであるときは、取りまとめて)、具体的に記載することに留意する。 (注) この箇所に書ききれない場合は、「別紙のとおり」と記載し、別紙に上記の内容を記載する。
調査担当者の表示	「この通知に係る処分は、 の職員の調査に基づいて行いました。」の空白箇所は、国税局の職員の調査に基づいて行う処分である場合には、その国税局名を記入し、その他の場合には、この欄の全部を二重線で抹消する。
教 示 欄	処分内容に応じて、次のとおり記入する(それぞれに該当する用紙を使用することに留意する。) (1) 税務署の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 税務署長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該税務署の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。 (2) 国税局の職員の調査に基づいて行われた処分である場合 「・・・2月以内に 国税局長に対して・・・」の空白部分には、処分の対象となる保存義務者の納税地を管轄する税務署の管轄区域を所轄する国税局名を記入する。 また、「・・・(提出先は 国税不服審判所首席国税審判官)・・・」の空白部分には、当該国税局の管轄区域を管轄する国税不服審判所名を記入する。

3 送付に当たっての留意事項

この通知書は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項(定義)に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして別途定めるものにより送付する。

改 正 後

( 法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 201 )

外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書  
交付 ( 追加 ) 申請書の記載要領等

- 初めて申請書を提出する場合には、標題の「(追加)」を抹消した上、次により記載してください。
  - 「名称」、「所在地」及び「代表者その他の責任者の氏名」の各欄には、申請者の氏名又は名称、日本国内にある主たる事務所の所在地及びその事務所の代表者又は責任者の氏名を記載してください。
  - 「納税管理人の氏名」欄には、申請者である非居住者が届け出た納税管理人が上記(1)の責任者と異なるときは、その納税管理人の氏名を記載してください。
  - 「 」欄には、交付を受けようとする証明書の種類に応じて該当する法条のボックスをチェックし、交付を受けようとする証明書の部数を 内に記載してください。
  - 「 」欄には、外国法人である場合は、国外にある本店又は主たる事務所の所在地を、また、非居住者である場合は、国外にある住所を記載してください。
  - 「 」欄には、証明書の交付を受けようとする非居住者が国内に居所を有している場合には、その居所を記載してください。
  - 「 」欄には、法人税又は所得税の納税地にある事務所等について、この欄に掲げてある届出書を提出した年月日を記載してください。
  - 「 」欄には、申請者が法人である場合に、法人税の納税地にある事務所等について、この欄に掲げてある登記をした年月日を記載してください( 所得税法第 180 条第 1 項に掲げる法人にあっては、その営業所の登記をしている必要があります。 )  
 なお、登記をすることができない場合には、その事情を記載してください。
  - 「 」欄には、源泉徴収の免除を受けようとする所得が申請者の法人税又は総合課税に係る所得税を課される所得のうちに含まれるものである事情を記載してください。
  - 「 」欄には、法令で定められたところにより帳簿に記録する旨を、該当する法令のボックスをチェックすることにより表明してください。
  - 「 」欄には、源泉徴収の免除を受ける所得の支払を受ける事務所等が国外にある場合に限り、次の事項を記載してください。  
 イ 国外にある事務所等が、その所得の支払を受ける都度、国内にある事務所等に対し法人税又は所得税の申告を適正に行うため必要な事項を通知する時期、方法など  
 ロ イにより通知を受けた事務所等が通知された事項を記録する帳簿の種類
  - 「 」欄には、「 」欄の届出書に記載した事業の内容がこの申請書の提出時における事業の内容と異なっているときは、その現在の事業の概要を記載してください。
  - 「 」欄は、次により記載してください。  
 イ 「所得の支払者の氏名・名称」から「支払を受ける事務所等の名称及び所在地」までの各欄は、証明書を提示しようとする所得のうち主たるものの支払者のそれぞれについて記載してください。この場合において、「支払を受ける所得の種類」欄には、支払を受ける所得の種類について、例えば、「工業所有権の使用料」、「貸付金利子」、「利子等」、「配当等」のように記載してください。  
 ロ 「所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地」欄には、源泉徴収の免除を受けようとする所得を受領する事務所等の名称及び所在地を記載してください。
  - 「 」欄には、証明書の交付を受けようとする外国法人が、租税特別措置法第 8 条第 1 項に規定する金融機関に該当し、当該外国法人の国外の営業所が支払を受ける利子等について同項の適用を受けようとする場合に、同項の適用を受ける利子又は利益の分配のうち主たるものの支払者の名称、その事務所等の支払の場所及びその支払を受ける事務所等の名称、所在地並びに支払を受ける見込期間を記載してください。なお、上記の金融機関に該当することを明らかにする書類( 銀行法第 4 条第 1 項又は保険業法第 185 条第 1 項の免許などを受けていることを証する書類の写し)を添付してください。
  - 「 」欄には、証明書の交付を受けようとする外国法人が所得税法第 180 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に規定する外国法人に該当する場合又は非居住者が同法第 214 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に規定する非居住者に該当する場合に、この証明書により同項の適用を受けようとする国内源泉所得がその法人( 者 )のこれらの号に掲げる国内源泉所得に該当する事情を記載してください。
  - 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
  - 「 」欄は、記載しないでください。
- 追加申請書を提出する場合には、標題の「(追加)」を で囲み、「 」及び「 」又は「 」の各欄と、その他の欄で前に提出した申請書に記載した事項に異動があったものだけについて、1 に準じて記載してください。

改 正 前

( 法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 201 )

外国法人又は非居住者に対する源泉徴収の免除証明書  
交付 ( 追加 ) 申請書の記載要領等

- 初めて申請書を提出する場合には、標題の「(追加)」を抹消した上、次により記載してください。
  - 「名称」、「所在地」及び「代表者その他の責任者の氏名」の各欄には、申請者の氏名又は名称、日本国内にある主たる事務所の所在地及びその事務所の代表者又は責任者の氏名を記載してください。
  - 「納税管理人の氏名」欄には、申請者である非居住者が届け出た納税管理人が上記(1)の責任者と異なるときは、その納税管理人の氏名を記載してください。
  - 「 」欄には、交付を受けようとする証明書の種類に応じて該当する法条のボックスをチェックし、交付を受けようとする証明書の部数を 内に記載してください。
  - 「 」欄には、外国法人である場合は、国外にある本店又は主たる事務所の所在地を、また、非居住者である場合は、国外にある住所を記載してください。
  - 「 」欄には、証明書の交付を受けようとする非居住者が国内に居所を有している場合には、その居所を記載してください。
  - 「 」欄には、法人税又は所得税の納税地にある事務所等について、この欄に掲げてある届出書を提出した年月日を記載してください。
  - 「 」欄には、申請者が法人である場合に、法人税の納税地にある事務所等について、この欄に掲げてある登記をした年月日を記載してください( 所得税法第 180 条第 1 項に掲げる法人にあっては、その営業所の登記をしている必要があります。 )  
 なお、登記をすることができない場合には、その事情を記載してください。
  - 「 」欄には、源泉徴収の免除を受けようとする所得が申請者の法人税又は総合課税に係る所得税を課される所得のうちに含まれるものである事情を記載してください。
  - 「 」欄には、法令で定められたところにより帳簿に記録する旨を、該当する法令のボックスをチェックすることにより表明してください。
  - 「 」欄には、源泉徴収の免除を受ける所得の支払を受ける事務所等が国外にある場合に限り、次の事項を記載してください。  
 イ 国外にある事務所等が、その所得の支払を受ける都度、国内にある事務所等に対し法人税又は所得税の申告を適正に行うため必要な事項を通知する時期、方法など  
 ロ イにより通知を受けた事務所等が通知された事項を記録する帳簿の種類
  - 「 」欄には、「 」欄の届出書に記載した事業の内容がこの申請書の提出時における事業の内容と異なっているときは、その現在の事業の概要を記載してください。
  - 「 」欄は、次により記載してください。  
 イ 「所得の支払者の氏名・名称」から「支払を受ける事務所等の名称及び所在地」までの各欄は、証明書を提示しようとする所得のうち主たるものの支払者のそれぞれについて記載してください。この場合において、「支払を受ける所得の種類」欄には、支払を受ける所得の種類について、例えば、「工業所有権の使用料」、「貸付金利子」、「利子等」、「配当等」のように記載してください。  
 ロ 「所得の支払を受ける事務所等の名称及び所在地」欄には、源泉徴収の免除を受けようとする所得を受領する事務所等の名称及び所在地を記載してください。
  - 「 」欄には、証明書の交付を受けようとする外国法人が、租税特別措置法第 8 条第 1 項に規定する金融機関に該当し、同項の適用を受けようとする場合に、同項の適用を受ける利子又は利益の分配のうち主たるものの支払者の名称、その事務所等の支払の場所及びその支払を受ける事務所等の名称、所在地並びに支払を受ける見込期間を記載してください。なお、上記の金融機関に該当することを明らかにする書類( 銀行法第 4 条第 1 項又は保険業法第 185 条第 1 項の免許などを受けていることを証する書類の写し)を添付してください。
  - 「 」欄には、証明書の交付を受けようとする外国法人が所得税法第 180 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に規定する外国法人に該当する場合又は非居住者が同法第 214 条第 1 項第 2 号若しくは第 3 号に規定する非居住者に該当する場合に、この証明書により同項の適用を受けようとする国内源泉所得がその法人( 者 )のこれらの号に掲げる国内源泉所得に該当する事情を記載してください。
  - 「税理士署名押印」欄は、この申請書を税理士及び税理士法人が作成した場合は、その税理士等が署名押印してください。
  - 「 」欄は、記載しないでください。
- 追加申請書を提出する場合には、標題の「(追加)」を で囲み、「 」及び「 」又は「 」の各欄と、その他の欄で前に提出した申請書に記載した事項に異動があったものだけについて、1 に準じて記載してください。

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 206)

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が  
証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書の記載要領等

- 1 「名称」、「所在地」及び「代表者その他の責任者の氏名」の各欄には、日本における法人税又は所得税の納税地にある事務所等の名称、所在地及び代表者その他の責任者の氏名をそれぞれ記載してください。  
なお、「納税管理人」欄は、届け出た納税管理人が当該責任者と異なるときに、その納税管理人の氏名を記載してください。
- 2 「①」欄は、証明書の交付の要件に係る規定、及び交付を受けていた証明書の交付年月日、部数及び証明書番号をそれぞれの空欄に記載してください。
- 3 「②」欄には、届出者が、所得税法施行令第304条又は同令第330条に掲げる要件に該当しなくなったことの事情の詳細を記載してください。
- 4 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 5 「※」欄は、記載しないでください。

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 206)

源泉徴収の免除証明書の交付を受けている外国法人又は非居住者が  
証明書の交付要件に該当しなくなったことの届出書の記載要領等

- 1 「名称」、「所在地」及び「代表者その他の責任者の氏名」の各欄には、日本における法人税又は所得税の納税地にある事務所等の名称、所在地及び代表者その他の責任者の氏名をそれぞれ記載してください。  
なお、「納税管理人」欄は、届け出た納税管理人が当該責任者と異なるときに、その納税管理人の氏名を記載してください。
- 2 「①」欄は、証明書の交付の要件に係る規定、及び交付を受けていた証明書の交付年月日、部数及び証明書番号をそれぞれの空欄に記載してください。
- 3 「②」欄には、届出者が、所得税法第180条第1項、同法第214条第1項又は租税特別措置法施行令第3条の3第1項に規定する要件に該当しなくなったことの事情の詳細を記載してください。
- 4 「税理士署名押印」欄は、この届出書を税理士及び税理士法人が作成した場合に、その税理士等が署名押印してください。
- 5 「※」欄は、記載しないでください。

様式 1  
FORM

「租税条約に関する届出書(配当に対する所得税の軽減・免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX ON DIVIDENDS"

注 意 事 項

届出書の提出について

- 1 この届出書は、配当に係る日本国の所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。
- 2 この届出書は、配当の支払者ごとに作成してください。
- 3 この届出書は、正副2通を作成して配当の支払者に提出し、配当の

(省 略)

11 届出書の「4」の「名義人の氏名又は名称」欄には、元本がその真実の所有者以外の者一配当の支払を受ける者以外の者の名義によって所有されている場合に、その名義人の氏名又は名称を記載してください。この場合、届出書「2 配当の支払を受ける者に関する事項」欄に記載された者が元本の真実の所有者であること及びその元本が真実の所有者以外の者の名義によって所有されている理由を証するその名義人の発行した証明書を、その翻訳文とともに添付してください。

12 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

なお、配当の支払を受ける者が、日仏租税条約議定書3 (b) (i)の規定に規定する組合又はその他の団体である場合には、その旨(組合その他の団体の種類、設立根拠法を記載してください。)、支払を受ける総額、フランスの居住者たる組合員又は構成員の持ち分の割合を記載し(組合員又は構成員全体の持ち分の明細を添付してください。)、また、フランスにおいて法人課税を選択している場合には、その選択している旨を記載してください。

13 支払を受ける配当が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、届出書の「8」の欄に権限ある当局の証明を受けてください(注意事項14の場合を除きます。)

14 注意事項13の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、届出書の「5」の欄に記載した「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。))及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください(平成16年4月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限り。)

なお、配当の支払者に居住者証明書(提示の日前一年以内に作成されたものに限り。))を提示し、届出書の「2」の欄に記載した事項について配当の支払者の確認を受けたとき(届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限り。))は、居住者証明書の添付を省略することができます。

この場合、上記の確認をした配当の支払者は、届出書の「5」の欄に①確認をした旨(例:届出書から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めるとあります。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- 1 This form is to be used by the Recipient of Dividends in claiming the relief from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Convention.
- 2 This form must be prepared separately for each Payer of Dividends.
- 3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of

11 Enter into item "Name of Nominee of Principal" in 4 the registered name of the owner of shares in question.

If the registered name is different from the name of Recipient of Dividends, attach the certificate issued by the nominee to clarify that the beneficial owner of such shares is the Recipient stated in Column 2, together with its Japanese translation and why the shares are registered in a name other than that of the beneficial owners.

12 Enter into line 5 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 thought 4.

If the Recipient of Dividends is the partnership or other group of persons in the sense of the Article 3 (b)(i) of Protocol of the Convention between Japan and the French Republic, enter details into this Column to that effect (kind of partnership or other group of persons, and the basis law for the establishment), total amount of Dividends, and the ratio of an interest of the French resident partners to that of all partners, together with the full details of interests of all partners. If said partnership or other group of persons elects to be liable to the corporation tax in France, enter information into this Column to that effect.

13 If the Dividends are subject to the tax exemption under the provisions of the Income Tax Convention, the Column 8 must be filled with the certification by the competent authority before submitting this form to the payer(except for cases described in Note 14).

14 If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 13, documents showing "the details of circumstance that the conditions are satisfied" entered in line 5 (including Japanese translation if the documents are written in foreign language.) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached (only for the application of conventions that entered into effect on or after April 1, 2004).

In the case that the recipient of the dividends shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the dividends, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), attachment of residency certification is not required.

In this case, the payer of the dividends who confirms the above-mentioned items is required to enter ① the fact of confirmation (e.g., "I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the recipient."); ② the name and affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that certification is shown; and ④ the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep this copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that the certification is shown.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

様式 1  
FORM

「租税条約に関する届出書(配当に対する所得税の軽減・免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX ON DIVIDENDS"

注 意 事 項

届出書の提出について

- 1 この届出書は、配当に係る日本国の所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。
- 2 この届出書は、配当の支払者ごとに作成してください。
- 3 この届出書は、正副2通を作成して配当の支払者に提出し、配当の

(同 左)

11 届出書の「4」の「名義人の氏名又は名称」欄には、元本がその真実の所有者以外の者一配当の支払を受ける者以外の者の名義によって所有されている場合に、その名義人の氏名又は名称を記載してください。この場合、届出書「2 配当の支払を受ける者に関する事項」欄に記載された者が元本の真実の所有者であること及びその元本が真実の所有者以外の者の名義によって所有されている理由を証するその名義人の発行した証明書を、その翻訳文とともに添付してください。

12 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

なお、配当の支払を受ける者が、日仏租税条約議定書3 (b) (i)の規定に規定する組合又はその他の団体である場合には、その旨(組合その他の団体の種類、設立根拠法を記載してください。)、支払を受ける総額、フランスの居住者たる組合員又は構成員の持ち分の割合を記載し(組合員又は構成員全体の持ち分の明細を添付してください。)、また、フランスにおいて法人課税を選択している場合には、その選択している旨を記載してください。

13 支払を受ける配当が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、届出書の「8」の欄に権限ある当局の証明を受けてください(注意事項14の場合を除きます。)

14 注意事項13の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、届出書の「5」の欄に記載した「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。))及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください(平成16年4月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限り。)

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めるとあります。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- 1 This form is to be used by the Recipient of Dividends in claiming the relief from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Convention.
- 2 This form must be prepared separately for each Payer of Dividends.
- 3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of

11 Enter into item "Name of Nominee of Principal" in 4 the registered name of the owner of shares in question.

If the registered name is different from the name of Recipient of Dividends, attach the certificate issued by the nominee to clarify that the beneficial owner of such shares is the Recipient stated in Column 2, together with its Japanese translation and why the shares are registered in a name other than that of the beneficial owners.

12 Enter into line 5 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 thought 4.

If the Recipient of Dividends is the partnership or other group of persons in the sense of the Article 3 (b)(i) of Protocol of the Convention between Japan and the French Republic, enter details into this Column to that effect (kind of partnership or other group of persons, and the basis law for the establishment), total amount of Dividends, and the ratio of an interest of the French resident partners to that of all partners, together with the full details of interests of all partners. If said partnership or other group of persons elects to be liable to the corporation tax in France, enter information into this Column to that effect.

13 If the Dividends are subject to the tax exemption under the provisions of the Income Tax Convention, the Column 8 must be filled with the certification by the competent authority before submitting this form to the payer(except for cases described in Note 14).

14 If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 13, documents showing "the details of circumstance that the conditions are satisfied" entered in line 5 (including Japanese translation if the documents are written in foreign language.) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached (only for the application of the convention that went into effect on and after April 1, 2004).

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.



様式 2  
FORM

「租税条約に関する届出書(利子に対する所得税の軽減・免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX ON INTEREST"

注 意 事 項

届出書の提出について

- 1 この届出書は、利子に係る日本国の所得税の源泉徴収額について租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。
- 2 この届出書は、利子の支払者ごとに作成してください。

(省 略)

- 11 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。  
なお、利子の支払を受ける者が、日仏租税条約議定書3 (b) (i)の規定に規定する組合又はその他の団体である場合には、その旨(組合その他の団体の種類、設立根拠法を記載してください。)、支払を受ける総額、フランスの居住者たる組合員又は構成員の持ち分の割合を記載し(組合員又は構成員全体の持ち分の明細を添付してください。)、また、フランスにおいて法人課税を選択している場合には、その選択している旨を記載してください。
- 12 支払を受ける利子が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、届出書の「8」の欄に権限ある当局の証明を受けてください(注意事項13の場合を除きます。)
- 13 注意事項12の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、届出書の「5」の欄に記載した「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)、及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください(平成16年4月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限り。)  
なお、利子の支払者に居住者証明書(提示の日前一年以内に作成されたもの)に限り、届出書の「2」の欄に記載した事項について利子の支払者の確認を受けたとき(届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限り。)、居住者証明書の添付を省略することができます。  
この場合、上記の確認をした利子の支払者は、届出書の「5」の欄に①確認をした旨(例:届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求められます。

Submission of the FORM

- 1 This form is to be used by the Recipient of Interest in claiming the relief from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Convention.
- 2 This form must be prepared separately for each Payer of Interest.

- 11 Enter into line 5 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 thought 4.  
If the Recipient of Dividends is the partnership or other group of persons in the sense of the Article 3 (b) (i) of Protocol of the Convention between Japan and the French Republic, enter details into this Column to that effect (kind of partnership or other group of persons, and the basis law for the establishment), total amount of Dividends, and the ratio of an interest of the French resident partners to that of all partners, together with the full details of interests of all partners. If said partnership or other group of persons elects to be liable to the corporation tax in France, enter information into this Column to that effect.
- 12 If the Interest is subject to tax exemption under the provisions of the Income Tax Convention, Column 8 must be entered with the certification by the competent authority before this form is submitted to the payer. (except for cases described in Note 13).
- 13 If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 12, documents showing "the details of circumstance that the conditions are satisfied" entered in line 5 (including Japanese translation if the documents are written in foreign language.) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached (only for the application of conventions that entered into effect on or after April 1, 2004).  
In the case that the recipient of the interest shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the interest, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), attachment of residency certification is not required.  
In this case, the payer of the interest who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of the confirmation (e.g., "I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the recipient."); ② the name and affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that the certification is shown; and ④ the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that the certificate is shown.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

様式 2  
FORM

「租税条約に関する届出書(利子に対する所得税の軽減・免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX ON INTEREST"

注 意 事 項

届出書の提出について

- 1 この届出書は、利子に係る日本国の所得税の源泉徴収額について租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。
- 2 この届出書は、利子の支払者ごとに作成してください。

(同 左)

- 11 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。  
なお、利子の支払を受ける者が、日仏租税条約議定書3 (b) (i)の規定に規定する組合又はその他の団体である場合には、その旨(組合その他の団体の種類、設立根拠法を記載してください。)、支払を受ける総額、フランスの居住者たる組合員又は構成員の持ち分の割合を記載し(組合員又は構成員全体の持ち分の明細を添付してください。)、また、フランスにおいて法人課税を選択している場合には、その選択している旨を記載してください。
- 12 支払を受ける利子が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、届出書の「8」の欄に権限ある当局の証明を受けてください(注意事項13の場合を除きます。)
- 13 注意事項12の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、届出書の「5」の欄に記載した「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)、及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください(平成16年4月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限り。)

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求められます。

Submission of the FORM

- 1 This form is to be used by the Recipient of Interest in claiming the relief from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Convention.
- 2 This form must be prepared separately for each Payer of Interest.

- 11 Enter into line 5 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 thought 4.  
If the Recipient of Dividends is the partnership or other group of persons in the sense of the Article 3 (b) (i) of Protocol of the Convention between Japan and the French Republic, enter details into this Column to that effect (kind of partnership or other group of persons, and the basis law for the establishment), total amount of Dividends, and the ratio of an interest of the French resident partners to that of all partners, together with the full details of interests of all partners. If said partnership or other group of persons elects to be liable to the corporation tax in France, enter information into this Column to that effect.
- 12 If the Interest is subject to tax exemption under the provisions of the Income Tax Convention, Column 8 must be entered with the certification by the competent authority before this form is submitted to the payer. (except for cases described in Note 13).
- 13 If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 12, documents showing "the details of circumstance that the conditions are satisfied" entered in line 5 (including Japanese translation if the documents are written in foreign language.) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached (only for the application of the convention that went into effect on and after April 1, 2004).

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

様式 3  
FORM

「租税条約に関する届出書(使用料に対する所得税の軽減・免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX ON ROYALTIES"

注 意 事 項

届出書の提出について

- 1 この届出書は、使用料に係る日本国の所得税の源泉徴収額について租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。
- 2 この届出書は、使用料の支払者ごとに作成してください。
- 3 この届出書は、正副2通を作成して使用料の支払者に提出し、使用料の支払者は、正本を、最初にその使用料の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

(省 略)

- 10 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。  
なお、使用料の支払を受ける者が、日仏租税条約議定書3 (b) (i)の規定に規定する組合又はその他の団体である場合には、その旨(組合その他の団体の種類、設立根拠法を記載してください。)、支払を受ける総額、フランスの居住者たる組合員又は構成員の持ち分の割合を記載し(組合員又は構成員全体の持ち分の明細を添付してください。)、また、フランスにおいて法人課税を選択している場合には、その選択している旨を記載してください。

- 11 租税条約に定める「1」の規定の適用を受けることにより免税となる場合には、使用料の支払の基因となった契約の内容を記載した書類(届出書「4」の記載事項などについて、契約の内容が判るもの)及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください。この場合において、届出書の「4」の記載事項については、記載を省略しても差し支えありません。(平成16年4月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限りです。)  
なお、使用料の支払者に居住者証明書(提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。)を提示し、届出書の「2」の欄に記載した事項について使用料の支払者の確認を受けたとき(届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限りです。))は、居住者証明書の添付を省略することができます。  
この場合、上記の確認をした使用料の支払者は、届出書の「5」の欄に①確認をした旨(例:届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間のその国内にある事務所等に保存する必要があります。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求められます。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- 1 This form is to be used by the Recipient of Royalties in claiming the relief from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Convention.
- 2 This form must be prepared separately for each Payer of Royalties.
- 3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of Royalties, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Royalties is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

- 10 Enter into line 5 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 thought 4.  
If the Recipient of Royalties is the partnership or other group of persons in the sense of the Article 3 (b) (i) of Protocol of the Convention between Japan and the French Republic, enter into this column to that effect (kind of partnership or other group of persons, and the basis law for the establishment), total amount of Royalties, and the ratio of an interest of the French resident partners to that of all partners, together with the full details of interests of all partners. If the said partnership or other group of persons elects to be liable to the corporation tax in France, enter into this column to that effect.

- 11 If royalty will be exempted from tax by the application of the convention mentioned in 1 above, document which describes the content of the agreement underlying the royalty payment (document clarifying the content of the agreement regarding items in column 4) and the residency certification issued by the competent authority must be attached. In this case, it is not required to enter items of column 4 (only for the application of conventions that entered into effect on or after April 1, 2004).  
In the case that the recipient of the royalties shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the royalties, and the payer confirms items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), attachment of the residency certification is not required.  
In this case, the payer of the royalties who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of confirmation (e.g., "I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2 having been shown residency certification by the recipient."); ② the name and affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that the certification is shown; and ④ the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that the certification is shown.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

様式 3  
FORM

「租税条約に関する届出書(使用料に対する所得税の軽減・免除)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME TAX ON ROYALTIES"

注 意 事 項

届出書の提出について

- 1 この届出書は、使用料に係る日本国の所得税の源泉徴収額について租税条約の規定に基づく軽減又は免除を受けようとする場合に使用します。
- 2 この届出書は、使用料の支払者ごとに作成してください。
- 3 この届出書は、正副2通を作成して使用料の支払者に提出し、使用料の支払者は、正本を、最初にその使用料の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

(同 左)

- 10 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。  
なお、使用料の支払を受ける者が、日仏租税条約議定書3 (b) (i)の規定に規定する組合又はその他の団体である場合には、その旨(組合その他の団体の種類、設立根拠法を記載してください。)、支払を受ける総額、フランスの居住者たる組合員又は構成員の持ち分の割合を記載し(組合員又は構成員全体の持ち分の明細を添付してください。)、また、フランスにおいて法人課税を選択している場合には、その選択している旨を記載してください。

- 11 租税条約に定める「1」の規定の適用を受けることにより免税となる場合には、使用料の支払の基因となった契約の内容を記載した書類(届出書「4」の記載事項などについて、契約の内容が判るもの)及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください。この場合において、届出書の「4」の記載事項については、記載を省略しても差し支えありません。(平成16年4月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限りです。)

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求められます。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- 1 This form is to be used by the Recipient of Royalties in claiming the relief from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Convention.
- 2 This form must be prepared separately for each Payer of Royalties.
- 3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of Royalties, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Royalties is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

- 10 Enter into line 5 details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 thought 4.  
If the Recipient of Royalties is the partnership or other group of persons in the sense of the Article 3 (b) (i) of Protocol of the Convention between Japan and the French Republic, enter into this column to that effect (kind of partnership or other group of persons, and the basis law for the establishment), total amount of Royalties, and the ratio of an interest of the French resident partners to that of all partners, together with the full details of interests of all partners. If the said partnership or other group of persons elects to be liable to the corporation tax in France, enter into this column to that effect.

- 11 If royalty will be exempted from tax by the application of the convention mentioned in 1 above, document which describes the content of the agreement underlying the royalty payment (document clarifying the content of the agreement regarding items in column 4) and the residency certification issued by the competent authority must be attached. In this case, it is not required to enter items of column 4. (Only for the application of the convention applicable on and after April 1, 2004.)

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 214)

様式 6  
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書  
APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

( 税 務 署 整 理 欄 )  
(For official use only)

適用 ; 有、無

支 払 者 受 付 印 税 務 署 受 付 印

( 人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価 に 対 す る 所 得 税 の 免 除 )  
(Relief from Japanese Income Tax on Remuneration  
Derived from Rendering Personal Services)

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。  
See separate instructions.

税務署長殿  
To the District Director of \_\_\_\_\_ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項 ;  
Applicable Income Tax Convention  
日本国と \_\_\_\_\_ との間の租税条約第 \_\_\_\_\_ 条第 \_\_\_\_\_ 項  
The Income Tax Convention between Japan and \_\_\_\_\_ , Article \_\_\_\_\_ , para. \_\_\_\_\_

2 対価の支払を受ける者に関する事項 ;  
Details of Recipient of Remuneration

氏 名 又 は 名 称 Full name			
	住 所 Domicile	(電話番号 Telephone Number)	
個 人 の 場 合 Individual	日本国内における居所 Residence in Japan	(電話番号 Telephone Number)	
	(国 籍 Nationality)	(在留期間 Authorized Period of Stay)	(在留資格 Status of Residence)
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)	
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized		
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)	
日本国内で人的役務提供事業を開始した年月日 Date of opening business of rendering personal service			
下記「4」の対価につき居住者として課税される国 及び納税地(注8) Country where the recipient is taxable as resident on Remuneration mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 8)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)		
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan <input type="checkbox"/> 有(Yes) , <input type="checkbox"/> 無(No) If "Yes",explain:	名 称 Name		
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)	
	事 業 の 内 容 Details of Business		

3 対価の支払者に関する事項 ;  
Details of Payer of Remuneration

氏 名 又 は 名 称 Full name			
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	(電話番号 Telephone Number)		
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan <input type="checkbox"/> 有(Yes) , <input type="checkbox"/> 無(No) If "Yes",explain:	名 称 Name	(事業の内容 Details of Business)	
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)	

4 上記「3」の支払者から支払を受ける人的役務提供事業の対価で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項 (注9) ;  
Details of Remuneration received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 9)

提供する役務の概要 Description of Services rendered	役 務 提 供 期 間 Period of Services rendered	対 価 の 支 払 期 日 Due Date for Payment	対 価 の 支 払 方 法 Method of Payment	対 価 の 金 額 Amount of Remuneration

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 214)

様式 6  
FORM

租 税 条 約 に 関 す る 届 出 書  
APPLICATION FORM FOR INCOME TAX CONVENTION

( 税 務 署 整 理 欄 )  
(For official use only)

適用 ; 有、無

支 払 者 受 付 印 税 務 署 受 付 印

( 人 的 役 務 提 供 事 業 の 対 価 に 対 す る 所 得 税 の 免 除 )  
(Relief from Japanese Income Tax on Remuneration  
Derived from Rendering Personal Services)

この届出書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。  
See separate instructions.

税務署長殿  
To the District Director of \_\_\_\_\_ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項 ;  
Applicable Income Tax Convention  
日本国と \_\_\_\_\_ との間の租税条約第 \_\_\_\_\_ 条第 \_\_\_\_\_ 項  
The Income Tax Convention between Japan and \_\_\_\_\_ , Article \_\_\_\_\_ , para. \_\_\_\_\_

2 対価の支払を受ける者に関する事項 ;  
Details of Recipient of Remuneration

氏 名 又 は 名 称 Full name			
	住 所 Domicile	(電話番号 Telephone Number)	
個 人 の 場 合 Individual	日本国内における居所 Residence in Japan	(電話番号 Telephone Number)	
	(国 籍 Nationality)	(在留期間 Authorized Period of Stay)	(在留資格 Status of Residence)
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)	
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized		
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)	
日本国内で人的役務提供事業を開始した年月日 Date of opening business of rendering personal service			
下記「4」の対価につき居住者として課税される国 及び納税地(注7) Country where the recipient is taxable as resident on Remuneration mentioned in 4 below and the place where he is to pay tax (Note 7)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)		
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan <input type="checkbox"/> 有(Yes) , <input type="checkbox"/> 無(No) If "Yes",explain:	名 称 Name		
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)	
	事 業 の 内 容 Details of Business		

3 対価の支払者に関する事項 ;  
Details of Payer of Remuneration

氏 名 又 は 名 称 Full name			
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	(電話番号 Telephone Number)		
日本国内の恒久的施設の状況 Permanent establishment in Japan <input type="checkbox"/> 有(Yes) , <input type="checkbox"/> 無(No) If "Yes",explain:	名 称 Name	(事業の内容 Details of Business)	
	所 在 地 Address	(電話番号 Telephone Number)	

4 上記「3」の支払者から支払を受ける人的役務提供事業の対価で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項 (注8) ;  
Details of Remuneration received from the Payer to which the Convention mentioned in 1 above is applicable (Note 8)

提供する役務の概要 Description of Services rendered	役 務 提 供 期 間 Period of Services rendered	対 価 の 支 払 期 日 Due Date for Payment	対 価 の 支 払 方 法 Method of Payment	対 価 の 金 額 Amount of Remuneration

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 214)

5 その他参考となるべき事項 (注10) ;  
Others (Note 10)

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者(相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4) ;

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の欄に記載した外国法人は、「4」の対価につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the remuneration mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日  
Applicable law Effective date

届出書の「2」の外国法人の株主等で租税条約の適用を受ける者の名称 Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable	間接保有 Indirect Ownership	持分の割合 Ratio of Ownership	受益の割合 = 租税条約の適用を受ける割合 Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
	<input type="checkbox"/>	%	%
合計 Total		%	%

私は、この届出書の「4」に記載した対価が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, I hereby submit this application form under the belief that provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Remuneration mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日

対価の支払を受ける者又はその代理人の署名  
Signature of the Recipient of Remuneration or his Agent

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。  
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所(居所・所在地) (電話番号 Telephone Number)	税 務 署 Tax Office
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	Domicile (Residence or location)	

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;  
If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付  有 Yes  
Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached  添付省略 Attachment not required  
(特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 年 月 日)  
Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form Limitation on Benefits Article"

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 214)

5 その他参考となるべき事項 (注9) ;  
Others (Note 9)

私は、この届出書の「4」に記載した対価が「1」に掲げる租税条約の規定の適用を受けるものであることを、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により届け出るとともに、この届出書(及び付表)の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, I hereby submit this application form under the belief that provisions of the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable to Remuneration mentioned in 4 above and also hereby declare that the statement on this form (and attachment form) is correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日

対価の支払を受ける者又はその代理人の署名  
Signature of the Recipient of Remuneration or his Agent

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。  
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

代理人の資格 Capacity of Agent in Japan	氏名(名称) Full name	納税管理人の届出をした税務署名 Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered
<input type="checkbox"/> 納税管理人 ※ Tax Agent	住所(居所・所在地) (電話番号 Telephone Number)	税 務 署 Tax Office
<input type="checkbox"/> その他の代理人 Other Agent	Domicile (Residence or location)	

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;  
If the applicable convention has article of limitation on benefits

特典条項に関する付表の添付  有 Yes  
Attachment Form for Limitation on Benefits Article attached  添付省略 Attachment not required  
(特典条項に関する付表を添付して提出した租税条約に関する届出書の提出日 年 月 日)  
Date of previous submission of the application for income tax convention with the "Attachment Form Limitation on Benefits Article"

様式 6  
FORM

「租税条約に関する届出書(人的役務提供事業の対価に対する所得税の免除)」  
に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME  
TAX ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES"

注 意 事 項

届出書の提出について

1 この届出書は、所得税法第161条第2号に掲げる人的役務提供事業の対価に係る日本国の所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。  
租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条第1項に規定する芸能人等の役務提供の対価に係る日本国の所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合には、この届出書ではなく、様式12を提出してください。

2 この届出書は、対価の支払者ごとに作成してください。

3 この届出書は、正副2通を作成して対価の支払者に提出し、対価の支払者は、正本を、最初にその対価の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

4 外国法人であって、米国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、米国居住者である株主等(その株主等の受益する部分に限ります。)についてののみ日米租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。

- ① 届出書の「2」の欄に記載した外国法人が米国においてその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
  - ② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
  - ③ 日米租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
- なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

5 対価を受ける者の役務が政府間の特別の計画に基づいて行われること又は政府の公的資金等から全面的若しくは実質的に援助を受けて行われることを要件とする租税の免除を定める租税条約の適用を受ける場合には、そのことを証明する書類をこの届出書に添付してください。

6 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

7 届出書の口欄には、該当する項目について? 印を付けてください。

8 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

9 届出書の「4」の各欄には、対価の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は、この恒久的施設に帰せられない対価について記載してください。

10 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求められます。

Submission of the FORM

1 This form is to be used by the Recipient of Remuneration derived from the rendering Personal Services prescribed in subparagraphs 2 of Article 161 of the Income Tax Law in claiming the relief from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Convention.

Instead of this form, Form 12 is to be used by the Recipient of Remuneration derived from the rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman prescribed in paragraph 1 of Article 3 of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions in claiming the relief from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Convention.

2 This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration.

3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of Remuneration, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Remuneration is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

4 In the case of income that is received by a foreign company whose member is treated as a taxable person in the United States, the Japan-US Income Tax Convention is applicable only to members that are US residents (to the extent that such income is a benefit of the members). Foreign companies that fall under this category should attach the following documents to this form:

- ① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as a taxable person in the United States.
  - ② "List of the Members of the Foreign Company (Form 16)"
  - ③ Documents showing that the member to whom the Japan-US Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
- Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)"(including attachment) completed for each of the members described in ③.

5 To qualify for exemption from Japanese Income Tax under the provisions of certain Tax Conventions with respect to the Remuneration derived from the activities which are exercised pursuant to a special program between the Governments of the two Contracting States and / or which are supported substantially by the public funds of the Government or the like, this form must be accompanied by supporting documents to the effects stated above.

6 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

7 Applicable blocks must be checked.

8 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

9 Enter into column 4 Remuneration which is not attributed to a permanent establishment in Japan of the Recipient (such Remuneration as are not accounted for in the books of the permanent establishment).

10 Enter into column 5 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

様式 6  
FORM

「租税条約に関する届出書(人的役務提供事業の対価に対する所得税の免除)」  
に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR RELIEF FROM JAPANESE INCOME  
TAX ON REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES"

注 意 事 項

届出書の提出について

1 この届出書は、所得税法第161条第2号に掲げる人的役務提供事業の対価に係る日本国の所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合に使用します。

租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第3条第1項に規定する芸能人等の役務提供の対価に係る日本国の所得税の源泉徴収税額について租税条約の規定に基づく免除を受けようとする場合には、この届出書ではなく、様式12を提出してください。

2 この届出書は、対価の支払者ごとに作成してください。

3 この届出書は、正副2通を作成して対価の支払者に提出し、対価の支払者は、正本を、最初にその対価の支払をする日の前日までにその支払者の所轄税務署長に提出してください。この届出書の提出後その記載事項に異動が生じた場合も同様です。

4 対価を受ける者の役務が政府間の特別の計画に基づいて行われること又は政府の公的資金等から全面的若しくは実質的に援助を受けて行われることを要件とする租税の免除を定める租税条約の適用を受ける場合には、そのことを証明する書類をこの届出書に添付してください。

5 この届出書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。

届出書の記載について

6 届出書の口欄には、該当する項目について? 印を付けてください。

7 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

8 届出書の「4」の各欄には、対価の支払を受ける者が日本国内に支店等の恒久的施設を有する場合は、この恒久的施設に帰せられない対価について記載してください。

9 届出書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税条約に定める「1」の規定の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

この届出書に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求められます。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

1 This form is to be used by the Recipient of Remuneration derived from the rendering Personal Services prescribed in subparagraphs 2 of Article 161 of the Income Tax Law in claiming the relief from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Convention.

Instead of this form, Form 12 is to be used by the Recipient of Remuneration derived from the rendering personal services exercised by an entertainer or a sportsman prescribed in paragraph 1 of Article 3 of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions in claiming the relief from Japanese Income Tax under the provisions of the Income Tax Convention.

2 This form must be prepared separately for each Payer of Remuneration.

3 This form must be submitted in duplicate to the Payer of Remuneration, who has to file the original with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides, by the day before the payment of the Remuneration is made. The same procedures must be followed when there is any change in the statements on this form.

4 To qualify for exemption from Japanese Income Tax under the provisions of certain Tax Conventions with respect to the Remuneration derived from the activities which are exercised pursuant to a special program between the Governments of the two Contracting States and / or which are supported substantially by the public funds of the Government or the like, this form must be accompanied by supporting documents to the effects stated above.

5 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.

Completion of the FORM

6 Applicable blocks must be checked.

7 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

8 Enter into column 4 Remuneration which is not attributed to a permanent establishment in Japan of the Recipient (such Remuneration as are not accounted for in the books of the permanent establishment).

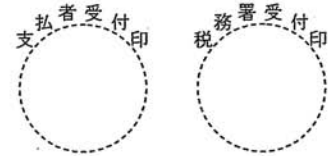
9 Enter into column 5 the details of conditions prescribed in the relevant provisions of the Convention.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

様式 11  
FORM

租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書  
(割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。)

(税務署整理欄)  
For official use only



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE OVERPAID WITHHOLDING TAX OTHER THAN REDEMPTION OF SECURITIES AND REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION  
この還付請求書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。  
See instructions on the reverse side.

還付金；有、無

税務署長殿  
To the District Director of Tax Office

1 還付の請求をする者(所得の支払を受ける者)に関する事項;  
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Income)

氏名又は名称(注5) Full name (Note 5)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	(電話番号 Telephone Number)

(省 略)

注 意 事 項

還付請求書の提出について

- 1 この還付請求書は、還付を請求する税額の源泉徴収をされた所得の支払者ごとに作成してください。
- 2 この還付請求書は、上記1の所得につき租税条約の規定の適用を受けるための別に定める様式(様式1~様式3、様式6~様式10及び様式19)による「租税条約に関する届出書」(その届出書に付表や書類を添付して提出することとされているときは、それらも含みます。)とともに、それぞれ正副2通を作成して所得の支払者に提出し、所得の支払者は還付請求書の「4」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書及び租税条約に関する届出書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
- 3 この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。
- 4 この還付請求書による還付金を代理人によって受領することを希望する場合には、還付請求書にその旨を記載してください。この場合、その代理人が納税管理人以外の代理人であるときは、その委任関係を証する委任状及び還付請求をする者(所得の支払を受ける者)のサイン証明書または印鑑証明書を、これらの翻訳文とともに添付してください。

還付請求書の記載について

- 5 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
- 6 還付請求書の「2(1)」の条項の区分は、次のとおりです。
  - 第1号..... 租税条約の規定の適用を受ける人的役務の対価としての給与その他の報酬を2以上の支払者から支払を受けるため、その報酬につき「租税条約に関する届出書」を提出できなかったことに基因して源泉徴収をされた所得税額について還付の請求をする場合
  - 第3号..... (1)以外の場合で、租税条約の規定の適用を受ける所得につき「租税条約に関する届出書」を提出しなかったことに基因して源泉徴収をされた所得税額について還付の請求をする場合
  - 第6号..... 租税条約の規定がそ及して適用されることとなったため、当該租税条約の効力発生前に支払を受けた所得につき既に源泉徴収をされた所得税額について還付の請求をする場合

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- 1 This form must be prepared separately for each Payer of Income who withheld the tax to be refunded.
- 2 Submit this form in duplicate to the Payer of Income concerned together with the "Application Form for Income Tax Convention" (Forms 1 to 3, 6 to 10 and 19) prepared in duplicate for the application of Income Tax Convention to Income of 1 above(including attachment forms or documents if such attachment and documents are required). The Payer of the Income must certify the item in 4 on this form and then file the original of each form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides.
- 3 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.
- 4 The applicants who wishes to receive refund through an Agent must state so on this form. If the Agent a Tax Agent, a power of attorney and a guarantee of signature or seal-impresion of the applicant (recipient of income) must be attached together with their Japanese translations.

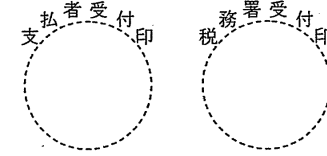
Completion of the FORM

- 5 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
- 6 The distinction of the provisions of the item 2 (1) on this form is as follows:
  - Subpara.1... For the refund of tax on salary or other remuneration for personal services withheld to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the "Application Form for Income Tax Convention" because there are more than two Payers of Income.
  - Subpara.3... For the refund of tax on income entitled to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the "Application Form for Income Tax Convention" in the case other than above.
  - Subpara.6... For the refund of tax withheld on income paid before the coming into effect of Income Tax Convention when the Convention became applicable retroactively.

様式 11  
FORM

租税条約に関する源泉徴収税額の還付請求書  
(割引債及び芸能人等の役務提供事業の対価に係るものを除く。)

(税務署整理欄)  
For official use only



APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE OVERPAID WITHHOLDING TAX OTHER THAN REDEMPTION OF SECURITIES AND REMUNERATION DERIVED FROM RENDERING PERSONAL SERVICES EXERCISED BY AN ENTERTAINER OR A SPORTSMAN IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION  
この還付請求書の記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。  
See instructions on the reverse side.

還付金；有、無

税務署長殿  
To the District Director of Tax Office

1 還付の請求をする者(所得の支払を受ける者)に関する事項;  
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Income)

氏名又は名称(注5) Full name (Note 5)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
住所(居所)又は本店(主たる事務所)の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	(電話番号 Telephone Number)

(省 略)

注 意 事 項

還付請求書の提出について

- 1 この還付請求書は、還付を請求する税額の源泉徴収をされた所得の支払者ごとに作成してください。
- 2 この還付請求書は、上記1の所得につき租税条約の規定の適用を受けるための別に定める様式(様式1~様式3及び様式6~様式10)による「租税条約に関する届出書」(その届出書に付表や書類を添付して提出することとされているときは、それらも含みます。)とともに、それぞれ正副2通を作成して所得の支払者に提出し、所得の支払者は還付請求書の「4」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書及び租税条約に関する届出書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
- 3 この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。
- 4 この還付請求書による還付金を代理人によって受領することを希望する場合には、還付請求書にその旨を記載してください。この場合、その代理人が納税管理人以外の代理人であるときは、その委任関係を証する委任状及び還付請求をする者(所得の支払を受ける者)のサイン証明書または印鑑証明書を、これらの翻訳文とともに添付してください。

還付請求書の記載について

- 5 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
- 6 還付請求書の「2(1)」の条項の区分は、次のとおりです。
  - 第1号..... 租税条約の規定の適用を受ける人的役務の対価としての給与その他の報酬を2以上の支払者から支払を受けるため、その報酬につき「租税条約に関する届出書」を提出できなかったことに基因して源泉徴収をされた所得税額について還付の請求をする場合
  - 第3号..... (1)以外の場合で、租税条約の規定の適用を受ける所得につき「租税条約に関する届出書」を提出しなかったことに基因して源泉徴収をされた所得税額について還付の請求をする場合
  - 第6号..... 租税条約の規定がそ及して適用されることとなったため、当該租税条約の効力発生前に支払を受けた所得につき既に源泉徴収をされた所得税額について還付の請求をする場合

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- 1 This form must be prepared separately for each Payer of Income who withheld the tax to be refunded.
- 2 Submit this form in duplicate to the Payer of Income concerned together with the "Application Form for Income Tax Convention" (Forms 1 to 3 and 6 to 10) prepared in duplicate for the application of Income Tax Convention to Income of 1 above(including attachment forms or documents if such attachment and documents are required). The Payer of the Income must certify the item in 4 on this form and then file the original of each form with the District Director of Tax Office for the place where the Payer resides.
- 3 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.
- 4 The applicants who wishes to receive refund through an Agent must state so on this form. If the Agent a Tax Agent, a power of attorney and a guarantee of signature or seal-impresion of the applicant (recipient of income) must be attached together with their Japanese translations.

Completion of the FORM

- 5 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
- 6 The distinction of the provisions of the item 2 (1) on this form is as follows:
  - Subpara.1... For the refund of tax on salary or other remuneration for personal services withheld to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the "Application Form for Income Tax Convention" because there are more than two Payers of Income.
  - Subpara.3... For the refund of tax on income entitled to the benefits of the Income Tax Convention which was withheld due to the failure to file the "Application Form for Income Tax Convention" in the case other than above.
  - Subpara.6... For the refund of tax withheld on income paid before the coming into effect of Income Tax Convention when the Convention became applicable retroactively.

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 221)

様式 13 FORM

租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債用)

APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (DISCOUNT GOVERNMENT BONDS ONLY)

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

税務署長殿  
To the District Director of \_\_\_\_\_ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項;  
Applicable Income Tax Convention  
日本国と \_\_\_\_\_ との間の租税条約第 \_\_\_\_\_ 条第 \_\_\_\_\_ 項  
The Income Tax Convention between Japan and \_\_\_\_\_, Article \_\_\_\_\_, para. \_\_\_\_\_

2 還付の請求をする者 (償還差益の支払を受ける者) に関する事項;  
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Profit from Redemption of Securities)

氏名又は名称 (注5) Full name (Note 5)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence (電話番号 Telephone Number)
	国籍 Nationality
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office (電話番号 Telephone Number)
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled (電話番号 Telephone Number)

3 償還差益の支払者に関する事項; Details of Payer of Profit from Redemption of Securities

名 Full name	称 Bank of Japan
本店又は主たる事務所の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	東京都中央区日本橋本石町2-1-1 (電話番号 Telephone Number) 1-1,2 Chome, Nihonbashi-hongokucho, Chuo-ku, Tokyo, Japan 03(3279)1111

4 上記「3」の支払者から支払を受ける償還差益で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項; Details of Profit from Redemption of Securities received from the Payer to which the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable

① 国債名称 Description of Government bonds			
② 記号 Number			
③ 償還期日 Date of Maturity			
④ 取得年月日 Date of Acquisition			
⑤ 額面金額の合計額 Total Amount of Face Value	円yen	円yen	円yen
⑥ 発行価額の合計額 Total Amount of Issue Price	円yen	円yen	円yen
⑦ 償還期間の日数又は月数 Term (in days or months)	日又は月 days or months	日又は月 days or months	日又は月 days or months
⑧ 所有期間の日数又は月数 Holding Period (in days or months)	日又は月 days or months	日又は月 days or months	日又は月 days or months
⑨ 所有期間に対応する償還差益 Profit from Redemption corresponding to Holding Period	(⑤-⑥)×⑧/⑦ 円yen	円yen	円yen
⑩ 源泉徴収税率 Rate of Withholding Tax	%	%	%
⑪ 限度税率 Ceiling Tax Rate under Applicable Tax Treaty	%	%	%
⑫ 源泉徴収税額 Amount of Tax Withheld	(⑤-⑥)×⑩ 円yen	円yen	円yen
⑬ 還付請求金額 Amount of Tax to be Refunded	円yen	円yen	円yen

・免税の場合、⑨及び⑩の記入を要しない。; In case of Exemption ⑨ and ⑩ need not be filled.

5 その他参考となるべき事項 (注6); Others (Note 6)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 221)

様式 13 FORM

租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債用)

APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (DISCOUNT GOVERNMENT BONDS ONLY)

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

税務署長殿  
To the District Director of \_\_\_\_\_ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項;  
Applicable Income Tax Convention  
日本国と \_\_\_\_\_ との間の租税条約第 \_\_\_\_\_ 条第 \_\_\_\_\_ 項  
The Income Tax Convention between Japan and \_\_\_\_\_, Article \_\_\_\_\_, para. \_\_\_\_\_

2 還付の請求をする者 (償還差益の支払を受ける者) に関する事項;  
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Profit from Redemption of Securities)

氏名又は名称 (注5) Full name (Note 5)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence (電話番号 Telephone Number)
	国籍 Nationality
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office (電話番号 Telephone Number)
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled (電話番号 Telephone Number)

3 償還差益の支払者に関する事項;  
Details of Payer of Profit from Redemption of Securities

名 Full name	称 Bank of Japan
本店又は主たる事務所の所在地 Domicile (residence) or Place of head office (main office)	東京都中央区日本橋本石町2-1-1 (電話番号 Telephone Number) 1-1,2 Chome, Nihonbashi-hongokucho, Chuo-ku, Tokyo, Japan 03(3279)1111

4 上記「3」の支払者から支払を受ける償還差益で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項; Details of Profit from Redemption of Securities received from the Payer to which the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable

① 国債名称 Description of Government bonds			
② 記号 Number			
③ 償還期日 Date of Maturity			
④ 取得年月日 Date of Acquisition			
⑤ 額面金額の合計額 Total Amount of Face Value	円yen	円yen	円yen
⑥ 発行価額の合計額 Total Amount of Issue Price	円yen	円yen	円yen
⑦ 償還期間の日数又は月数 Term (in days or months)	日又は月 days or months	日又は月 days or months	日又は月 days or months
⑧ 所有期間の日数又は月数 Holding Period (in days or months)	日又は月 days or months	日又は月 days or months	日又は月 days or months
⑨ 所有期間に対応する償還差益 Profit from Redemption corresponding to Holding Period	(⑤-⑥)×⑧/⑦ 円yen	円yen	円yen
⑩ 源泉徴収税率 Rate of Withholding Tax	%	%	%
⑪ 限度税率 Ceiling Tax Rate under Applicable Tax Treaty	%	%	%
⑫ 源泉徴収税額 Amount of Tax Withheld	(⑤-⑥)×⑩ 円yen	円yen	円yen
⑬ 還付請求金額 Amount of Tax to be Refunded	円yen	円yen	円yen

・免税の場合、⑨及び⑩の記入を要しない。; In case of Exemption ⑨ and ⑩ need not be filled.

改正後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 221)

6 当該割引に関する証明書 ; Certificate concerning Discount Bonds mentioned in 4 above

売渡証明書
Certificate of Sale
上記の請求者である租税条約の適用を受けるものに、割引国債を上記記載(国債名称・記号、取得年月日、額面金額の合計額)のとおり売り渡したことを証明します。
I, the undersigned, hereby certify that the discount bonds specified above (Description, Number, Date of Acquisition, Total Amount of Face Value) have been sold to the above mentioned person eligible for benefits provided under the applicable Income Tax Convention.

・売渡証明書欄に上記割引国債を購入したことを証明する書面をちょう付するか、又は購入先の証明を受けること。
Attach here a form which certifies the fact of the purchase above bills, or get a certification of sale from the seller.

7 日本の税法上、還付請求書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者(相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4) ;

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

還付請求書の「2」の欄に記載した外国法人は、「4」の償還差益につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the Profit from Redemption of Securities mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country.

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

Table with 4 columns: Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable; Indirect Ownership; Proportion of ownership; Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention.

私は、日本国ととの間の租税条約第条第項の規定の適用を受ける上記「4」の所得について源泉徴収された所得税額につき、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により、上記のとおり還付請求をするとともに、この還付請求書及び付表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, I hereby claim the refund of tax withheld on the profit from Redemption of Securities of 4 above to which subparagraph of paragraph of Article of Income Tax Convention between Japan and is applicable and also hereby declare that the statement on this form and attachment form correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日

還付の請求をする者又はその代理人の署名
Signature of the Applicant or his Agent

8 権限ある当局の証明(注7)
Certification of competent authority (Note 7)

私は、請求者が、日本国ととの間の租税条約第条第項に規定する居住者であることを証明します。
I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and , Article , para.
Date 年 月 日 Signature

○ 代理人に関する事項 ; この還付請求書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

Table with 3 columns: Capacity of Agent in Japan; Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered; Full name; Domicile (Residence or location); Telephone Number.

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached □有Yes

改正前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 221)

5 当該割引に関する証明書 ; Certificate concerning Discount Bonds mentioned in 4 above

売渡証明書
Certificate of Sale
上記の請求者である租税条約の適用を受けるものに、割引国債を上記記載(国債名称・記号、取得年月日、額面金額の合計額)のとおり売り渡したことを証明します。
I, the undersigned, hereby certify that the discount bonds specified above (Description, Number, Date of Acquisition, Total Amount of Face Value) have been sold to the above mentioned person eligible for benefits provided under the applicable Income Tax Convention.

・売渡証明書欄に上記割引国債を購入したことを証明する書面をちょう付するか、又は購入先の証明を受けること。
Attach here a form which certifies the fact of the purchase above bills, or get a certification of sale from the seller.

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者(相手国居住者に限ります。)の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けることとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4) ;

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の欄に記載した外国法人は、「4」の償還差益につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the Profit from Redemption of Securities mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country.

根拠法令 効力を生じる日 年 月 日
Applicable law Effective date

Table with 4 columns: Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable; Indirect Ownership; Proportion of ownership; Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention.

私は、日本国ととの間の租税条約第条第項の規定の適用を受ける上記「4」の所得について源泉徴収された所得税額につき、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により、上記のとおり還付請求をするとともに、この還付請求書及び付表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, I hereby claim the refund of tax withheld on the profit from Redemption of Securities of 4 above to which subparagraph of paragraph of Article of Income Tax Convention between Japan and is applicable and also hereby declare that the statement on this form and attachment form correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date 年 月 日

還付の請求をする者又はその代理人の署名
Signature of the Applicant or his Agent

7 権限ある当局の証明(注6)
Certification of competent authority (Note 6)

私は、届出者が、日本国ととの間の租税条約第条第項に規定する居住者であることを証明します。
I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and , Article , para.
Date 年 月 日 Signature

○ 代理人に関する事項 ; この届出書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the Agent, fill out the following columns.

Table with 3 columns: Capacity of Agent in Japan; Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered; Full name; Domicile (Residence or location); Telephone Number.

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。

※ "Tax Agent" means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes.

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached □有Yes



様式 13  
FORM

「租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書  
(割引国債用)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION(DISCOUNT GOVERNMENT BONDS ONLY)"

注 意 事 項

還付請求書の提出について

- この還付請求書は、国債の償還差益につき租税条約の規定の適用を受けるため正副2通を作成して償還金の支払者に提出し、償還金の支払者は還付請求書の「5」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
- この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。
- 源泉徴収税額の還付金を受領するときは、還付金の支払者所定の領収証書を償還金の支払者に提出してください。
- 外国法人であって、米国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、米国居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）についてのみ日米租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
  - 還付請求書の「2」の欄に記載した外国法人が米国においてはその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
  - 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
  - 日米租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
 なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

還付請求書の記載について

- 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
- 還付請求書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。
- 支払を受ける償還差益が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、「8」の欄に権限ある当局の証明を受けてください(平成16年7月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限り。また、注意事項8の場合を除きます。)
- 注意事項7の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください。  
なお、償還金の支払者に居住者証明書(提示の日前一年以内に作成されたものに限ります)を提示し、還付請求書の「2」の欄に記載した事項について償還金の支払者の確認を受けたとき(還付請求書にその確認をした旨の記載がある場合に限り)は、居住者証明書の添付を省略することができます。  
この場合、上記の確認をした償還金の支払者は、還付請求書の「5」の欄に①確認をした旨(例:請求者から提示のあった居住者証明書により、還付請求書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

Submission of the FORM

- Submit this form in duplicate to the Payer of redemption of securities for the application of Income Tax Convention to profit from redemption of securities. The Payer of redemption of securities must certify the items in 5 on this form and then file the original with the District Director of Tax Office at the place where the Payer resides.
- An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.
- Submit receipt to the Payer of redemption of securities when refund of the withholding tax is received (Receipt form is prescribed by the Payer of redemption of securities).
- In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the United States, the Japan-US Income Tax Convention is applicable only to US resident members (to the extent that the income is a benefit of the members). Such foreign company should attach the following documents to this form:
  - Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as taxable person in the United States.
  - "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
  - Documents showing that the member to whom the Japan-US Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
 Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" completed for each of the members described in ③.

Completion of the FORM

- The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
- Enter into line 5 the details that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 through 4
- If the redemption of securities is subject to tax exemption under the provisions of the Income Tax Convention, the Column 8 must be filled with the certification by the competent authority before submitting this form to the payer (only for the application of the convention that went into effect on and after July 1, 2004, and except for cases described in Note 8).
- If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 7, documents showing "the details of circumstance that the conditions are satisfied" (including Japanese translation if the documents are written in foreign language.) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached.  
In the case that the recipient of the redemption of securities shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the redemption of securities, and the payer confirms items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), the attachment of the residency certification is not required.  
In this case, the payer of the redemption of securities who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of the confirmation (e.g., "I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the claimant and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the claimant."); ② the name and affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that the certification is shown; and ④ the date of issue of the residency certificate. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date of the showing.

様式 13  
FORM

「租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書  
(割引国債用)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION(DISCOUNT GOVERNMENT BONDS ONLY)"

注 意 事 項

還付請求書の提出について

- この還付請求書は、国債の償還差益につき租税条約の規定の適用を受けるため正副2通を作成して償還金の支払者に提出し、償還金の支払者は還付請求書の「5」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
- この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。
- 源泉徴収税額の還付金を受領するときは、還付金の支払者所定の領収証書を償還金の支払者に提出してください。
- 外国法人であって、米国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、米国居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）についてのみ日米租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
  - 届出書の「2」の欄に記載した外国法人が米国においてはその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
  - 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
  - 日米租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
 なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

届出書の記載について

- 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
- 支払を受ける償還差益が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、届出書の「7」の欄に権限ある当局の証明を受けてください(平成16年7月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限り。また、注意事項7の場合を除きます。)

- 注意事項6の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください。

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- Submit this form in duplicate to the Payer of redemption of securities for the application of Income Tax Convention to profit from redemption of securities. The Payer of redemption of securities must certify the items in 5 on this form and then file the original with the District Director of Tax Office at the place where the Payer resides.
- An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.
- Submit receipt to the Payer of redemption of securities when refund of the withholding tax is received (Receipt form is prescribed by the Payer of redemption of securities).
- In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the United States, the Japan-US Income Tax Convention is applicable only to US resident members (to the extent that the income is a benefit of the members). Such foreign companys should attach the following documents to this form:
  - Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as taxable person in the United States.
  - "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
  - Documents showing that the member to whom the Japan-US Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
 Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" completed for each of the members described in ③.

Completion of the FORM

- The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
- If the Profit from Redemption of Securities is subject to tax exemption under the provisions of the Income Tax Convention, Column 7 must be entered with the certification by the competent authority before this form is submitted to the payer(only for the application of the convention that went into effect on and after July 1, 2004) (except for cases described in Note 7).
- If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 6, documents showing "the details of circumstance that the conditions are satisfied" (including Japanese translation if the documents are written in foreign language.) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached.

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 222)

様式 14 FORM

租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債以外の割引債用)

APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (FOR DISCOUNT DEBENTURES OTHER THAN DISCOUNT GOVERNMENT BONDS)

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

税務署長殿  
To the District Director of \_\_\_\_\_ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項;  
Applicable Income Tax Convention  
日本国と \_\_\_\_\_ との間の租税条約第 \_\_\_\_\_ 条第 \_\_\_\_\_ 項  
The Income Tax Convention between Japan and \_\_\_\_\_, Article \_\_\_\_\_, para. \_\_\_\_\_

2 還付の請求をする者 (償還差益の支払を受ける者) に関する事項;  
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Profit from Redemption of Securities)

氏名又は名称(注5) Full name (Note 5)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence (電話番号 Telephone Number)
	国籍 Nationality
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office (電話番号 Telephone Number)
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled (電話番号 Telephone Number)

3 償還差益の支払者に関する事項; Details of Payer of Profit from Redemption of Securities

名 Full name	称	(電話番号 Telephone Number)
本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office		

4 上記「3」の支払者から支払を受ける償還差益で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項; Details of Profit from Redemption of Securities received from the Payer to which the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable

① 銘柄 Issue			
② 回号 #			
③ 償還日 Date of Maturity			
④ 取得年月日(注6) Date of Acquisition (Note 6)			
⑤ 額面金額の合計額 Total Amount of Face Value	円 yen	円 yen	円 yen
⑥ 額面1万円当たり売価額(注7) Issue Price of Debentures per10,000yen (Note 7)	円 yen	円 yen	円 yen
⑦ 売価額の合計額(注8) Total Issue Price Paid (Note 8)	円 yen	円 yen	円 yen
⑧ 償還価額(買入価額) Stated Redemption Price (Repurchase Price)	円 yen	円 yen	円 yen
⑨ 源泉徴収税率 Rate of Withholding tax	%	%	%
⑩ 限度税率 Ceiling Tax Rate under Applicable Tax Treaty	%	%	%
⑪ 源泉徴収税額(注9) Amount of Tax Withheld (Note 9)	円 yen	円 yen	円 yen
⑫ 所有期間の月数(注10) Holding Period (in months) (Note 10)	月 months	月 months	月 months
⑬ 所有期間の割合(注11) Ratio of Holding Period to Stated Life of Debentures (Note 11)	%	%	%
⑭ 還付請求金額(注12) Amount of Tax to be Refunded (Note 12)	円 yen	円 yen	円 yen

5 その他参考となるべき事項 (注13) ; Others (Note 13)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 222)

様式 14 FORM

租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書 (割引国債以外の割引債用)

APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (FOR DISCOUNT DEBENTURES OTHER THAN DISCOUNT GOVERNMENT BONDS)

この還付請求書の記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。 See separate instructions.

税務署長殿  
To the District Director of \_\_\_\_\_ Tax Office

1 適用を受ける租税条約に関する事項;  
Applicable Income Tax Convention  
日本国と \_\_\_\_\_ との間の租税条約第 \_\_\_\_\_ 条第 \_\_\_\_\_ 項  
The Income Tax Convention between Japan and \_\_\_\_\_, Article \_\_\_\_\_, para. \_\_\_\_\_

2 還付の請求をする者 (償還差益の支払を受ける者) に関する事項;  
Details of the Person claiming the Refund (Recipient of Profit from Redemption of Securities)

氏名又は名称(注5) Full name (Note 5)	(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
個人の場合 Individual	住所又は居所 Domicile or residence (電話番号 Telephone Number)
	国籍 Nationality
法人その他の団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office (電話番号 Telephone Number)
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled (電話番号 Telephone Number)

3 償還差益の支払者に関する事項; Details of Payer of Profit from Redemption of Securities

名 Full name	称	(電話番号 Telephone Number)
本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office		

4 上記「3」の支払者から支払を受ける償還差益で「1」の租税条約の規定の適用を受けるものに関する事項; Details of Profit from Redemption of Securities received from the Payer to which the Income Tax Convention mentioned in 1 above is applicable

① 銘柄 Issue			
② 回号 #			
③ 償還日 Date of Maturity			
④ 取得年月日(注6) Date of Acquisition (Note 6)			
⑤ 額面金額の合計額 Total Amount of Face Value	円 yen	円 yen	円 yen
⑥ 額面1万円当たり売価額(注7) Issue Price of Debentures per10,000yen (Note 7)	円 yen	円 yen	円 yen
⑦ 売価額の合計額(注8) Total Issue Price Paid (Note 8)	円 yen	円 yen	円 yen
⑧ 償還価額(買入価額) Stated Redemption Price (Repurchase Price)	円 yen	円 yen	円 yen
⑨ 源泉徴収税率 Rate of Withholding tax	%	%	%
⑩ 限度税率 Ceiling Tax Rate under Applicable Tax Treaty	%	%	%
⑪ 源泉徴収税額(注9) Amount of Tax Withheld (Note 9)	円 yen	円 yen	円 yen
⑫ 所有期間の月数(注10) Holding Period (in months) (Note 10)	月 months	月 months	月 months
⑬ 所有期間の割合(注11) Ratio of Holding Period to Stated Life of Debentures (Note 11)	%	%	%
⑭ 還付請求金額(注12) Amount of Tax to be Refunded (Note 12)	円 yen	円 yen	円 yen

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 222)

6 当該割引債に関する証明書 ; Certificate concerning Discount Bonds mentioned in 4 above

売 渡 証 明 書
Certificate of Sale
上記の請求者である租税条約の適用を受けるものに、割引債を上記記載 (銘柄・回数、取得年月日、額面金額の合計額) のとおり売り渡したことを証明します。

7 日本の税法上、還付請求書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者 (相手国居住者に限ります。) の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けるとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4) ;

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

還付請求書の「2」の欄に記載した外国法人は、「4」の償還差益につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the Profit from Redemption of Securities mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country

Table with 4 columns: Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable; Indirect Ownership; Ratio of Ownership; Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention

私は、日本国と...との間の租税条約第...条第...項の規定の適用を受ける上記「4」の償還差益について源泉徴収された所得税額につき、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により、上記のとおり還付請求をするとともに、この還付請求書及び付表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, I hereby claim the refund of tax withheld on the profit from Redemption of Securities of 4 above to which subparagraph... of paragraph... of Article... of Income Tax Convention between Japan and... is applicable and also hereby declare that the statement on this form and attachment form correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date...
還付の請求をする者又はその代理人の署名
Signature of the Applicant or his Agent

8 権限ある当局の証明 (注14)
Certification of competent authority (Note 14)

私は、請求者が、日本国と...との間の租税条約第...条第...項に規定する居住者であることを証明します。
I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and... Article... para...
Date... Signature...

○ 代理人に関する事項 ; この還付請求書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the agent, fill out the following columns.

Table with 4 columns: Capacity of Agent in Japan; Full name; Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered; Telephone Number

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。
※ 「Tax Agent」 means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached. □有Yes

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 222)

5 当該割引債に関する証明書 ; Certificate concerning Discount Bonds mentioned in 4 above

売 渡 証 明 書
Certificate of Sale
上記の請求者である租税条約の適用を受けるものに、割引債を上記記載 (銘柄・回数、取得年月日、額面金額の合計額) のとおり売り渡したことを証明します。

6 日本の税法上、届出書の「2」の外国法人が納税義務者とされるが、「1」の租税条約の相手国では、その外国法人の株主等が納税義務者とされており、かつ、租税条約の規定によりその株主等である者 (相手国居住者に限ります。) の所得として取り扱われる部分に対して租税条約の適用を受けるとされている場合の租税条約の適用を受ける割合に関する事項等(注4) ;

Details of proportion of income to which the convention mentioned in 1 above is applicable, if the foreign company mentioned in 2 above is taxable as a company under Japanese tax law, and the member of the company is treated as taxable person in the other contracting country of the convention; and if the convention is applicable to income that is treated as income of the member (limited to a resident of the other contracting country) of the foreign company in accordance with the provisions of the convention (Note 4)

届出書の「2」の欄に記載した外国法人は、「4」の償還差益につき、「1」の租税条約の相手国において次の法令に基づいて、次の日以後、その株主等である者が課税されることとされています。

The member of the foreign company mentioned in 2 above is taxable in the other contracting country mentioned in 1 above regarding the Profit from Redemption of Securities mentioned in 4 above since the following date under the following law of the other contracting country

Table with 4 columns: Name of member of the foreign company mentioned in 2 above, to whom the Convention is applicable; Indirect Ownership; Ratio of Ownership; Proportion of benefit = Proportion for Application of Convention

私は、日本国と...との間の租税条約第...条第...項の規定の適用を受ける上記「4」の償還差益について源泉徴収された所得税額につき、「租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律の施行に関する省令」の規定により、上記のとおり還付請求をするとともに、この還付請求書及び付表の記載事項が正確かつ完全であることを宣言します。

In accordance with the provisions of the Ministerial Ordinance for the Implementation of the Law concerning the Special Measures of the Income Tax Law, the Corporation Tax Law and the Local Tax Law for the Enforcement of Income Tax Conventions, I hereby claim the refund of tax withheld on the profit from Redemption of Securities of 4 above to which subparagraph... of paragraph... of Article... of Income Tax Convention between Japan and... is applicable and also hereby declare that the statement on this form and attachment form correct and complete to the best of my knowledge and belief.

Date...
還付の請求をする者又はその代理人の署名
Signature of the Applicant or his Agent

7 権限ある当局の証明 (注13)
Certification of competent authority (Note 13)

私は、届出者が、日本国と...との間の租税条約第...条第...項に規定する居住者であることを証明します。
I hereby certify that the applicant is a resident under the provisions of the Income Tax Convention between Japan and... Article... para...
Date... Signature...

○ 代理人に関する事項 ; この還付請求書を代理人によって提出する場合には、次の欄に記載してください。
Details of the Agent ; If this form is prepared and submitted by the agent, fill out the following columns.

Table with 4 columns: Capacity of Agent in Japan; Full name; Name of the Tax Office where the Tax Agent is registered; Telephone Number

※ 「納税管理人」とは、日本国の国税に関する申告、申請、請求、届出、納付等の事項を処理させるため、国税通則法の規定により選任し、かつ、日本国における納税地の所轄税務署長に届出をした代理人をいいます。
※ 「Tax Agent」 means a person who is appointed by the taxpayer and is registered at the District Director of Tax Office for the place where the taxpayer is to pay his tax, in order to have such agent take necessary procedures concerning the Japanese national taxes, such as filing a return, applications, claims, payment of taxes, etc., under the provisions of the General Law for National Taxes

○ 適用を受ける租税条約が特典条項を有する租税条約である場合 ;
If the applicable convention has article of limitation on benefits
特典条項に関する付表の添付 "Attachment Form for Limitation on Benefits Article" attached. □有Yes

様式 14  
FORM

「租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書  
(割引国債以外の割引債用)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (FOR DISCOUNT DEBENTURES OTHER THAN DISCOUNT GOVERNMENT BONDS)"

注意事項

還付請求書の提出について

- 1 この還付請求書は、還付を請求する税額に係る償還金の支払者ごとに作成してください。
2 この還付請求書は、償還差益につき租税条約の規定の適用を受けるため正副2通を作成して償還金の支払者に提出し、償還金の支払者は還付請求書の「4」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
3 この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。
4 外国法人であって、米国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、米国居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）についてのみ日米租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
① 還付請求書の「2」の欄に記載した外国法人が米国においてはその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③ 日米租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

還付請求書の記載について

- 5 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
6 ④欄の取得年月日は債券の受渡日を記載します。
7 ⑥欄には、売出期間中に購入したものは売出価額を、売出最終日以後購入したものは売出最終日価額を記載します。また、乗換により購入した債券は、売出最終日価額を記載し、更に余白部に(乗換)と表示します。
8 ⑦欄の売出価額の合計額は、次の算式により計算した金額を記載します。
⑥ × (⑤ / 1万円)
9 ⑩欄の源泉徴収税額は、次の算式により計算した金額を記載します。
(⑤ - ⑦) × (⑨ / (100 - ⑨))
10 ⑫欄の所有期間の月数は、所得の日から償還の日までの月数(1月未満の端数は1月とする。)を記載します。
11 ⑬欄の所有期間の割合は、⑫欄の所有期間の月数に応じ次により記載します。
1カ月...0.084 5カ月...0.417 9カ月...0.75
2カ月...0.167 6カ月...0.5 10カ月...0.834
3カ月...0.25 7カ月...0.584 11カ月...0.917
4カ月...0.334 8カ月...0.667 12カ月...1
なお、繰上償還又は買入消却の場合は、上記に準じて算出した割合を記載します。
12 ⑭欄の還付請求金額は、その償還が償還期限後であるか、又は償還期限前であるかに応じ、次の算式により計算した金額を記載します。
期限後償還の場合 ⑪ × ⑬ - [(⑤ - ⑦) × (⑩ / (100 - ⑨))] × ⑬
繰上償還・買入消却の場合 ⑪ - [(⑤ - ⑧) × (⑨ / 100)] × ⑬ - [(⑤ - ⑦) × (⑩ / (100 - ⑨))] - [(⑤ - ⑧) × (⑩ / 100)] × ⑬

【裏面に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- 1 This form must be prepared separately for each Payer of profit from redemption of securities who withheld the tax to be refunded.
2 Submit this form in duplicate to the Payer of profit from redemption of securities for the application of Income Tax Convention to profit from redemption of securities. The Payer of redemption of securities must certify the item in 4 on this form and then file the original with the District Director of Tax Office at the place where the Payer resides.
3 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.
4 In case of income that is received by a foreign company whose member is treated as taxable person in the United States, the Japan-US Income Tax Convention is applicable only to US resident members (to the extent that the income is a benefit of the members). Such foreign company should attach the following documents to this form:
① Documents showing that the member of the foreign company mentioned in 2 is treated as taxable person in the United States.
② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
③ Documents showing that the member to whom the Japan-US Income Tax Convention is applicable is a member of the foreign company.
Also attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" completed for each of the members described in ③.

Completion of the FORM

- 5 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
6 Date of Acquisition means the date of purchase.
7 ⑥shall mean issuing price if purchased within offering period, and if purchased on or after the last days of the offering period, it shall mean the issuing price on the last day of the offering period.
8 ⑦shall be calculated by the following formula ;
⑥ × (⑤ / 10,000yen)
9 ⑩shall be calculated by the following formula ;
(⑤ - ⑦) × (⑨ / (100 - ⑨))
10 Holding Period shall be the number of complete months such debentures have been held plus one month if held for any additional days.
11 Corresponding ratios below shall be used for the purpose of⑬.
1M...0.084 5M...0.417 9M...0.75
2M...0.167 6M...0.5 10M...0.834
3M...0.25 7M...0.584 11M...0.917
4M...0.334 8M...0.667 12M...1
In case of early redemption or repurchase, the above ratios shall be adjusted according to the life of the redeemed or repurchased debenture.
12 ⑭shall be calculated by the following formula ;
• when stated redemption price was received on or after the date of maturity ;
⑪ × ⑬ - [(⑤ - ⑦) × (⑩ / (100 - ⑨))] × ⑬
• when redeemed or repurchased prior to maturity ;
⑪ - [(⑤ - ⑧) × (⑨ / 100)] × ⑬ - [(⑤ - ⑦) × (⑩ / (100 - ⑨))] - [(⑤ - ⑧) × (⑩ / 100)] × ⑬

【Continue on the reverse】

様式 14  
FORM

「租税条約に関する割引債の償還差益に係る源泉徴収税額の還付請求書  
(割引国債以外の割引債用)」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "APPLICATION FORM FOR REFUND OF THE WITHHOLDING TAX ON PROFIT FROM REDEMPTION OF SECURITIES IN ACCORDANCE WITH THE INCOME TAX CONVENTION (FOR DISCOUNT DEBENTURES OTHER THAN DISCOUNT GOVERNMENT BONDS)"

注意事項

還付請求書の提出について

- 1 この還付請求書は、還付を請求する税額に係る償還差益の支払者ごとに作成してください。
2 この還付請求書は、償還差益につき租税条約の規定の適用を受けるため正副2通を作成して償還金の支払者に提出し、償還差益の支払者は還付請求書の「4」の欄の記載事項について証明をした後、還付請求書の正本をその支払者の所轄税務署長に提出してください。
3 この還付請求書を納税管理人以外の代理人によって提出する場合には、その委任関係を証する委任状をその翻訳文とともに添付してください。
4 外国法人であって、米国ではその株主等が納税義務者とされるものが支払を受ける所得については、米国居住者である株主等（その株主等の受益する部分に限ります。）についてのみ日米租税条約の規定の適用を受けることができます。上記に該当する外国法人は、次の書類を添付して提出してください。
① 届出書の「2」の欄に記載した外国法人が米国においてはその株主等が課税を受けていることを明らかにする書類
② 「外国法人の株主等の名簿(様式16)」
③ 日米租税条約の適用を受けることができる株主等がその外国法人の株主等であることを明らかにする書類
なお、この場合には、「特典条項に関する付表(様式17)」(その添付書類を含みます。)については、③の各株主等のものを添付してください。

記載上の注意

- 5 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合や支払を受ける者が納税者番号を有しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。
6 ④欄の取得年月日は債券の受渡日を記載します。
7 ⑥欄には、売出期間中に購入したものは売出価額を、売出最終日以後購入したものは売出最終日価額を記載します。また、乗換により購入した債券は、売出最終日価額を記載し、更に余白部に(乗換)と表示します。
8 ⑦欄の売出価額の合計額は、次の算式により計算した金額を記載します。
⑥ × (⑤ / 1万円)
9 ⑩欄の源泉徴収税額は、次の算式により計算した金額を記載します。
(⑤ - ⑦) × (⑨ / (100 - ⑨))
10 ⑫欄の所有期間の月数は、所得の日から償還の日までの月数(1月未満の端数は1月とする。)を記載します。
11 ⑬欄の所有期間の割合は、⑫欄の所有期間の月数に応じ次により記載します。
1カ月...0.084 5カ月...0.417 9カ月...0.75
2カ月...0.167 6カ月...0.5 10カ月...0.834
3カ月...0.25 7カ月...0.584 11カ月...0.917
4カ月...0.334 8カ月...0.667 12カ月...1
なお、繰上償還又は買入消却の場合は、上記に準じて算出した割合を記載します。
12 ⑭欄の還付請求金額は、その償還が償還期限後であるか、又は償還期限前であるかに応じ、次の算式により計算した金額を記載します。
期限後償還の場合 ⑪ × ⑬ - [(⑤ - ⑦) × (⑩ / (100 - ⑨))] × ⑬
繰上償還・買入消却の場合 ⑪ - [(⑤ - ⑧) × (⑨ / 100)] × ⑬ - [(⑤ - ⑦) × (⑩ / (100 - ⑨))] - [(⑤ - ⑧) × (⑩ / 100)] × ⑬

【裏面に続きます】

INSTRUCTIONS

Submission of the FORM

- 1 This form must be prepared separately for each Payer of profit from redemption of securities who withheld the tax to be refunded.
2 Submit this form in duplicate to the Payer of profit from redemption of securities for the application of Income Tax Convention to profit from redemption of securities. The Payer of redemption of securities must certify the item in 4 on this form and then file the original with the District Director of Tax Office at the place where the Payer resides.
3 An Agent other than the Tax Agent must attach a power of attorney together with its Japanese translation.
4 If a foreign corporation has elected beneficiary level taxation in the United States, only US-resident beneficiaries are to claim for the application of the Income Tax Convention between Japan and the United States (to the extent that the amount of benefit is received by the beneficiaries). If you are such a foreign corporation described above, attach the following documents to this form.
① Documents confirming the foreign corporation stated in 2 has elected beneficiary level taxation in its resident country.
② "List of the Members of Foreign Company (Form 16)"
③ Documents confirming the beneficiary applicable the Japan-US Income Tax Convention is the shareholder of the foreign corporation.
Attach "Attachment Form for Limitation on Benefits Article (Form 17)" of each of the beneficiaries described in ③ respectively.

Instructions

- 5 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.
6 Date of Acquisition means the date of purchase.
7 ⑥shall mean issuing price if purchased within offering period, and if purchased on or after the last days of the offering period, it shall mean the issuing price on the last day of the offering period.
8 ⑦shall be calculated by the following formula ;
⑥ × (⑤ / 10,000yen)
9 ⑩shall be calculated by the following formula ;
(⑤ - ⑦) × (⑨ / (100 - ⑨))
10 Holding Period shall be the number of complete months such debentures have been held plus one month if held for any additional days.
11 Corresponding ratios below shall be used for the purpose of⑬.
1M...0.084 5M...0.417 9M...0.75
2M...0.167 6M...0.5 10M...0.834
3M...0.25 7M...0.584 11M...0.917
4M...0.334 8M...0.667 12M...1
In case of early redemption or repurchase, the above ratios shall be adjusted according to the life of the redeemed or repurchased debenture.
12 ⑭shall be calculated by the following formula ;
• when stated redemption price was received on or after the date of maturity ;
⑪ × ⑬ - [(⑤ - ⑦) × (⑩ / (100 - ⑨))] × ⑬
• when redeemed or repurchased prior to maturity ;
⑪ - [(⑤ - ⑧) × (⑨ / 100)] × ⑬ - [(⑤ - ⑦) × (⑩ / (100 - ⑨))] - [(⑤ - ⑧) × (⑩ / 100)] × ⑬

【Continue on the reverse】

改 正 後 改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 222)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 222)

13 還付請求書の「5」の欄には、「2」から「4」までの各欄に記載した事項のほか、租税の軽減又は免除を定める「1」の租税条約の適用を受けるための要件を満たす事情の詳細を記載してください。

14 支払を受ける償還差益が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、「8」の欄に権限ある当局の証明を受けてください(平成16年7月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限ります。また、注意事項15の場合を除きます。)

15 注意事項14の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください。

なお、償還金の支払者に居住者証明書(提示の日前一年以内に作成されたものに限ります。)を提示し、還付請求書の「2」の欄に記載した事項について償還金の支払者の確認を受けたとき(還付請求書にその確認をした旨の記載がある場合に限ります。)は、居住者証明書の添付を省略することができます。

この場合、上記の確認をした償還金の支払者は、還付請求書の「5」の欄に①確認をした旨(例：請求者から提示のあった居住者証明書により、還付請求書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

13 Enter into line 5 the details of circumstance that the conditions for the application of the convention mentioned in 1 are satisfied, in addition to information entered in 2 through 4.

14 If the profit from redemption of securities is subject to tax exemption under the provisions of the Income Tax Convention, the Column 8 must be filled with the certification by the competent authority before submitting this form to the payer (only for the application of the convention that went into effect on and after July 1, 2004, and except for cases described in Note 15).

15 If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 14, documents showing "the details of circumstance that the conditions are satisfied" (including Japanese translation if the documents are written in foreign language.) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached.

In the case that the recipient of the profit from redemption of securities shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the profit from redemption of securities, and the payer confirms items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the Application Form), attachment of residency certification is not required.

In this case, the payer of the profit from redemption of securities who confirms the above-mentioned items is required to enter: ① the fact of the confirmation (e.g., "I, the payer described in column 3, hereby confirmed the name of the claimant and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the claimant."); ② the name and affiliation of the individual who making the confirmation; ③ the date that certification is shown; and ④ the date of issue of residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date of the showing.

13 支払を受ける償還差益が、租税条約の規定により免税となる場合には、支払者に提出する前に、届出書の「7」の欄に権限ある当局の証明を受けてください(平成16年7月1日以後適用開始となる租税条約の適用を受ける場合に限ります。また、注意事項14の場合を除きます。)

14 注意事項13の場合において権限ある当局が証明を行わないこととしているため、その証明を受けることができない場合には、「要件を満たす事情の詳細」を明らかにする書類(その書類が外国語で作成されている場合には、その翻訳文を含みます。)及び権限ある当局の発行した居住者証明書を添付してください。

13 If the Profit from Redemption of Securities is subject to tax exemption under the provisions of the Income Tax Convention, Column 7 must be entered with the certification by the competent authority before this form is submitted to the payer. (only for the application of the convention that went into effect on and after July 1, 2004) (except for cases described in Note 14)

14 If the competent authority does not make such a certification as mentioned in Note 13, documents showing "the details of circumstance that the conditions are satisfied" (including Japanese translation if the documents are written in foreign language.) and the certification of residency issued by the competent authority must be attached.

様式 16  
FORM

外国法人の株主等の名簿 兼 相手国団体の構成員の名簿

LIST OF THE MEMBERS OF FOREIGN COMPANY OR LIST OF THE PARTNERS OF ENTITY

この届出書の記載に当たっては、末尾の注意事項を参照してください。  
See instructions at the end.

氏 名 又 は 名 称 Full name		
個人の場合 Individual	住 所 又 は 居 所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
	国 籍 Nationality	
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)
居住者として課税される国、納税地(注1) Country where the recipient is taxable as resident and the place where he is to pay tax (Note 1)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
国内源泉所得の金額又は持分の割合(注2) Amount of Japanese Source Income or Ratio of Interest (Note 2)		
氏 名 又 は 名 称 Full name		
個人の場合 Individual	住 所 又 は 居 所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
	国 籍 Nationality	
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)
居住者として課税される国、納税地(注1) Country where the recipient is taxable as resident and the place where he is to pay tax (Note 1)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
国内源泉所得の金額又は持分の割合(注2) Amount of Japanese Source Income or Ratio of Interest (Note 2)		
氏 名 又 は 名 称 Full name		
個人の場合 Individual	住 所 又 は 居 所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
	国 籍 Nationality	
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)
居住者として課税される国、納税地(注1) Country where the recipient is taxable as resident and the place where he is to pay tax (Note 1)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
国内源泉所得の金額又は持分の割合(注2) Amount of Japanese Source Income or Ratio of Interest (Note 2)		
氏 名 又 は 名 称 Full name		
個人の場合 Individual	住 所 又 は 居 所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
	国 籍 Nationality	
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)
居住者として課税される国、納税地(注1) Country where the recipient is taxable as resident and the place where he is to pay tax (Note 1)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
国内源泉所得の金額又は持分の割合(注2) Amount of Japanese Source Income or Ratio of Interest (Note 2)		

注 意 事 項

名簿の記載について

1 納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

2 外国法人の株主等又は相手国団体の構成員ごとの国内源泉所得の金額又は持分の割合を記入してください。

INSTRUCTIONS

Completion of the LIST

1 The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

2 Enter the amount of Japanese source income or the proportion of the interest of each member of foreign company or partner of entity.

様式 16  
FORM

外国法人の株主等の名簿 兼 相手国団体の構成員の名簿

LIST OF THE MEMBERS OF FOREIGN COMPANY OR LIST OF THE PARTNERS OF ENTITY

この届出書の記載に当たっては、末尾の注意事項を参照してください。  
See instructions at the end.

氏 名 又 は 名 称 Full name		
個人の場合 Individual	住 所 又 は 居 所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
	国 籍 Nationality	
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)
居住者として課税される国、納税地(注) Country where the recipient is taxable as resident and the place where he is to pay tax (Note)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
氏 名 又 は 名 称 Full name		
個人の場合 Individual	住 所 又 は 居 所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
	国 籍 Nationality	
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)
居住者として課税される国、納税地(注) Country where the recipient is taxable as resident and the place where he is to pay tax (Note)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
氏 名 又 は 名 称 Full name		
個人の場合 Individual	住 所 又 は 居 所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
	国 籍 Nationality	
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)
居住者として課税される国、納税地(注) Country where the recipient is taxable as resident and the place where he is to pay tax (Note)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
氏 名 又 は 名 称 Full name		
個人の場合 Individual	住 所 又 は 居 所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
	国 籍 Nationality	
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)
居住者として課税される国、納税地(注) Country where the recipient is taxable as resident and the place where he is to pay tax (Note)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)

注 意 事 項

名簿の記載について

納税者番号とは、租税の申告、納付その他の手続を行うために用いる番号、記号その他の符号でその手続をすべき者を特定することができるものをいいます。支払を受ける者が納税者番号を有しない場合や支払を受ける者の居住地である国に納税者番号に関する制度が存在しない場合には納税者番号を記載する必要はありません。

INSTRUCTIONS

Completion of the LIST

The Taxpayer Identification Number is a number, code or symbol which is used for filing of return and payment of due amount and other procedures regarding tax, and which identifies a person who must take such procedures. If a system of Taxpayer Identification Number does not exist in the country where the recipient resides, or if the recipient of the payment does not have a Taxpayer Identification Number, it is not necessary to enter the Taxpayer Identification Number.

改 正 後

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 224)

氏 名 又 は 名 称 Full name		
個人の場合 Individual	住 所 又 は 居 所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
	国 Nationality	
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)
居住者として課税される国、納税地(注1) Country where the recipient is taxable as resident and the place where he is to pay tax (Note 1)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
国内源泉所得の金額又は持分の割合(注2) Amount of Japanese Source Income or Ratio of Interest (Note 2)		
氏 名 又 は 名 称 Full name		
個人の場合 Individual	住 所 又 は 居 所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
	国 Nationality	
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)
居住者として課税される国、納税地(注1) Country where the recipient is taxable as resident and the place where he is to pay tax (Note 1)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
国内源泉所得の金額又は持分の割合(注2) Amount of Japanese Source Income or Ratio of Interest (Note 2)		
氏 名 又 は 名 称 Full name		
個人の場合 Individual	住 所 又 は 居 所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
	国 Nationality	
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)
居住者として課税される国、納税地(注1) Country where the recipient is taxable as resident and the place where he is to pay tax (Note 1)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
国内源泉所得の金額又は持分の割合(注2) Amount of Japanese Source Income or Ratio of Interest (Note 2)		
氏 名 又 は 名 称 Full name		
個人の場合 Individual	住 所 又 は 居 所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
	国 Nationality	
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)
居住者として課税される国、納税地(注1) Country where the recipient is taxable as resident and the place where he is to pay tax (Note 1)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
国内源泉所得の金額又は持分の割合(注2) Amount of Japanese Source Income or Ratio of Interest (Note 2)		

改 正 前

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 224)

氏 名 又 は 名 称 Full name		
個人の場合 Individual	住 所 又 は 居 所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
	国 Nationality	
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)
居住者として課税される国、納税地(注) Country where the recipient is taxable as resident and the place where he is to pay tax (Note)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
氏 名 又 は 名 称 Full name		
個人の場合 Individual	住 所 又 は 居 所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
	国 Nationality	
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)
居住者として課税される国、納税地(注) Country where the recipient is taxable as resident and the place where he is to pay tax (Note)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
氏 名 又 は 名 称 Full name		
個人の場合 Individual	住 所 又 は 居 所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
	国 Nationality	
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)
居住者として課税される国、納税地(注) Country where the recipient is taxable as resident and the place where he is to pay tax (Note)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)
氏 名 又 は 名 称 Full name		
個人の場合 Individual	住 所 又 は 居 所 Domicile or residence	(電話番号 Telephone Number)
	国 Nationality	
法人その他の 団体の場合 Corporation or other entity	本店又は主たる事務所の所在地 Place of head office or main office	(電話番号 Telephone Number)
	設立又は組織された場所 Place where the Corporation was established or organized	
	事業が管理・支配されている場所 Place where the business is managed or controlled	(電話番号 Telephone Number)
居住者として課税される国、納税地(注) Country where the recipient is taxable as resident and the place where he is to pay tax (Note)		(納税者番号 Taxpayer Identification Number)

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 225)

様式 17  
FORM

特典条項に関する付表  
ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS ARTICLE

記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。  
See separate instructions.

1 適用を受ける租税条約の特典条項に関する事項;  
Limitation on Benefits Article of applicable Income Tax Convention  
日本国とアメリカ合衆国との間の租税条約第 22 条  
The Income Tax Convention between Japan and The United States of America, Article 22

2 この付表に記載される者の氏名又は名称;  
Full name of Resident this attachment Form

居住地域の権限ある当局が発行した居住者証明書を添付してください(注5)。  
Attach Residency Certification issued by Competent Authority of Country of residence. (Note 5)

3 租税条約の特典条項の要件に関する事項;  
AからCの順番に各項目の「□該当」又は「□非該当」の該当する項目に✓印を付けてください。いずれかの項目に「該当」する場合には、それ以降の項目に記入する必要はありません。なお、該当する項目については、各項目ごとの要件に関する事項を記入の上、必要な書類を添付してください。  
In order of sections A, B and C, check applicable box "Yes" or "No" in each line. If you check any box of "Yes", in section A to C, you need not fill the lines that follow. Applicable lines must be filled and necessary document must be attached.

A (1) 個人 Individual □該当 Yes, □非該当 No

(2) 国、地方政府又は地方公共団体、中央銀行  
Contracting Country, any Political Subdivision or Local Authority, Central Bank □該当 Yes, □非該当 No

(3) 公開会社(注7) Publicly Traded Company (Note 7) □該当 Yes, □非該当 No  
(公開会社には、下表のC欄が6%未満である会社を含みません。)(注8)  
("Publicly traded Company" does not include a Company for which the Figure in Column C below is less than 6%.) (Note 8)

株式の種類 Kind of Share	公認の有価証券市場の名称 Recognized Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code	発行済株式の総数の平均 Average Number of Shares outstanding	有価証券市場で取引された株式の 数 Number of Shares traded on Recognized Stock Exchange	B/A(%)
			A	B	C %

(4) 公開会社の関連会社 Subsidiary of Publicly Traded Company □該当 Yes, □非該当 No  
(発行済株式の総数(株)の50%以上が上記(3)の公開会社に該当する5以下の法人により直接又は間接に所有されているものに限ります。)(注9)  
("Subsidiary of Publicly Traded Company" is limited to a company at least 50% of whose shares outstanding ( shares) are owned directly or indirectly by 5 or fewer "Publicly Traded Companies" as defined in (3) above.) (Note 9)

株主の名称 Name of Shareholder	居住地域における納税地 Place where Shareholder is taxable in Country of residence	公認の有価証券市場 Recognized Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code	間接保有 Indirect Ownership	所有株式数 Number of Shares owned
1				<input type="checkbox"/>	
2				<input type="checkbox"/>	
3				<input type="checkbox"/>	
4				<input type="checkbox"/>	
5				<input type="checkbox"/>	
合計 Total (持株割合 Ratio (%) of Shares owned)					( %)

(5) 公益団体(注10) Public Service Organization (Note 10) □該当 Yes, □非該当 No  
設立の根拠法令 Law for Establishment 設立の目的 Purpose of Establishment

(6) 年金基金(注11) Pension Fund (Note 11) □該当 Yes, □非該当 No  
(直前の課税年度の終了の日においてその受益者、構成員又は参加者の50%を超える者が日本又は「1」の租税条約の相手国の居住者である個人であるものに限ります。受益者等の50%以上が、両締約国の居住者である事情を記入してください。)  
"Pension Fund" is limited to one more than 50% of whose beneficiaries, members, or participants were individual residents of Japan or the other contracting country of the convention mentioned in 1 above as of the end of the prior taxable year. Provide below details showing that more than 50% of beneficiaries etc. are individual residents of either contracting country.

設立等の根拠法令 Law for Establishment 非課税の根拠法令 Law for Tax Exemption

Aのいずれにも該当しない場合は、Bに進んでください。If none of the lines in A applies, proceed to B.

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 225)

様式 17  
FORM

特典条項に関する付表  
ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS ARTICLE

記載に当たっては、別紙の注意事項を参照してください。  
See separate instructions.

1 適用を受ける租税条約の特典条項に関する事項;  
Limitation on Benefits Article of applicable Income Tax Convention  
日本国とアメリカ合衆国との間の租税条約第 22 条  
The Income Tax Convention between Japan and The United States of America, Article 22

2 この付表に記載される者の氏名又は名称;  
Full name of Resident regarding this attachment Form

居住地域の権限ある当局が発行した居住者証明書を添付してください  
Attach Residency Certification issued by Competent Authority of Country of residence.

3 租税条約の特典条項の要件に関する事項;  
AからCの順番に各項目の「□該当」又は「□非該当」の該当する項目に✓印を付けてください。いずれかの項目に「該当」する場合には、それ以降の項目に記入する必要はありません。なお、該当する項目については、各項目ごとの要件に関する事項を記入の上、必要な書類を添付してください。  
In order of sections A, B and C, check applicable box "Yes" or "No" in each line. If you check any box of "Yes", in section A to C, you need not fill the lines that follow. Applicable lines must be filled and necessary document must be attached.

A (1) 個人 Individual □該当 Yes, □非該当 No

(2) 国、地方政府若しくは地方公共団体、中央銀行  
Contracting Country, any Political Subdivision or Local Authority, Central Bank □該当 Yes, □非該当 No

(3) 公開会社(注6) Publicly Traded Company (Note 6) □該当 Yes, □非該当 No  
(公開会社には、下表のC欄が6%未満である会社を含みません。)(注7)  
("Publicly traded Company" does not include a Company for which the Figure in Column C below is less than 6%.) (Note 7)

株式の種類 Kind of Share	公認の有価証券市場の名称 Recognized Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code	発行済株式の総数の平均 Average Number of Shares outstanding	有価証券市場で取引された株式の 数 Number of Shares traded on Recognized Stock Exchange	B/A(%)
			A	B	C %

(4) 公開会社の関連会社 Subsidiary of Publicly Traded Company □該当 Yes, □非該当 No  
(発行済株式の総数(株)の50%以上が上記(3)の公開会社に該当する5以下の法人により直接又は間接に所有されているものに限ります。)(注8)  
("Subsidiary of Publicly Traded Company" is limited to a company at least 50% of whose shares outstanding ( shares) are owned directly or indirectly by 5 or fewer "Publicly Traded Companies" as defined in (3) above.) (Note 8)

株主の名称 Name of Shareholder	居住地域における納税地 Place where Shareholder is taxable in Country of residence	公認の有価証券市場 Recognized Stock Exchange	シンボル又は証券コード Ticker Symbol or Security Code	間接保有 Indirect Ownership	所有株式数 Number of Shares owned
1				<input type="checkbox"/>	
2				<input type="checkbox"/>	
3				<input type="checkbox"/>	
4				<input type="checkbox"/>	
5				<input type="checkbox"/>	
合計 Total (持株割合 Ratio (%) of Shares owned)					( %)

(5) 公益団体(注9) Public Service Organization (Note 9) □該当 Yes, □非該当 No  
設立の根拠法令 Law for Establishment 設立の目的 Purpose of Establishment

(6) 年金基金(注10) Pension Fund (Note 10) □該当 Yes, □非該当 No  
(直前の課税年度の終了の日においてその受益者、構成員又は参加者の50%を超える者が日本又は「1」の租税条約の相手国の居住者である個人であるものに限ります。受益者等の50%以上が、両締約国の居住者である事情を記入してください。)  
"Pension Fund" is limited to one more than 50% of whose beneficiaries, members, or participants were individual residents of Japan or the other contracting country of the convention mentioned in 1 above as of the end of the prior taxable year. Provide below details showing that more than 50% of beneficiaries etc. are individual residents of either contracting country.

設立等の根拠法令 Law for Establishment 非課税の根拠法令 Law for Tax Exemption

Aのいずれにも該当しない場合は、Bに進んでください。If none of the lines in A applies, proceed to B.



(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 225)

B

次の(a)及び(b)の要件のいずれも満たす個人以外の者 Person other than an Individual, and satisfying both (a) and (b) below  該当 Yes,  非該当 No

(a) 株式や受益に関する持分( )の50%以上が、Aの(1)、(2)、(3)、(5)及び(6)に該当する日本又は「1」の租税条約の相手国の居住者により直接又は間接に所有されていること(注12)  
Residents of Japan or the other contracting Country of the Convention mentioned in 1 above who fall under (1),(2),(3),(5) or (6) of A own directly or indirectly at least 50% of Shares or other beneficial Interests ( ) in the Person. (Note 12)  
年 月 日現在の株主等の状況 State of Shareholders, etc. as of (date) / /

株主等の氏名又は名称 Name of Shareholders	居住地国における納税地 Place where Shareholders is taxable in Country of residence	Aの番号 Number of applicable Line in A	間接所有 Indirect Ownership	株主等の持分 Number of Shares owned
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
合 計 Total (持分割合 Ratio(%) of Shares owned)				( %)

(b) 総所得のうち、課税所得の計算上控除される支出により、日本又は「1」の租税条約の相手国の居住者に該当しない者(以下「第三国居住者」といいます。)に対し直接又は間接に支払われる金額が、50%未満であること(注13)  
Less than 50% of the person's gross income is paid or accrued directly or indirectly to persons who are not residents of Japan or the other contracting country of the convention mentioned in 1 above ("third country residents") in the form of payments that are deductible in computing taxable income in country of residence (Note 13)  
第三国居住者に対する支払割合 Ratio of Payment to Third Country Residents (通貨 Currency: )

	申告 Tax Return		源泉所得税 Withholding Tax	
	当該課税年度 Taxable Year	前々々課税年度 Taxable Year three Years prior	前々課税年度 Taxable Year two Years prior	前課税年度 Prior taxable Year
第三国居住者に対する支払 Payment to third Country Residents	A			
総所得 Gross Income	B			
A/B (%)	C %	%	%	%

Bに該当しない場合は、Cに進んでください。If B does not apply, proceed to C.

C

次の(a)から(c)の要件をすべて満たす者 Resident satisfying all of the following Conditions from (a) through (c)  該当 Yes,  非該当 No

居住地国において従事している営業又は事業の活動の概要(注14); Description of trade or business in residence country (Note 14)

(a) 居住地国において従事している営業又は事業の活動が、自己の勘定のために投資を行い又は管理する活動(商業銀行、保険会社又は登録を受けた証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業の活動を除きます。)ではないこと(注15):  
Trade or business in country of residence is other than that of making or managing investments for the resident's own account (unless these activities are banking, insurance or securities activities carried on by a commercial bank, insurance company or registered securities dealer) (Note 15)  はい Yes,  いいえ No

(b) 所得が居住地国において従事している営業又は事業の活動に関連又は付随して取得されるものであること(注16):  
Income is derived in connection with or is incidental to that trade or business in country of residence (Note 16)  はい Yes,  いいえ No

(c) (日本国内において営業又は事業の活動から所得を取得する場合)居住地国において行う営業又は事業の活動との関係で実質的なものであること(注17):  
(If you derive income from a trade or business activity in Japan) Trade or business activity conducted in the country of residence is substantial in relation to the trade or business activity conducted in Japan. (Note 17)  
日本国内において従事している営業又は事業の活動の概要; Description of Trade or Business in Japan.

D 国税庁長官の認定;  
Determination by the NTA Commissioner  
国税庁長官の認定を受けている場合は、以下にその内容を記載してください。その認定の範囲内で租税条約の特典を受けることができます。なお、上記AからCまでのいずれかに該当する場合には、権限ある当局の認定は不要です。  
If you have been a determination by the NTA Commissioner, describe below the determination. Convention benefits will be granted to the extent of the determination. If any of A through C above applies, determination by the NTA Commissioner is not necessary.

年 月 日

・認定を受けた日 Date of determination \_\_\_\_\_

・認定を受けた所得の種類  
Type of income for which determination was given \_\_\_\_\_

(法人課税関係の申請、届出等の様式の制定について 225)

B

次の(a)及び(b)の要件のいずれも満たす個人以外の者 Person other than an Individual, and satisfying both (a) and (b) below  該当 Yes,  非該当 No

(a) 株式や受益に関する持分( )の50%以上が、Aの(1)、(2)、(3)、(5)及び(6)に該当する日本又は「1」の租税条約の相手国の居住者により直接又は間接に所有されていること(注11)  
Residents of Japan or the other contracting Country of the Convention mentioned in 1 above who fall under (1),(2),(3),(5) or (6) of A own directly or indirectly at least 50% of Shares or other beneficial Interests ( ) in the Person. (Note 11)  
年 月 日現在の株主等の状況 State of Shareholders as of (date) / /

株主等の氏名又は名称 Name of Shareholders	居住地国における納税地 Place where Shareholders is taxable in Country of residence	Aの番号 Number of applicable Line in A	間接所有 Indirect Ownership	株主等の持分 Number of Shares owned
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
			<input type="checkbox"/>	
合 計 Total (持分割合 Ratio(%) of Shares owned)				( %)

(b) 総所得のうち、課税所得の計算上控除される支出により、日本又は「1」の租税条約の相手国の居住者に該当しない者(以下「第三国居住者」といいます。)に対し直接又は間接に支払われる金額が、50%未満であること(注12)  
Less than 50% of the person's gross income is paid or accrued directly or indirectly to persons who are not residents of Japan or the other contracting country of the convention mentioned in 1 above ("third country residents") in the form of payments that are deductible in computing taxable income in country of residence (Note 12)  
第三国居住者に対する支払割合 Ratio of Payment to Third Country Residents (通貨 Currency: )

	申告 Tax Return		源泉所得税 Withholding Tax	
	当該課税年度 Taxable Year	前々々課税年度 Taxable Year three Years prior	前々課税年度 Taxable Year two Years prior	前課税年度 Prior taxable Year
第三国居住者に対する支払 Payment to third Country Residents	A			
総所得 Gross Income	B			
A/B (%)	C %	%	%	%

Bに該当しない場合は、Cに進んでください。If B does not apply, proceed to C.

C

次の(a)から(c)の要件をすべて満たす者 Resident satisfying all of the following Conditions from (a) through (c)  該当 Yes,  非該当 No

居住地国において従事している営業又は事業の活動の概要(注13); Description of trade or business in residence country (Note 13)

(a) 居住地国において従事している営業又は事業の活動が、自己の勘定のために投資を行い又は管理する活動(商業銀行、保険会社又は登録を受けた証券会社が行う銀行業、保険業又は証券業の活動を除きます。)ではないこと(注14):  
Trade or business in country of residence is other than that of making or managing investments for the resident's own account (unless these activities are banking, insurance or securities activities carried on by a commercial bank, insurance company or registered securities dealer) (Note 14)  はい Yes,  いいえ No

(b) 所得が居住地国において従事している営業又は事業の活動に関連又は付随して取得されるものであること(注15):  
Income is derived in connection with or is incidental to that trade or business in country of residence (Note 15)  はい Yes,  いいえ No

(c) (日本国内において営業又は事業の活動から所得を取得する場合)居住地国において行う営業又は事業の活動との関係で実質的なものであること(注16):  
(If you derive income from a trade or business activity in Japan) Trade or business activity conducted in the country of residence is substantial in relation to the trade or business activity conducted in Japan. (Note 16)  
日本国内において従事している営業又は事業の活動の概要; Description of Trade or Business in Japan.

D 国税庁長官の認定;  
Determination by the NTA Commissioner  
国税庁長官の認定を受けている場合は、以下にその内容を記載してください。その認定の範囲内で租税条約の特典を受けることができます。なお、上記AからCまでのいずれかに該当する場合には、権限ある当局の認定は不要です。  
If you have been a determination by the NTA Commissioner, describe below the determination. Convention benefits will be granted to the extent of the determination. If any of A through C above applies, determination by the NTA Commissioner is not necessary.

年 月 日

・認定を受けた日 Date of determination \_\_\_\_\_

・認定を受けた所得の種類  
Type of income for which determination was given \_\_\_\_\_

様式 17  
FORM

「特典条項に関する付表」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS ARTICLE"

注 意 事 項

INSTRUCTIONS

付表の提出について

1 この付表は、いわゆる特典条項を有する租税条約の適用を受けようとする場合に、租税条約に関する届出書に添付して提出します(一定の場合には、提出を省略することができます。注意事項の2、3及び4を参照してください。)(以下、この付表を添付して提出する租税条約に関する届出書を「特典条項条約届出書」といいます。)

2 特典条項の適用を受けようとする付表の「1」の租税条約の相手国の居住者が、その国内源泉所得の支払を受ける日の前日以前一定の期間内に特典条項条約届出書を提出している場合には、特典条項条約届出書の記載事項に異動がある場合を除き、その期間内は特典条項条約届出書の提出を省略することができます。一定期間は、それぞれ次のとおりです。  
付表の「3」のAのいずれかに該当する場合 : 3年  
付表の「3」のB、C、Dのいずれかに該当する場合 : 1年

3 租税条約の適用を受けようとする所得が国債や地方債の利子、私募債以外の社債の利子、預貯金の利子、上場株式の配当等などの特定利子配当等である場合、既に受領済みのその所得(その所得の基因となる資産、契約などが同一であるものに限ります。)(以下、この特典条項条約届出書の提出を省略することができます。一定期間は、それぞれ次のとおりです。)

4 特典条項条約届出書の記載事項に異動が生じた場合には、特典条項条約届出書を改めて提出してください。ただし、その異動の内容が租税条約に関する届出書に関するものである場合には、租税条約に関する届出書に前回の特典条項条約届出書の提出日を記載し、この付表の添付を省略することができます。

5 所得の支払者に居住者証明書(提示の日前一年以内に作成されたものに限り)を提示し、特典条項条約届出書に記載した氏名又は名称その他の事項について所得の支払者の確認を受けたとき(特典条項条約届出書にその確認をした旨の記載がある場合に限り)は、居住者証明書の添付を省略することができます(租税条約に関する届出書(申告対象国内源泉所得に対する所得税又は法人税の軽減・免除)(様式15))にこの付表を添付して提出する場合は、居住者証明書の添付を省略することはできませんので、この付表に居住者証明書を添付する必要があります。この場合、上記の確認をした所得の支払者は、租税条約に関する届出書の「その他参考となるべき事項」の欄に①確認をした旨(例:届出者から提示のあった居住者証明書により、届出書に記載された氏名又は名称その他の事項について確認しました。)、②確認者の氏名(所属)、③居住者証明書の提示を受けた日及び④居住者証明書の作成年月日をそれぞれ記載するとともに、提示を受けた居住者証明書の写しを作成し、提示を受けた日から5年間その国内にある事務所等に保存する必要があります。

付表の記載について

6 付表の欄には、該当する項目について✓印を付してください。租税条約の適用を受ける者が「3」のA~Dのいずれかに該当する場合には、「1」の租税条約の適用を受けることができます(なお、Cに該当する場合には、その判定の対象とした所得についてのみ、Dに該当する場合には認定の対象となった所得についてのみ、「1」の租税条約の適用を受けることができます。また、その租税条約の各条項に別途定められている要件を満たす必要があります。)

7 公開会社とは、その主たる種類の株式及び不均一分配株式が公認の有価証券市場に上場又は登録され、かつ、公認の有価証券市場において通常取引される法人をいいます。日本租税条約の場合、公認の有価証券市場とは、日本国の証券取引法に基づき設立された有価証券市場、ナスダック市場及び合衆国の1934年証券取引法に基づき証券取引所として証券取引委員会に登録された有価証券市場をいいます。「通常取引される」とは、直前の課税年度において取引されたある種類の株式の総数が、その株式の発行済株式総数の平均の6%以上である場合をいいます。

【裏面に続きます。】

Submission of the Attachment Form

1 If you apply for the application of tax convention that has limitation on benefits article, this attachment form must be submitted along with application form for income tax convention. (In certain cases, this attachment form may not be required. See 2, 3 and 4 below.)(Hereafter, this attachment form and the application form for income tax convention to which it is attached will be called the "application form for LOB convention".)

2 If an application form for LOB convention was submitted within the prescribed period prior to the preceding day of the payment of Japanese source income, except for cases when information given in the application form has been changed, an application form for LOB convention may not be submitted during that prescribed period. The prescribed period is as follows:  
If any line of A of Section 3 applies: 3 years  
If any of B, C or D in Section 3 applies: 1 year

3 If the income for which application of convention is sought is a specified interest/dividends such as interest from national bond, municipal bond, corporate bond other than privately placed bond, deposits, or dividend of listed shares, and the application form for LOB convention was submitted for the same income already paid (underlying asset or contract for income payment must be the same), an application form for LOB convention is not required, except for case where there has been a change in the information given in the application form for LOB convention.

4 If the information given in the application form for LOB convention has been changed, a new application form must be submitted. However, if the change relates to the application form for income tax convention, an application form for income tax convention may be submitted alone and state the date of the previous submission of application form for LOB convention.

5 In the case that the recipient of the income shows his residency certification (certification must have been issued within one year prior to the showing) to the payer of the income, and the payer confirms the items entered in column 2 (only in the case that the payer writes the fact of confirmation in the application form for LOB convention), attachment of residency certification is not required (if this attachment form is appended to "Application Form for Income Tax Convention (Relief from Japanese Income Tax or Corporation Tax on Japanese Source Income) (Form 15)", the residency certification must be appended to this attachment form).

In this case, the payer of the income who confirms the above-mentioned items is required to enter into the column "Others" of the Application Form: ① the fact of confirmation (e.g., "I, the payer described in column 3, have confirmed the name of the recipient and other items entered in column 2, having been shown residency certification by the recipient."); ② the name and the affiliation of the individual who is making the confirmation; ③ the date that certification is shown; and ④ the date of issue of the residency certification. The payer is also required to make a copy of the residency certification and keep the copy in his office, etc. located in Japan for five years from the date that certification is shown.

Completion of the form

6 Applicable blocks must be checked. If any of A though D in 3 applies, benefits of the convention mentioned in 1 will be granted. (If C applies, benefits will be granted only for the income for which conditions in C are tested; and if D applies, benefits will be granted only for the income for which the determination was given. Note that any other requirements in the respective article of convention must be satisfied.)

7 "Publicly Traded Company" is a company whose principle class and disproportionate class of shares is listed or registered on a recognized stock exchange, and is regularly traded on one or more recognized stock exchanges. In case of the Japan-US Income Tax Convention, "Recognized Stock Exchange" means any stock exchange established under the Securities and Exchange Law of Japan, the NASDAQ System, and stock exchange registered with the US Securities and Exchange Commission as a national securities exchange under the Securities Exchange Act of 1934 of the United States. "Regularly traded" means that the aggregate number of shares in a class of shares traded on recognized stock exchange(s) during the preceding taxable year is 6 percent or more of the average number of shares outstanding in that class during that preceding taxable year.

【Continue on the reverse】

様式 17  
FORM

「特典条項に関する付表」に関する注意事項

INSTRUCTIONS FOR "ATTACHMENT FORM FOR LIMITATION ON BENEFITS ARTICLE"

注 意 事 項

INSTRUCTIONS

付表の提出について

1 この付表は、いわゆる特典条項を有する租税条約の適用を受けようとする場合に、租税条約に関する届出書に添付して提出します(一定の場合には、提出を省略することができます。注意事項の2、3及び4を参照してください。)(以下、この特典条項に関する付表を添付して提出する租税条約に関する届出書を「特典条項条約届出書」といいます。)

2 特典条項の適用を受けようとする付表の「1」の租税条約の相手国の居住者が、その国内源泉所得の支払を受ける日の前日以前一定の期間内に特典条項条約届出書を提出している場合には、特典条項条約届出書の記載事項に異動がある場合を除き、その期間内は特典条項条約届出書の提出を省略することができます。一定期間は、それぞれ次のとおりです。  
付表の「3」のAのいずれかに該当する場合 : 3年  
付表の「3」のB、C、Dのいずれかに該当する場合 : 1年

3 租税条約の適用を受けようとする所得が国債や地方債の利子、私募債以外の社債の利子、預貯金の利子、上場株式の配当等などの特定利子配当等である場合、既に受領済みのその所得(その所得の基因となる資産、契約などが同一であるものに限ります。)(以下、この特典条項条約届出書の提出を省略することができます。一定期間は、それぞれ次のとおりです。)

4 特典条項条約届出書の記載事項に異動が生じた場合には、特典条項条約届出書を改めて提出してください。ただし、その異動の内容が租税条約に関する届出書に関するものである場合には、租税条約に関する届出書に前回の特典条項条約届出書の提出日を記載し、この付表の添付を省略することができます。

付表の記載について

5 付表の欄には、該当する項目について✓印を付してください。租税条約の適用を受ける者がA~Dのいずれかに該当する場合には、「1」の租税条約の適用を受けることができます(なお、Cに該当する場合には、その判定の対象とした所得についてのみ、Dに該当する場合には認定の対象となった所得についてのみ、「1」の租税条約の適用を受けることができます。また、その租税条約の各条項に別途定められている要件を満たす必要があります。)

6 公開会社とは、その主たる種類の株式及び不均一分配株式が公認の有価証券市場に上場又は登録され、かつ、公認の有価証券市場において通常取引される法人をいいます。日本租税条約の場合、公認の有価証券市場とは、日本国の証券取引法に基づき設立された有価証券市場、ナスダック市場及び合衆国の1934年証券取引法に基づき証券取引所として証券取引委員会に登録された有価証券市場をいいます。「通常取引される」とは、直前の課税年度において取引されたある種類の株式の総数が、その株式の発行済株式総数の平均の6%以上である場合をいいます。

7 有価証券の数は次によります。

(1) 「発行済株式の総数の平均」、「公認の有価証券市場で取引された株式の数」の各欄は、この付表を提出しようとする日の属する課税年度の直前の課税年度における数によります。

(2) 直前の課税年度における発行済株式の総数の平均は、その課税年度中の発行済株式の総数に異動がない場合は、その課税年度の末日における発行済株式総数を記入してください。増資や減資、株式の分割などによりその課税年度中に発行済株式の総数に異動が生じた場合には次の算式により計算します。  
(前課税年度の日々の発行済株式の総数×日数)  
÷前課税年度の日数=発行済株式の総数の平均

【裏面に続きます。】

【Continue on the reverse】

8 有価証券の数は次によります。  
 (1) 「発行済株式の総数の平均」、「有価証券市場で取引された株式の数」の各欄は、この付表を提出しようとする日の属する課税年度の直前の課税年度における数によります。  
 (2) 直前の課税年度における発行済株式の総数の平均は、その課税年度中の発行済株式の総数に異動がない場合は、その課税年度の末日における発行済株式総数を記入してください。増資や減資、株式の分割などによりその課税年度中に発行済株式の総数に異動が生じた場合には次の算式により計算します。  
 (前課税年度の日々発行済株式の総数×日数)  
 ÷前課税年度の日数=発行済株式の総数の平均

9 公開会社の関連会社であるかどうかは、源泉徴収による課税の場合には、その所得の支払が行われる日(配当については、その配当の支払を受ける者が特定される日)が、課税年度終了の日である場合にはその課税年度を通じて、課税年度終了の日以外の日である場合にはその課税年度中のその支払が行われる日に先立つ期間及びその課税年度の直前の課税年度を通じて判定します。  
 なお、「年月日現在の株主の状況」の各欄には、上記の判定期間に属するいずれかの日の株主の状況について、記載してください。また、株主等による保有が間接保有(中間所有者はこの付表の「A」又は「B」に該当するいずれかの締約国の居住者に限ります。)である場合には、各株主の「間接保有」の欄に✓印を付した上、間接保有の状況について適宜の様式に記載し添付してください。

10 公益団体とは、「1」の租税条約の相手国の法令に基づいて組織された者で、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために租税条約の相手国において設立され、かつ、維持されるものをいいます。設立趣意書及び実際の活動状況について確認が可能な書類(パンフレット等の写しなどでもかまいません。)を添付してください。

11 年金基金とは、「1」の租税条約の相手国の法令に基づいて組織され、租税条約の相手国において主として退職年金その他これに類する報酬の管理又は給付のため設立され、かつ、維持されるとともに「1」の租税条約の相手国において上記の活動について租税を免除されるものをいいます。

12 (a)の要件を満たすかどうかは、源泉徴収による課税の場合には、その所得の支払が行われる日(中間配当以外の配当については、その配当に係る会計年度の終了の日とします。)が課税年度終了の日である場合にはその課税年度を通じて、その課税年度終了の日以外の日である場合にはその課税年度中のその支払が行われる日に先立つ期間及びその課税年度の直前の課税年度を通じて、判定します。  
 その他の場合には、その所得の支払が行なわれる課税年度の総日数の半数以上の日において要件を満たす必要があります。  
 なお、「年月日現在の株主等の状況」の各欄には、上記の判定期間に属するいずれかの日の持分を有する者の状況について、記載してください。また、株主等による保有が間接保有である場合には、持分を有する者の「間接保有」の欄に✓印を付した上、間接保有の状況について適宜の様式に記載し添付してください。

13 総所得とは、事業から取得する総収入の額からその収入を得るために直接に要した費用を差し引いた残額をいいます。  
 第三国居住者に対する支払には、通常の方法において支払われる役務又は有体財産に関する支払(独立企業間価格によるものに限りません。)や商業銀行に対する金融上の債務に関する支払(その支払に関する債権がその第三国居住者である銀行のいずれかの締約国にある恒久的施設に帰属するときに限りません。)は含まれません。  
 なお、申告の場合と源泉徴収の場合とは判定基準が異なりますのでそれぞれの欄に記入してください。

14 あなたが関連者(持分の50パーセント以上を所有する者など一定の要件を満たすものをいいます。)を有する場合又は組合の組合員である場合には、その関連者又は組合があなたの居住地国において行う営業又は事業の活動はあなたが居住地国において行う営業又は事業の活動とされます。

15 「Cの(a)」の「自己の勘定のために投資を行い又は管理する活動」とは、投資としての性格を有する活動をいい、例えば、自己の計算において、配当等の収益を得るために株式等の取得や管理のみを行う活動が該当します。

16 「Cの(b)」の「所得が居住地国において従事している営業又は事業の活動に関連又は付随して取得されるものであること」とは、その所得の基因となる活動が居住地国において従事している営業又は事業の活動そのものである場合やその活動が居住地国における営業又は事業の活動と一体のものとして行われる場合において取得される所得をいいます。

17 「Cの(c)」の「日本国内において行う営業又は事業の活動との関係で実質的なものであること」とは、日本国内において自ら又は関連会社が行う営業又は事業の活動から所得を取得する場合の追加的な条件であり、その資産の価額、所得額等からみてその居住地国において行う営業又は事業の活動の規模が日本国内の活動と比べて僅少である場合や営業又は事業全体の貢献度からみて居住地国の活動の貢献度がほとんどない場合にはこの条件を満たしません。

この付表に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

8 The number of the shares shall be counted as follows:  
 (1) "Average Number of Shares outstanding" and "Number of Shares traded on Recognized Stock Exchange" must be counted for the taxable year prior to the taxable year in which this attachment form will be submitted.  
 (2) If the numbers of shares outstanding did not change during the prior taxable year, the average number of shares outstanding is the number of shares outstanding at the end of the prior taxable year.  
 If the numbers of shares outstanding changed during the prior taxable year due to increase/decrease of capital or split of share, the average number of shares outstanding is calculated as follows:  
 (total number of shares outstanding for each day in the prior taxable year × number of days) ÷ (number of days in the prior taxable year)

9 In case of withholding taxation, if the day of income payment (in case of dividends, the day when the recipient of the dividends is determined) is the last day of a taxable year, whether a company is "Subsidiary of Publicly Traded Company" is tested for the whole of the taxable year, and if the day of income payment is not the last day of the taxable year, for the part of the taxable year which precedes the day of payment and the whole of the prior taxable year.  
 In "State of shareholders as of (date)", provide information on the state of shareholders as of an appropriate date in the above test period. If shares are indirectly owned (each intermediate owner must be a resident of either of the contracting countries falling under A or B in this attachment form), check the "Indirect Ownership" box, and attach a separate sheet explaining on the indirect ownership.

10 "Public Service Organization" is an entity organized under the laws of the other contracting country of the convention mentioned in 1 and established and maintained in that contracting country exclusively for a religious, charitable, educational, scientific, artistic, cultural or public purpose.  
 Attach prospectus for establishment and document that explains the organization's actual activity, e.g., copy of PR brochure.

11 "Pension Fund" is a juridical person that is organized under the laws of the other contracting country of the convention mentioned in 1, and is established and maintained in that country primarily to administer or provide pensions or other similar remuneration, including social security payments, and is exempt from tax in that country with respect to these activities.

12 In case of withholding taxation, if the day of income payment (in case of dividends other than interim dividends, the last day of fiscal year) is the last day of a taxable year, whether the condition stated in (a) is satisfied is tested for the whole of the taxable year, and if the day of income payment is not the last day of taxable year, for the part of the taxable year which precedes the day of payment and the whole of the prior taxable year.  
 In all other cases, whether the condition satated in (a) is satisfied is tested for at least half the days of the taxable year.  
 In "State of Shareholders as of (date)", provide information on the state of shareholders as of an appropriate date in the above test period. In case shares are indirectly owned, check the "indirect ownership" box, and attach a separate sheet explaining the indirect ownership.

13 "Gross Income" is the total revenues derived from business less the direct costs of obtaining such revenues. Payment to third country residents does not include arm's length payments in the ordinary course of business for services or tangible property and payments in respect of financial obligations to a commercial bank, provided that such payment is attributable to a permanent establishment of a third-country resident bank situated in one of the contracting countries. Note that different tests will be used for tax returns and withholding tax, and use the appropriate column.

14 If you have an affiliated corporation (which satisfies certain conditions, e.g., you own 50% or more of its shares), or if you are a partner of a partnership, trade or business of the affiliated corporation or the partnership in your country of residence is considered as your trade or business in that country.

15 "Making or managing investments for the resident's own account" in (a) of C is an activity which has the nature of investment such as activities of acquiring and managing shares in order to obtain dividends or other benefit in the resident's own account.

16 "Income is derived in connection with or is incidental to that trade or business" in (b) of C is an income derived from activities which themselves are the trade or business in the country of residence, or which are conducted as part of the trade or business in the country of residence.

17 "Substantial in relation to the trade or business activity conducted in Japan" in (c) of C is an additional condition if you derive income from a trade or business activity in Japan by yourself or your affiliated corporation. If the volume of trade or business in the country of residence is insignificant in comparison with the activities in Japan in terms of value of asset or amount of income, or the contribution of the activity in the country of residence is negligible in the contribution of the total trade or business, you do not satisfy this condition.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.

8 公開会社の関連会社であるかどうかは、源泉徴収による課税の場合には、その所得の支払が行われる日(配当については、その配当の支払を受ける者が特定される日)が、課税年度終了の日である場合にはその課税年度を通じて、課税年度終了の日以外の日である場合にはその課税年度中のその支払が行われる日に先立つ期間及びその課税年度の直前の課税年度を通じて判定します。  
 なお、「年月日現在の株主の状況」の各欄には、上記の判定期間に属するいずれかの日の株主の状況について、記載してください。また、株主等による保有が間接保有(中間所有者はこの届出書の「A」又は「B」に該当するいずれかの締約国の居住者に限ります。)である場合には、各株主の「間接保有」の欄に✓印を付した上、間接保有の状況について適宜の様式に記載し添付してください。

9 公益団体とは、「1」の租税条約の相手国の法令に基づいて組織された者で、専ら宗教、慈善、教育、科学、芸術、文化その他公の目的のために租税条約の相手国において設立され、かつ、維持されるものをいいます。設立趣意書及び実際の活動状況について確認が可能な書類(パンフレット等の写しなどでもかまいません。)を添付してください。

10 年金基金とは、「1」の租税条約の相手国の法令に基づいて組織され、租税条約の相手国において主として退職年金その他これに類する報酬の管理又は給付のため設立され、かつ、維持されるとともに「1」の租税条約の相手国において上記の活動について租税を免除されるものをいいます。

11 (a)の要件を満たすかどうかは、源泉徴収による課税の場合には、その所得の支払が行われる日(中間配当以外の配当については、その配当に係る会計年度の終了の日とします。)が課税年度終了の日である場合にはその課税年度を通じて、その課税年度終了の日以外の日である場合にはその課税年度中のその支払が行われる日に先立つ期間及びその課税年度の直前の課税年度を通じて、判定します。  
 その他の場合には、その所得の支払が行なわれる課税年度の総日数の半数以上の日において要件を満たす必要があります。  
 なお、「年月日現在の株主等の状況」の各欄には、上記の判定期間に属するいずれかの日の持分を有する者の状況について、記載してください。また、株主等による保有が間接保有である場合には、持分を有する者の「間接保有」の欄に✓印を付した上、間接保有の状況について適宜の様式に記載し添付してください。

12 総所得とは、事業から取得する総収入の額からその収入を得るために直接に要した費用を差し引いた残額をいいます。  
 第三国居住者に対する支払には、通常の方法において支払われる役務又は有体財産に関する支払(独立企業間価格によるものに限りません。)や商業銀行に対する金融上の債務に関する支払(その支払に関する債権がその第三国居住者である銀行のいずれかの締約国にある恒久的施設に帰属するときに限りません。)は含まれません。  
 なお、申告の場合と源泉徴収の場合とは判定基準が異なりますのでそれぞれの欄に記入してください。

13 あなたが関連者(持分の50パーセント以上を所有する者など一定の要件を満たすものをいいます。)を有する場合又は組合の組合員である場合には、その関連者又は組合があなたの居住地国において行う営業又は事業の活動はあなたが居住地国において行う営業又は事業の活動とされます。

14 「Cの(a)」の「自己の勘定のために投資を行い又は管理する活動」とは、投資としての性格を有する活動をいい、例えば、自己の計算において、配当等の収益を得るために株式等の取得や管理のみを行う活動が該当します。

15 「Cの(b)」の「所得がその営業又は事業の活動に関連又は付随して取得されるものであること」とは、その所得の基因となる活動が居住地国において従事している営業又は事業の活動そのものである場合やその活動が居住地国における営業又は事業の活動と一体のものとして行われる場合において取得される所得をいいます。

16 「Cの(c)」の「日本国内において行う営業又は事業の活動との関係で実質的なものであること」とは、日本国内において自ら又は関連会社が行う営業又は事業の活動から所得を取得する場合の追加的な条件であり、その資産の価額、所得額等からみてその居住地国において行う営業又は事業の活動の規模が日本国内の活動と比べて僅少である場合や営業又は事業全体の貢献度からみて居住地国の活動の貢献度がほとんどない場合にはこの条件を満たしません。

この付表に記載された事項その他租税条約の規定の適用の有無を判定するために必要な事項については、別に説明資料を求めることがあります。

8 In case of withholding taxation, if the day of income payment (in case of dividends, the day when the recipient of the dividends is determined) is the last day of a taxable year, whether a company is "Subsidiary of Publicly Traded Company" is tested for the whole of the taxable year, and if the day of income payment is not the last day of the taxable year, for the part of the taxable year which precedes the day of payment and the whole of the prior taxable year.  
 In "State of shareholders as of (date)", provide information on the state of shareholders as of an appropriate date in the above test period. If shares are indirectly owned (each intermediate owner must be a resident of either of the contracting countries falling under A or B), check the "Indirect Ownership" box, and attach a separate sheet explaining on the indirect ownership.

9 "Public Service Organization" is an entity organized under the laws of the other contracting country of the convention mentioned in 1 and established and maintained in that contracting country exclusively for a religious, charitable, educational, scientific, artistic, cultural or public purpose.  
 Attach prospectus for establishment and document that explains the organization's actual activity, e.g., copy of PR brochure.

10 "Pension Fund" is a juridical person that is organized under the laws of the other contracting country of the convention mentioned in 1, and is established and maintained in that country primarily to administer or provide pensions or other similar remuneration, including social security payments, and is exempt from tax in that country with respect to these activities.

11 In case of withholding taxation, if the day of income payment (in case of dividends other than interim dividends, the last day of fiscal year) is the last day of a taxable year, whether the condition stated in (a) is satisfied is tested for the whole of the taxable year, and if the day of income payment is not the last day of taxable year, for the part of the taxable year which precedes the day of payment and the whole of the prior taxable year.  
 In all other cases, whether the condition satated in (a) is satisfied is tested for at least half the days of the taxable year.  
 In "State of Shareholders as of (date)", provide information on the state of shareholders as of an appropriate date in the above test period. In case shares are indirectly owned, check the "indirect ownership" box, and attach a separate sheet explaining the indirect ownership.

12 "Gross Income" is the total revenues derived from business less the direct costs of obtaining such revenues. Payment to third country residents does not include arm's length payments in the ordinary course of business for services or tangible property and payments in respect of financial obligations to a commercial bank, provided that such payment is attributable to a permanent establishment of a third-country resident bank situated in one of the contracting countries. Note that different tests will be used for tax returns and withholding tax, and use the appropriate column.

13 If you have an affiliated corporation (which satisfies certain conditions, e.g., you own 50% or more of its shares), or if you are a partner of a partnership, trade or business of the affiliated corporation or the partnership in your country of residence is considered as your trade or business in that country.

14 "Making or managing investments for the resident's own account" in (a) of C is an activity which has the nature of investment such as activities of acquiring and managing shares in order to obtain dividends or other benefit in the resident's own account.

15 "Income that is derived in connection with or is incidental to that trade or business" in (b) of C is an income derived from activities which themselves are the trade or business in the country of residence, or which are conducted as part of the trade or business in the country of residence.

16 "Substantial in relation to the trade or business activity conducted in Japan" in (c) of C is an additional condition if you derive income from a trade or business activity in Japan by yourself or your affiliated corporation. If the volume of trade or business in the country of residence is insignificant in comparison with the activities in Japan in terms of value of asset or amount of income, or the contribution of the activity in the country of residence is negligible in the contribution of the total trade or business, you do not satisfy this condition.

If necessary, the applicant may be requested to furnish further information in order to decide whether relief under the Convention should be granted or not.